東アジア研究

East Asian Studies

13・14
合併号
2013年4月

東北アジアクルーズ市場と都市観光の活性化
―日本の福岡と韓国の済州道― …… 金　戊丁

国境を越えた韓国「民主化」―「自由」と「参加」を求めて― …… 木村　貴

マレーシアの電機産業と FTA …… 猿渡　剛

現代中国思想における東アジアの視座 …… 徐　涛

2012年度　学会活動

東アジア学会

東アジア研究 第13・14合併号

目　次
CONTENTS

〈論　文〉

東北アジアクルーズ市場と都市観光の活性化
―日本の福岡と韓国の済州道― …… 金　戊丁　1
A Study on the cruise of Northeast Asia; KIM Moojung
With the Case of Fukuoka and Cheju

国境を越えた韓国「民主化」
―「自由」と「参加」を求めて― …… 木村　貴　31
Korean “Democratization” beyond Borders: KIMURA Takashi
In Search of “Freedom” and “Participation”

マレーシアの電機産業と FTA …… 猿渡　剛　49
Malaysian Electronic Industry and Free Trade Agreement SARUWATARI Tsuyoshi

現代中国思想における東アジアの視座 …… 徐　涛　67
The Perspective of East Asia in Contemporary Chinese Thought XU Tao

〈活動報告〉

2012年度　学会活動 …… 85
Year 2012 Activity Report

東北アジアクルーズ市場と都市観光の活性化

―日本の福岡と韓国の済州道―

A Study on the cruise of Northeast Asia;
With the Case of Fukuoka and Cheju

金　　戊丁
KIM Moojung

はじめに

都市観光（Urban Tourism）とは、「都市の各種施設や都市イメージ、さらには観光目的地となる都市の周辺施設や環境まで含め、都市の内部で行われる観光現象」を意味する。都市観光は、1970年代のイギリスで発生した都市問題の解決策の一環として行われた「都市再生」がその始まりと言われている。しかし、都市観光のための都市企画は観光客の集客だけではなく、都市経営そのものに観光的な要素を投入するため、他の都市活動、つまり経済政策、住宅問題、都市インフラなどと連動させるために構造的な調和を図ることは決して容易ではない。日本で「都市観光（Urban tourism、City tourism）」が注目されてきたのは、2000年以降のことで、つまり国策事業の一つとして考えるようになった2001年からである（安村 2006）。しかし、日本の場合、昔からの歴史と自然遺産を中心とした都市観光だったが、イギリスは単なる観光客の集客ではなく、都市経営そのものに観光的な要素を投入、他の都市活動、すなわち経済政策、住宅問題、都市インフラなどと連動させる構造的な調和を図った（Page 1995）ことにイギリス都市観光の意味がある。

都市観光に対する関心は、大きく２つに考えられる。まずは、観光地自体の訪問客増加による諸問題を把握し、対応しようとする「都市政策的」な側面、もう１つは、イギリスのようにポストモダン社会において都市産業の「更新手段」という側面から考えられる（Lee&Choi 2004）。 最近、このような都市の観光政策と地域活性化のために福岡市が目を向ける分野が「クルーズ産業」である。

約10年前、UNWTO（世界観光機構）は、21世紀の観光客は所得の増加にもかかわらず余暇時間が減少することにより、短時間で多様な経験が可能であるクルーズ観光の需要が増えると予想した。その予想通り、世界的に観光の形態がより多様化になり、また生活水準が向上することにより、海洋観光に対する需要が急速に増加している。つまり、クルーズ観光の成長が著しくなったのである。クルーズ産業は持続的な需要の増加とともに成長潜在力も認められているうえに、特に東北アジアのクルーズ市場は中国の成長とともにさ

らなる成長が期待される。日本は、東北アジア三国の中で、地理的立地、基盤施設、観光資源の側面で最もクルーズに適合している。クルーズ船が接岸できる港湾は９つもある。しかし、クルーズ観光の寄港地としてはいくつかの問題点が挙げられる。つまり、静的観光が主流である観光資源の側面、外国人観光客の入国審査という政府管理上の問題、それによる寄港地観光の時間不足、そして免税店の不在という事業上の問題点などがある。このように成長するクルーズ観光市場の競争のなか、寄港地として魅力性を確保するためにはどのようにするべきであろうか。これからクルーズに関する理論的考察を始め、クルーズ寄港地として毎年増加傾向を見せている日本の福岡市と韓国の済州道を、ケーススタディとして東北アジアのクルーズの現況と属性についても調べ、都市観光の一部分として持続的な需要を創出できるようにいくつかの課題を指摘してみることにした。

１．都市観光とは何か

都市観光に関する考察をする際にまず、その観光対象の背景となる空間、つまり都市自体のことを考える必要がある。なぜならば、都市観光は都市という空間で行われる社会現象であり、またその観光の対象となる各種のアトラクションも都市の生活様式と無関係ではないからである。都市観光を言及する文献のほとんどは都市観光の明確な定義を行っていない。その理由として、都市という空間の特殊性からみると、都市内で発生する観光現象と現居住のための都市施設との区別があいまいであることが指摘できる。つまり、都市観光はその実態の把握が難しく、論者の関心が結局は政策的実践目的のほうに傾く傾向があるからである（堀野 2006）。北條[1]は、都市観光とは、「（魅力ある）近代的・現代的都市機能などを享受するために行う日常生活圏を離れた余暇活動」とし、また溝尾は「都市には、会議、飲食、芸術文化の鑑賞、スポーツ観戦、近代建造物や再開発地域などの視察、買い物など、さまざまな目的で旅行者が訪ねる」のであり、「このような都市の魅力を求めて訪れる人が多い都市が都市観光地」なのだとする（溝尾 2003）。また外国の文献においても、Murphy（1985）は、「都市的（town or city）環境の中で発生する観光であり、観光都市それ自体よりは広義的概念として農村観光、非都市観光（rural tourism、non-urbantourism）と対比する概念」として定義した。金一龍（1997）は、「都市という空間、都市が持っている風物を、人間のすべての感覚器官で確認し、都市が表す光、音、形、匂いに至る地域や場所の特質を（観光客）自らの五感を利用、経験、知識化もしくは情報化する行為」だと述べた。

さらに、「九州経済調査協会」は「九州経済白書2003」で、都市観光に関する調査の中で、「観光都市」と「集客都市」を区別したが、前者は昔から多くの観光客を集めてきて、相対的に遠方から訪れる観光客を主要なターゲットとする都市を示し、一方、後者は、都

[1] 溝尾（2003）から再引用

市の日常ユーザーも含めたビジター全般をターゲットとする。言い換えれば、観光都市は観光客を惹き付けるために観光特化型の都市を目指すのに対して、集客都市は都市本来の姿である多様性を追求する方向で街づくりを志向する。このようなさまざまな概念の展開にもかかわらず、都市観光に関して明確な定義ができていない理由は、都市の機能などの多様性に起因する。つまり、最近まで都市観光は経済的、社会的、地理的研究の一部分としてしか評価されず、結果的にその重要性が認識できなかったからだと思われる（Shaw& Williams 1994）。

２．都市観光の類型と特性

観光は基本的に送出地と目的地という２つの空間で成立する。観光目的地になる空間はまず、都市か非都市かで分けられる。都市観光は、都市の複合的な施設、多様な文化などをベースとして主な観光が都市の中で行われる反面、非都市観光（rural tourism[2]）は自然を中心とする場所で行われる観光を意味する。さらに都市も「立地的分類」、「形態的分類」、「機能的分類」で分けられるが、まず「立地的分類」は「位置（site）」と「場所（situation）」に区分できる。「位置」は、絶対的・地理的位置を意味し、「場所」は相対的・交通的位置を意味する。「形態的分類」は、都市建設の目的、時代の様式と技術、自然的条件によって左右される。最後の「機能的分類」は、都市システムの中での多様な都市の役割を意味する。つまり、ある都市が都市システム上、他都市との交流や独自的に都市機能

表１　観光都市の類型分類

分類基準	類型分類	事　　例
形　　態	ショッピング観光、イベント観光、文化観光、ビジネス観光、休養観光	香港、ニース（フランス）、アトランタ（米）など
立　　地	海岸型、山岳型、内陸型、水辺型	神戸（日）、ジュネーブ（スイス）など
※資　　源	歴史型、文化型、自然型、産業型、エンターテインメント型	奈良（日）、北九州（日）、別府（日）
都市機能	複合機能	ソウル（韓国）、東京（日）
	単純機能：漁業型、工業型、交通型、教育型、情報型など	福岡（日）

Kim Hyangja and Yoo Jiyoon（2000）「都市観光の振興方案研究」韓国観光研究院より修正
注：観光「※資源」の分類は最後のページを参考

[2] 本来「rural tourism」は「農村観光」と訳する場合が多いが、他にも「Green tourism」などの用語もあるため、本論文では「都市（urban）」の相対的意味として「rural」と表記する。

を遂行することを言う（Kim and Yoo 2000）。

都市観光においての「観光客」概念は、一般的な観光客の概念[3]よりは拡大される傾向がある。これは一般的な観光客に「日帰り客（day-tripper）」と「一時的都市利用者（経由者）」まで含めているからである。Ashworth & Tunbridge（1990）は、このように都市を訪問する都市観光客を「意図的利用者」と「偶然的利用者」とに分け、さらにそれらを「都市内部の意図的利用者と偶然的利用者」と「都市外部の意図的利用者と偶然的利用者」の４つに区別した。では、観光客はなぜ都市を観光目的地とするのか。Law（1993）によると、都市は玄関口であり、拠点としての役割も果たしているため、都市自体が独自的な誘引力を持っていると述べながら、アメリカのDenver市とカナダのVictoria市を訪問する観光客の訪問動機を調査した。まずDenver市[4]を訪問する目的は「都市の独特的特性と都市景観、大衆性、都市景観、野外レクレーション」などで、Victoria[5]市の訪問目的は「魅力的景観、清潔な町、気候、各種の魅力物」などである。２つの都市の訪問目的調査の結果からみられる要素は世界どこの都市観光においても欠かせない要素であろう。つまり、このような要素から考えてみると、都市観光客は一般観光客より、複数の目的（multi-purpose）と動機、季節の影響が少ないこと、滞在期間は短期、多様な年齢層といった特徴があり、さらに都市観光の特徴は「自然とともに調和ある人工魅力物、歴史的な要素、立地」などが重要であると考えられる。

このように、都市観光の目的と合致できる都市の構成要素は、Jansen & Verbeke（1986）とBurtler（1991）によって以下のように体系化された。

一方、Burtler（1991）は、都市の吸引要素を６つに分けているが、Jansen-Verbekeのように都市内部の項目を挙げているのではなく、むしろ都市の観光吸引力を等級化したものだと言える。彼によると、観光吸引要素は、①国際的に認定（international recognition）され全世界に吸引力を発揮する都市（例：ロンドン、パリ）、②国際的に認定されているが制限的・特別な場所（例：ピラミッド）、③国家的に幅広い吸引力がある都市、④専門的な吸引要素がある都市、⑤地域的な吸引要素（regionalappeal）、⑥地方的な吸引要素（Local appeal）として区別できる。このJansen & VerbekeとBurtlerの理論は、現在、都市観光を企画する都市においては不可欠な研究であろう。なぜなら、ある都市が観光都市として成長を図ろうとする際、まずはBurtlerの理論を応用し、その都市の国内・国外的イメージを分析する必要がある。これによって、その都市の特性とレベルがまず分かるようになり、それから「表２」のような観光的な要素が都市観光の要素となる。むろん、観光客のニーズと観光市場の変化によって、都市観光においての必要要素も変わってきたかもしれない

[3] WTO（World Tourism Organization：世界観光機構）の概念

[4] アメリカのコロラド州の主都。中西部でもっとも大きい都市であり、コンパクトな空間に自然史博物館、美術館、動・植物園などが密集、さらにロッキー山を中心とするアウトドアスポーツが活性化している。

[5] カナダのBritish Columbia（BC）州の主都。多くの歴史的建造物とカナダ西部でも屈指の博物館があり、カナダでも特に温暖な気候で１年を通じてアウトドアも可能な都市。

表２　都市観光の構成要素

１次的要素		２次的要素
活動場所 （activity place）	**レジャー構造** （leisure setting）	・ホテルと飲食 ・マーケット ・ショッピング施設
文化施設 ・コンサートホール ・映画館と劇場 ・展示館 ・博物館と美術館 **スポーツ施設** ・室内と室外 **娯楽施設** ・ビンゴホール ・カジノ ・フェスティバル ・ナイトクラブ ・定期イベント	**物理的特性** ・各種の遺跡 ・教会（宗教）建物 ・港湾 ・歴史的な街 ・特徴ある建物 ・公園と緑地 **社会・文化的な特徴** ・民族的 ・友好感 ・言語 ・生活感ある環境 ・地域的習慣 ・安全	**付加要素** ・接近性と駐車施設 ・観光客用施設： 案内所、表示、カイド、 地図とパンフレット

出典：Jansen-Verbeke（1986）「The element of tourism」

が、都市観光を計画する立場からみると、この２つの理論は基本的なベースとして充分に使われると考えられる。

３．都市観光の特性と戦略方向

都市観光の開発意味は前述したように1970年代以降、都市経済活動の停滞と観光産業の成長という２つが考えられる。しかし、都市観光による経済振興と雇用創出は簡単に成り立つ公式ではない。つまり、観光への投資はまず、施設開発と観光事業の発掘、インフラの構築というハード的側面のうえに、都市（場所）マーケティング、都市イメージの構築などのソフト的側面からも考えないといけない。大都市は、基本的にそれ自体が観光地としてなりうるが、都市政策において観光が重要な役割を果たすためにはまず、「なぜ、観光客はこの都市を訪ねるのか」という基本的要素を特定し、そこから派生する都市訪問の外部的要因、選択的要因などを明確にする必要がある。

では、まず都市観光の特性について調べてみよう。都市観光は、一般観光、例えばリゾート（自然観光）、文化遺産観光などとは異なる特性をみせるが、それはだいたい都市という空間の独特性に起因する。

都市観光の特性としては大きく７つが挙げられる。まず、１つ目は「**模倣性**」である。都市内の多様な施設と観光資源はその都市を特徴づける重要要素であるが、都市はこのような空間的魅力だけではなく、夜景、夜市場のように時間的魅力も発揮できるようなシステムを持っている。しかし、都市で確認できる時間・空間の魅力の多様性と異質性は、他都市から模倣されやすい問題もある。つまり、ある都市施設とイベントが脚光を浴びるようになると、次々に他の都市にも類似な施設やイベントが相次ぐ。この結果、観光客からみると、どの都市を訪問しても街の特徴がない「千篇一律」の空間となってしまう。

要するに、特に人口規模、地理的特性、類似する観光資源などを持っている都市は、国内都市であれ、海外都市であれ、相互模倣が可能である。むろん、都市政策から、他都市の成功事例を分析する事は間違っていない。しかし、この事例の参考と模倣の間の限界がどこであるのかはまず政策側面から考えるべきである。一方、Law（1993）は、このような模倣から脱却するために、都市行政は観光客の水準に対応できるよう都市を改善、維持するため持続的な投資を行うべきだと述べているが、観光産業に後発として参加した都市は、投資する資金を確保する事さえ非常に難しいのが現実的な問題である。

二つ目の特性は「**集積性**」である。特に、都市は文化・芸術産業が中心的役割として作用、集積するパターンを持っている。都市を訪問する人々は、その都市の生活様式と全体的な都市文化体験を追求する。これは、海外からの観光客のみならず、地域の中心都市を訪問する国内観光客からもみられる傾向である。特に、文化という側面は、スポーツやファッション、ライフ・スタイルなどの要素が、芸術側面ではコンサート、映画、展示会などが含まれ、観光だけではなく、集客の側面からも重要な役割を果たしている。最近、このような産業は集積化現象が著しく、フランスのポンピドゥセンター[6]はその代表的な集積空間といえる。また、韓国の釜山の場合、1996年から「釜山国際映画祭（PIFF）」を開催、都市のイメージを単なる観光都市から、一挙に文化観光都市へ転換するのに成功した[7]。さらに釜山が、数多い映画撮影地として場所を提供する際地域の映画関連産業施設も提供することによって文化産業の集積を有効に実現、活用、再投資していることは、前述の「模倣性」で言及した再投資の資金確保という側面と関連して考えても良いだろう。

都市観光の三つ目の特性は「**玄関口**（gateway）」である。観光客が都市を訪れるだけではなく、他の主要都市や地域への移動のためにも、空港や港、鉄道、そして道路を利用することになるが、このような玄関口の役割が都市機能として強化されている。本来、玄関口の機能というのは観光のために開発されたインフラではなく、都市インフラを自然に観

---

[6] ポンピドゥセンター（Centre Pompidou）は、1977年、フランスのパリ4区に開館した総合文化施設で正式名称は「ジョルジュ・ポンピドゥ国立美術文化センター（Centre National d'Art et de Culture Georges Pompidou）」。様々な形態の現代美術、音楽、ダンス、映画などの拠点をパリ中心部に設けようとする意図から計画されたセンター。

[7] しかし、釜山国際映画祭の成功で、韓国の都市の間では国際映画祭の誘致ブームが始まり、富川国際映画祭（1997～）、ソウル国際映画祭（2000～）、全州国際映画祭（2000～）、光州国際映画祭（2001～）などが開かれるようになった。これは、都市間「模倣性」の例として考えてみるべき問題である。

光に活用したものである。しかし、玄関口の役割と機能は都市によって多少の差があるが、大都市は金融、交通、商業、行政などの多様な分野の中心であるうえに、空港という強力な都市資源があるため、集客、情報側面から地方都市より非常に優位性を確保、維持できる現状がある。一方、中小都市の玄関口としての役割は大都市と類似した機能をはたしてはいるが、その規模や水準には限界があり、観光側面からも、都市自体のインフラというより外部からの観光客のための人為的側面が優先される特徴がある。

四つ目の特性は「**多様な開発戦略**」である。有名なリゾート、観光地などは、一部を除き、季節、交通などの要因による訪問客数の ON・OFF シーズンサイクルを持つ。しかし、都市観光は、一般的な観光地より広範囲な潜在需要を持っている。つまり、都市には観光客以外にも都市住民が常に観光資源の潜在需要者として待機しており、しかもこの都市住民は観光客より実際需要者として転換される可能性が非常に高い。さらに、地域内の情報伝達の速さ、移動の容易性などを考えてみると、各所の都市観光資源に対する需要創出のための施設の維持や更新などの戦略が多様に展開できる特性もある。

都市観光の五つ目の特性は「**空間の象徴性とイメージの創出**」である。都市は地域の特性を極大化させた各種の記号とイメージによって象徴化されるが、これは地域マーケティング側面からも有効的な手段となる可能性が高い。要するに、前述した「集積性」と関連して都市の機能性を特化することである。このような都市のイメージは、「なぜ観光客がその都市を訪問したがるのか」という心理的な要因にも影響を及ぼす。つまり、都市は、そこでしかできない真正的（authenticity）経験をイメージとして販売しているのだ。六つ目の特徴は「**インフラの共有**」である。都市観光は、その特性上、多様な需要者のニーズに合わせるようになるが、特に外部からの訪問客とともに都市内部の住民からの需要も考えなくてはならない。そもそも都市開発の関係者は都市水準の向上と高所得者の居住を望む傾向がある。このような傾向によって、都市は各種の施設の誘致と維持に力を注ぐようになるが、これに伴って特に余暇に関する量的・質的成長も著しく増えている。それに伴い、都市内の公共施設が観光機能を持つようになり、自然に都市の内部・外部の人々が共有できるインフラを構築することによって高い社会的完成度が実現できるのである。

最後の七つ目特徴は「**空間の差別性**」である。前述した都市内部の充実した余暇機能は、特に都市志向的な高所得層のライフ・スタイルと一致する傾向がある。Yuppies 族[8]、DINKS 族[9]として代表される現代人の生活様式を言うまでもなく、映画館、カフェ、商店街、博物館、ホールなどの余暇施設はすでに都市において不可欠な施設になっている。

しかし、このような観光機能の集積化は、都市空間活用という側面から思わぬ弊害をも

---

[8] Yuppies 族：高等教育をうけ、都市の近居に居住、専門職の高所得層の若い世代。Yuppies とは、若い（Young）、都市化（Urban）、専門職（professional）の「YUP」から来た。

[9] DINKS 族：「Double Income No Kids」の略語。Yuppies 族とともにベービブーム世代の生活様式と価値観を表す用語。社会的関心と国際感覚を持ち、相手の自由と自立を尊重、金銭と出世を目標として子供がいない共働きの夫婦。

たらすこともある。つまり、都市の消費的余暇活動空間はだんだん高度な消費を追求するようになり、結局は特定の社会階層のための閉鎖的・差別的な空間に変容する可能性が指摘できるのである。したがって、同じ都市空間の中で、相対的な空間分離現象が発生するのである。世界的に有名なリゾートである「地中海クラブ（ClubMed）」も、観光客にとっては最上のサービスと条件を揃えているが、周辺の居住民は利用できないだけではなく、さらには接近すらできない一種の「空間的な島」になってしまったという指摘があるように、最近の都市空間も社会的な不均等が深刻化しているのは確かな問題である。しかし、都市空間開発の一部として社会階層間の差別化、消費の高級化という立場からみると、このような空間的分離はある程度認めざるをえないのが現実であるだろう。

４. 九州の都市観光動向

日本政府観光局 JNTO の「JNTO 国際観光白書2009」によると、2008年の世界国際観光客数は2007年より1.9％増の９億2181万人に達している。これは、1999年の６億5690万人、1973年の２億９千万人などの数字に比べると飛躍的な成長である。このような成長は「表１」のように日本の海外旅行関連者数の変化からも確認できる。世界観光動向と同じく、日本も1980年代から海外観光客数が爆発的に増加、2000年代以降にはその需要が安定して

表１　日本の海外旅行者数

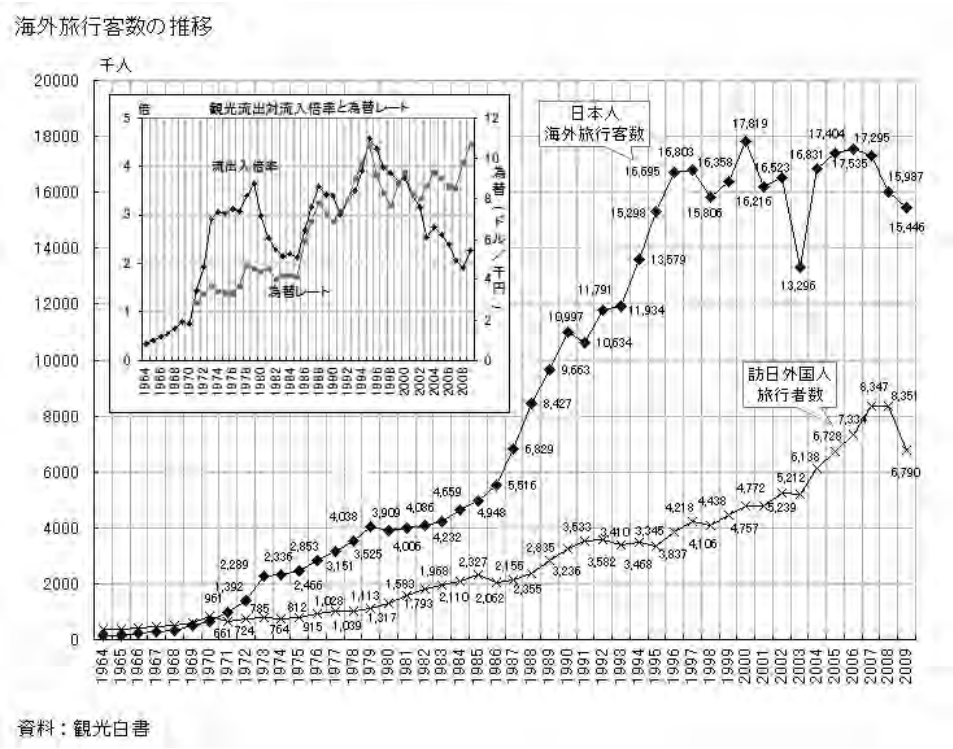

資料：観光白書

きたのが分かる[10]。そして日本を訪問する外国人の入国も持続的な増加傾向にある。

しかし、九州へ入国した外国人の数を見てみると、2007年を頂点として2009年には半分に近いほどその数が落ちている。これは、九州観光市場の特性である「対韓国市場への高い依存性」をよく反映している。つまり、九州を訪問する外国人観光客の60％以上を韓国が占めているため「為替」は両国の観光市場に非常に高い影響を与える。

つまり、「表２」と「表３」を見ると、九州観光市場においての韓国への依存度が分かる。円安の2007年には九州を訪問した外国観光客数が90万人を超えたが、円高が始まる2007年の下半期からは急激に訪問者の数が減少している。地域的に、福岡の特徴は、外国人旅行者の出入口となる空港や港のインフラが整備されているほか、九州最大の都市としてショッピングや交通などの各種のインフラが構築され、都市観光においては最適な地理的条件を揃えている。このような福岡が、都市観光に興味を持つことは当然である。そも

表２　九州入国の外国人数

	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
九州への入国外国人数（万人）	63.1万人	79.1万人	92.7万人	87万人	59.8万人
対前年比（％）	11.9％	25.3％	17.2％	△6.1％	△31.3％
参考：全国の外国人入国者数	745万人	810.7万人	915.2万人	914.6万人	758.1万人
九州の対全国比	8.5％	9.8％	10.1％	9.5％	7.9％

出典：www.pref.oita.jp/chijikai/kyusen/2010data/3kankozuhyo.pdf

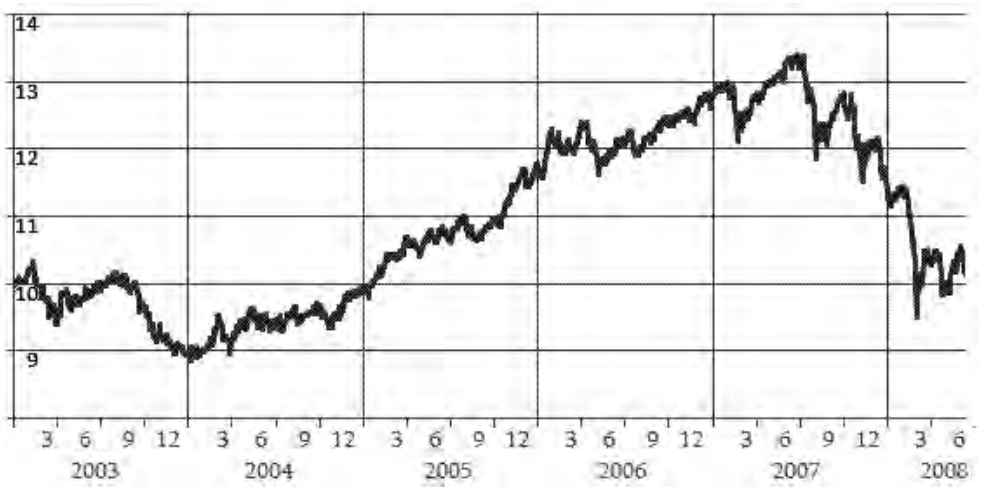

出典：http://www.btgp.org/BTG_KRWchart.htm
注：韓国ウォンに対しての日本円グラフ。
例えば、韓国の1000ウォンが2007年６月には135円だが、2003年12月には90円を意味。

表３　日本円と韓国ウォンの為替変動

[10] 2003年には、中国の SARS の影響で中国への観光客が急減

そも観光が浮上してきた理由として指摘できるのは、次の６つである。

1．工業が都市の成長を牽引する時代が終焉をとげたからである。北九州が観光に注力することも工業の相対的な地位低下が大きく影響を及ぼした。
2．都市成長の源泉の中で１つはサービス業の集積であり、福岡市もその成長がサービス業に大きく依存している。
3．人を集める魅力（集客力）は自然や歴史だけではなく、新規の施設、インフラ、イベントなどの人工的魅力物からも生みだせることを都市が認識し始めた。東京の TDL、大阪の USJ の他に、九州でも、佐世保のハウステンボスが観光的に成功したことは大きい意味を持つ。
4．交通網の整備に伴い、人の移動性・集客性が高まり、消費と購買の場所が多様化している。九州商業圏の中心である福岡は、九州新幹線などの国内交通をはじめ、アジアでは非常に海外からも非常に利便性高い交通網を有している。
5．景気低迷や既存産業の衰退の代わりに、観光から波及される雇用効果などの経済波及効果が期待されている。
6．人口減少などの社会問題に伴う域内経済の低下、特に購買力の低下を解決できる手段の一環として、域外、さらには海外からの購買力を吸引する戦略的取組が不可避となりそうだからである（九州経済白書 2003）。

このように九州は、外国人旅行者の誘客のため、各自治体も広域連携により、東アジアを中心に各国へのプロモーションや受入体制の整備に取り組んでいるが、特に最近は中国人観光客、特に富裕層をターゲットとするクルーズ観光客に目を向けている。これは、韓国に対する高い依存度問題を解決すると同時に、中国からのクルーズ客船誘致による地域活性化を図ることが期待できるからであろう。

５．クルーズの概念と動向

クルーズは、一般的に「cruise ship」、あるいは「cruise」と言うが、これは Netherland（オランダ）語で「渡る」、「横断する」という意味の「kruisen」がその語源であり、以降、英語の表記として「cruise」となった。クルーズの定義としてはまず、アメリカのクルーズライン国際協会（Cruise Lines International Assciation: CLIA）はクルーズを「浮かんでいるリゾート」として定義している。Kendall（1985）は「楽しみを追求する旅行者に多数の魅力的な港を訪問できるような旅行を提供する海岸航海」、Ritter & Schafer（1998）は「余暇環境に合わせ作られた船上旅行」、Wild（2000）は「様々な目的地を訪問し、乗船客の宿泊含め航海する有料の余暇旅行」として定義しているが、白井（2010）は４つのクルーズ定義として、①船に乗ること自体が旅行の主目的のひとつである。つまり、「船」そのものが主要な目的地である。②航空機や鉄道などの大体・振替の輸送機関としての船旅ではないこと。③船を単なる輸送機関としてではなく、船内でのレジャーや滞在・養生ライフを

楽しむことが乗船の主目的になっていること。④原則的には船内での宿泊が伴うこと、と述べている。つまり、以上の定義を総合してみると、クルーズは単なる輸送手段ではなく、余暇活動のための観光交通であり、旅行者には魅力的な港の訪問と宿泊を同時に提供する航海旅行だと言えよう。

最近、クルーズ産業は急激な成長傾向であり、CLIA は観光産業の中でもっとも成長が早い分野であると確信している。これは、1970年代に50万人であった北米クルーズ人口が2009年には1,350万人にまで増え、それによる全米での直接消費額は190億ドル、経済効果は402億ドル、効用効果は357,000人と推定している（飯田 2010）。

一般的に「クルーズ」というと、海洋クルーズを称すると思われるが、クルーズの運航場所、活動範囲、運航形態によって分類される（Kim & Seo 2000）。まず、場所による分類としては、一般的に海を利用し、観光目的地を循航する「海洋クルーズ」と、内陸の湖や川を運行する「内陸クルーズ」と分けられる。また活動範囲による分類としては、海上法上、国内の領海のみ運行する「国内クルーズ」と戒告の港まで運行する「国際クルーズ」と分類できる。そして運航形態による分類は、運航の特徴や方法により、「港湾クルーズ（harbor cruise or bay cruise）」、「諸島クルーズ（island cruise）」、「パーティクルーズ（party cruise）」、「レストランクルーズ（restaurant cruise）」、「長距離クルーズ（Leisure cruise）」、そして「外航クルーズ（ocean cruise）」と分類できる。

さらにクルーズは目標市場（target segment）によっても分類が可能だが、それは下記の「表４」の通りである。

表４　クルーズ市場の目標市場による分類

区　　分	特　　徴
Budget market	・クルーズ期間は多様、$80〜150（市場シェアは約５％） ・船舶が古い、あるいは小型で娯楽は少ないが、飲食やサービスが充実 ・My Travel、Thomson、Royal Olympia などの会社 ・カリブ海、地中海、バルト海などを中心に運航
Contemporary market	・３〜７日間、$100-150（市場シェアは約59%） ・最も人気ある現代的クルーズ、新しい船舶か、大型あるいはメガ級の大きさの船舶 ・初めてクルーズを経験する市場を対象 ・Royal Caribbean、Costa、NCL、Carnival などの会社 ・カリブ海、地中海
Premium market	・7-14日、$150-300（市場シェアは約30%） ・中・大型船舶 ・以前にクルーズ経験があるか、経済力がある階層 ・Celebrity、Holland America、Cunard などの会社 ・カリブ海、地中海、アラスカなど

区　　分	特　　徴
Luxury market	・７日間以上、$300-2,000（市場シェアは約２%） ・中・小型船舶 ・客室が広く、最上のサービスを提供 ・Crystal、Silversea、Seabourn などの会社 ・全世界
Expedition・Soft adventure market	・主に10日間以上の旅程 ・北極・南極などで野生動物の観察、軽い冒険観光を提供 ・船内のサービス、娯楽よりは学習を強調
Luxury sailing market	・現代式のクルーズ船ではなく、帆船という特別な経験を提供 ・Star Clippers、Windstar Cruises などの会社
Niche market	・７日間以上、$200-900（市場シェアは約４%） ・小型船舶 ・大西洋横断、沿岸、世界一周などの特別な経験を提供 ・A&K、Swan Hellenic、Orient Cruise Line など ・世界一周、大西洋、グリーンランド、アジアなど

・白井（2010）と韓国文化観光政策研究院（2006）から引用し、再編集。
・費用は US ドル、１日平均費用

1990年代、約500万人だった全世界クルーズ需要は、2000年には900万人以上、2006年は1,600万人、さらに2015年には2,000万人に至ると予測される。つまり、クルーズ産業は1990年から20年間、年平均８%の成長を見せ、世界観光客の増加率4.3%を上回っている。このような成長推移に関して UNWTO（世界観光機構）は、クルーズ観光こそが最短時間に多様な経験ができる最高の観光商品であり、観光産業の中で最も注目できる成長産業であると予想した。

このようなクルーズ産業の成長は、乗客の持続的増加を主な要因として考えられるが、その他にも競争による船社の値下げ、新しい航路の開拓、そしてヨーロッパとアジアの経済成長に伴う成長拡大なども挙げられる。

クルーズ市場の地域別占有率をみると、北米地域が圧倒的に多く、たとえば2005年の全世界クルーズ客、1,329万人に対して、北米地域が68%の925万人である。

表５　地域別クルーズ観光客数の推移と予想（単位：100万人）

	2005	2010	2015（予想）	2020（予想）
北米	9.25	12	14.5	17.2
ヨーロッパ	3.2	4.5	5.9	7.1
アジア	0.84	1.27	1.70	2.02
TOTAL	13.6	18	22.6	27

資料：Ocean Shipping Consultants, The Cruise Shipping Industry

伝統的にクルーズ産業が発達した北米やヨーロッパ市場が最も大きい占有率を見せているのは否定できないが、これからは日本、中国、韓国などのアジア地域の経済成長率と海外旅行の増加によりアジア市場でのクルーズ需要の成長が期待されている。つまり、クルーズ産業は一般パッケージ観光と直接的な競争関係を形成しているが、他のレジャー産業とは異なる特徴があるため不景気などの経済的環境に比較的影響を受けにくい。その特徴は、宿泊と移動手段がクルーズ船舶であるため、観光活動が容易であり、夜間に移動するため寄港地での短い時間内に多様で充実な観光ができること、さらにクルーズ船自体のエンターテイメントが楽しめるため、クルーズ船そもの物が観光対象となるという特徴を挙げられる。

表６　一般パッケージ観光とクルーズ観光の比較

	一般パッケージ観光	クルーズ観光
観光地交通手段	・陸上交通手段（宿泊地に移動するたびに荷物持参）	・夜間移動が基本 ・寄港地では簡単な服装だけで観光が楽しめる
飲食・宿泊	・ホテルの予約と確認、チェックインなどの手続き ・制限された飲食サービス、追加費用の発生	・高級レベルの客室提供、多様な飲食を多様な時間に提供
自由時間・オプショナルツアー	・日程による観光 ・参加したくないオプショナルツアーに参加する可能性もある	・寄港地観光を選択しない場合、船内で施設利用と共に休憩が可能
地上観光	・日程による固定観光	・寄港地によって多様な観光プログラム ・本人の希望、時間などによる選択肢
健康・治安	・現地病院でのコミュニケーション問題 ・窃盗、スリなどの被害可能性	・クルーズ船内の病院で対応、介護サービス、移送も可能 ・船内の治安維持、安全金庫の設置

資料：Lee（2003）より

上記のように、クルーズ観光は一般観光とは異なり、寄港地での滞在時間が８時間前後であり、比較的に短い。したがって、売春などのように社会的な問題を起こす時間がないという点、該当観光地の住民と衝突する可能性が低い点、そして寄港地からみると、短時間で非常に大きい経済波及効果が発生するという点から多くの国から持続可能な観光として認識されている。

しかし、一般的な観光と共に今まではクルーズも先進国中心で行われてきた。「豊かな北、貧しい南」と代弁できる世界観光システムはクルーズにおいても例外ではない。

表７　世界クルーズの主要市場

区　分	北　　米	欧　　米	ア　ジ　ア
メリット	・航空からの接近性 ・安い利用料 ・ノウハウと基盤施設 ・所得水準と休暇制度	・多様な文化 ・美しい景観	・多様化観光資源 ・持続的な経済成長 ・歴史、文化遺産
利用階層	・多様な年齢層	・年齢層の低下 ・短期クルーズの需要増加	・利用層が多様化 （近海、短期）
長期予想	・持続的な発展、クルーズ船の供給過剰の可能性 ・域内観光資源の開発限界 ・利用客の好みに変化	・持続的発展 ・EU による移動の便利性、単一通貨 （長距離旅行や複数の交通手段利用可） ・クルーズの需要増加	・西洋式＋東洋式のサービス ・短期間の休暇制度 ・クルーズに関する認識不足
主要地域	・フロリダ、カリブ海	・地中海	シンガポール、インドネシア、タイ、日本、中国、韓国

資料：Kim（2000）「東北アジアクルーズ産業の発展方案」、韓国月刊海洋水産

世界クルーズ産業はアメリカやイギリス、ドイツなどヨーロッパの一部の国を中心として成長し、その他のヨーロッパ地域はまだ導入期であると考えられる。このように、今まで主に北米のカリブ海地域とヨーロッパの地中海地域の高年齢富裕層を中心として発展してきたクルーズ観光は、これからはその対象地域や市場をアジア地域と一般大衆へ拡大すると予想される。要するに、地域別では従来から最も大きい市場占有率を持っている北米市場を中心として発展すると共に、ヨーロッパ地域のクルーズ観光増加や経済成長に基づいた、アジア地域の新規地域創出と供給拡大で、アジア地域の成長が期待されると言えるのである。現在、北米市場をはじめ、成長期にある主要市場でのクルーズ産業の動向は、経済学者により否定された「供給が需要を創出する」という「セイ（Say）の法則」が適用されている。つまり、これ以上の需要は外部から与えられるものではなく、供給（新しい造船）によって需要を創出する多様な経営戦略が開発されているが（Ha 2002）、最近のクルーズ観光と関連する動きをまとめてみると、下記のように考えられる（Shin 2010、森本 2003）。

① クルーズ船社間の M&A が加速化し、船社の大型化と集中化が進んでいる。現在、クルーズを代表する船社は「Carnival Corporation & PLC」、「RoyalCaribbean Cruises

（RCI）」、「Star Cruises Group」の３大船社で、この３つの会社が全体クルーズ市場の客室供給の70％以上、市場占有率の80％以上を占めている。

② 造船技術の発達により、クルーズ船舶の大型化が進すすんでいる。つまり、船の大型化による規模の経済が実現され、生産力の向上と競争力の確保、船上魅力の増大につながり、顧客のニーズに合致するサービスの提供が可能となった。

③ 規模の経済とともに供給過剰による競争から、クルーズ観光の費用減少と市場細分化が行われている。北米市場の場合は市場細分化が定着しているが、アジア市場の場合は新規市場の開拓をめぐって船社間の競争がこれから本格的に始まると思われる。

④ 航空と連携したクルーズ商品（Fly & Cruises）が増加している。つまり、クルーズ出航地まで飛行機で移動し、クルーズに乗船する形態で、より広域の需要に対応できるメリットがある。

⑤ 市場需要の変化と拡大も挙げられる。従来のクルーズより日程が短縮され、２～５日の短期クルーズが増加し、さらに年齢層も既存のシニア世代から、ジュニア世代を含める家族型へ変化している。

６．クルーズ市場の地域別現況

前述したように、1990年代から2008年まで世界クルーズ市場は年平均８％以上の成長を見せている。クルーズ需要の創出は多様な側面から考えられるが、特に2000年以降はクルーズ船の「大型化」と「大衆化」という傾向が拡大している。つまり、「旅行需要の増加」、「クルーズに対する認識の変化」という社会的側面のほかにも、「多様な船舶のデザインと船内施設の拡充」、「目標市場の細分化とそれによる柔軟な対応戦略」などの船社の努力も看過できない。しかし、「規模の経済」を標榜する「クルーズ船の大型化」は、berth（船室の寝台）価格を引き下げる役割を果たし、結局はよりリーズナブルな料金でクルーズを満喫しようとする消費者にアピールすることとなり、「クルーズの大衆化」につながったと言える。

それでは、このように成長しているクルーズ市場をどう分析し、対応していくかを考えるため、北米やヨーロッパのクルーズ市場の動向をしらべ、次に日中韓を中心とする東北アジアのクルーズ市場を概観する。

北米市場

北米地域のクルーズ産業は世界クルーズ産業の中心である。最近、ヨーロッパやアジア市場の規模が成長しているが、まだ世界クルーズ市場の60％以上は北米に集中している。1980年代以降から急速に増加しているが、統計的にも1980年から2009年まで１億7,600万人がクルーズを利用し、そのうち68% はここ10年間の旅行者であり、40％は最近５年間の需

要である。しかし、このように他の地域より多いとは言え、北米でのこれまでのクルーズ経験者は人口の20% に過ぎない（飯田 2010）ため、これからも安定した成長が期待される。さらにアメリカの場合、「PSA（The Passenger Services Act）」が、1986年から実施、これは旅客船の出発地と到着地が両方アメリカの港湾である場合、船舶の国籍と製造がアメリカであることを明示している。これは、アメリカの造船産業を保護する趣旨で、その効果性に関する論争も絶えず行われているが、まだ有効的な規定である。

北米のクルーズ産業はいくつかの大規模の船社（Carnival Cruise Lines、RoyalCaribbean、P&O/Princess）により支配されている。さらに、これらの船社はＭ＆Ａによるさらなる規模の拡大を行っている。従って、この会社の支配的市場位置は当分間持続されると思われる。つまり、1998年上記の三社の北米市場占有率は約40％であったが、2000年には、70％以上に増加した。一方、クルーズ市場の競争が進化され、新しい形態のクルーズが出現している。CLIA によると、北米クルーズ市場の特徴は、以下のように述べることが出来る。まず、クルーズは若い産業である。1980年代から2009年まで１億7600人クルーズ旅行したが、そのうち、68％はここ10年間の旅行者であり、さらに40％は最近５年間の実績である。また、クルーズ商品の多様化を挙げられる。過去10年間、クルーズ産業は旅行者調査に基づいて、新しいデスティネーション開発、新しいデザインのクルーズ船設計、船上及び寄港地での新しいアクティビティの設定、テーマクルーズ開発など、旅行者の多様な要望に対応出来る商品企画に専念してきた。そのほかにも、クルーズは他のタイプの旅行に比較して、高い満足感を与えている。2008年、CLIA 調査ではクルーズ経験者の94.8％が満足しており、そのうち、44％は非常に満足を示している。最後は、地域貢献を挙げられる。特に、クルーズ寄港地であった観光地を別の形で再訪問するという意見を表明している観光客が約40％である。したがって、クルーズは常にクルーズだけをしているのではなく、クルーズがその他の休暇旅行を喚起する。（飯田 2010、Cho 他 2000）

カリブ海

カリブ海は、南アメリカの北海岸と中央アメリカの東海岸およびメキシコ一部に接する大西洋の海域であり、大体の地域が熱帯気候である。全世界的に最も人気のあるクルーズ地域であり、一般的にフロリダ州のマイアミから出発して、カリブの島を航海する路線で運行している。主な寄港地としては、バハマ、ジャマイカ、ケイマン群島、プエルトリコなどを年中運行している。特に2008年、バハマには280万人以上の観光客が訪問。カリブ地域の中、最も多く観光客を誘致した。カリブ海の特徴は、特に、アメリカの経済に左右される事が挙げられる。さらに、2008年はクルーズ客の数が前年に比べ、若干減少している傾向であるが、これは、2007年のクルーズ客の数が頂点であった事、アメリカからの経済問題、そして、再訪問による寄港地としての魅力性の減少など、様々な側面から考えられる。（済州発展研究院 2009）

表８　ヨーロッパクルーズ乗客の現況（単位：千人）

国　　名	2003年	2006年	2008年
イギリス	964	1204	1477
ド イ ツ	537	705	907
イタリア	346	517	662
スペイン	307	391	498
上記４カ国と他のヨーロッパ国との合計	2671	3409	4422

資料：済州発展研究院（2009）

ヨーロッパ

ヨーロッパのクルーズ市場は、1980年以降急成長を見せ、2000年には世界クルーズ利用客の26％以上を占め、さらに2003年から2008年まで毎年平均10％増加している。

特に、Cunard 社が導入した、貸し切り（Charter）スタイルのマーケティングを広げるなど、アメリカの旅行社を通じる販売戦略と「Fly & Cruise」商品の開発が成功している。これは、既存の「カリブ海航路」から離れてきたアメリカの顧客のため、ヨーロッパの新しい寄港地が開発され、同時にアメリカの船社とヨーロッパの船社の提携が行われている。さらに、ヨーロッパクルーズ市場の特徴は、何よりも「船舶の造船と修理」である。2000年から2004年まで、新しく投入された47隻のクルーズ船の中、43隻がヨーロッパで造船される[11]など、クルーズだけではなく、造船分野まで相当な利益を創出している。（Cho ほか、済州発展研究院 2009）

アジア

アジアのクルーズ市場はまだ世界の10％程度であるが、豊富な海洋資源とともに独特な文化的魅力が多く、最近、クルーズ船社の進出が伸びている。特に、シンガポール、香港などの中心とする東南アジアクルーズ件に加え、日中韓を結ぶ東北アジアクルーズは、中国観光客の量的成長とともに日韓両国は観光産業的な側面から積極的な誘致戦略を標榜している。

中国

観光分野でも中国の成長は著しい。特に、富裕層とは言えないが、経済的余裕があると思われる中流層の人口は２億５千万人、さらに、毎年１万を超える新婚夫婦が誕生する中

[11] ただし、ヨーロッパで造船されたが、実際はそうではないケースもある。例えば、現在（2012年１月現在）世界で最も大きいクルーズ船である、Royal Caribbean International 社の「Oasis of the Sea 号」の場合、ヨーロッパ最大のクルーズ造船所と知られている「STX European Turku」社であるが、実際は韓国の「STX 造船」の現地法人である。

国は東北クルーズ市場の「カギ」である。しかし、中国も自国へのクルーズ船誘致のためにいくつかの育成政策を公表した。「全国沿海港の配置計画」（2007）、「中国クルーズ産業発展のための指導意見書」（2008）、上海市北ワイタン港のサービス終結地の発展計画」（2009）、そして「天津の北方国際港運中心建設に対する意見書」（2009）などがその事例である。特に、2009年から中国の交通運輸部の施策により、外国船籍のクルーズ船が許可を得ると、中国内で複数の港に寄港が可能となり、クルーズ船の中国寄港も増加することとなった（済州発展研究院 2009）。

日本

1988年、「クルーズ元年」を宣言した日本は東アジアでは最も長いクルーズ歴史を持っている。しかしバブル崩壊後、クルーズ需要も下落傾向であったが、2000年を起点として徐々に増加している。2008年のクルーズ利用客数は約19万人で、2007年の約18万４千人より3.3% 増加した。しかし、外航クルーズと内航クルーズ[12]がある日本の場合、増加しているのは外航クルーズであり、フェリーなどを含む日本国内クルーズは2008年の場合、前年比１% 減少した86,700人であった。

表９　日本船と外国船のサービス特性

日　本　船	外　国　船
・和食サービス	・価格の選択肢が多い
・日本語	・国際性が強い
・展望風呂	・カジノ
・日本発着の便利性	・多様な食事とエンターテイメント
・ノーチップ	・選択肢が多い魅力的な海域

資料：白井（2010）より

白井（2010）は、日本クルーズ客の需要拡大を阻害する要因として「言語」、「日本船の価格帯」、そして「休日の問題」を指摘している。まず「言語」の場合、外国船籍のクルーズ船はほとんど英語が必要である。最近は、日本語対応の案内も増えたが、まだ完全に言語の問題から自由とは言えない状況である。このような問題点を解決してくれるのが日本船である。日本船の場合、コミュニケーションに問題がなく、発着と到着が日本国内であり「Fly & Cruise」のような不必要な時間と経費が削減できる。だが、選択肢が少なく、１泊１万円程度（３食基準）の外国のカジュアルクルーズ船に比べ、１泊３万以上のツアーになる「価格帯」が問題となる。最後は「休日の問題」で、退職者、自由職以外の一般会

[12] 「外航クルーズ」は外国の寄港地へ運航するクルーズを、「内航クルーズ」は国内寄港地のみを運航することを言う。さらに外航クルーズは「外国船籍」と「日本船籍」に、内航クルーズは「外国クルーズ社のクルーズ」と「内航フェリー」に分けられる。

社員の場合、１週間以上の連休を取りにくい社会的な雰囲気もクルーズ拡大の阻害要因として考えられる。その他にも、冬になると、日本内の発着・到着が難しくなる「季節的問題」や、欧米とは異なって他人との交際経験が少ない「価値観的問題」、そして夫婦間の旅行に慣れていない「社会的問題」なども挙げられる。しかし、外航と内航クルーズを確保している日本のクルーズ需要は、利用料金の合理化と多様性などの問題解決とともに持続的に増加すると考えられる。

表10　日本の主要クルーズ船社と船舶

船　　社	クルーズ船舶名	総トン数	備　　考
三井客船（MOPAS）	Nippon Maru	21,903	・中・老年と一般人対象
日本郵船会社（NYK Cruises）	ASUKA	28,856	・日本最初の世界一周
	ASUKA Ⅱ	50,142	・クリスタルクルーズのCrystal Harmonyに変更
日本チャータークルーズ（NCC）	Fuji Maru	23,340	・インセンティブクルーズ ・東アジア、オーストラリア、カナダ、アラスカなどの運航
クリスタルクルーズ（Crystal Cruises）	Crystal Serenity	68,000	・全世界の寄港地
	Crystal Symphony	51,044	・全世界の寄港地
日本クルーズライン（NCL）	Orient Venus	21,884	・インセンティブと団体を対象、東南アジア、オーストラリア、アラスカなどを運航
	Pacific Venus	26,518	・観光客対象

資料：Hwang（2007）より

韓国

韓国の場合、「半島」という地理的な特徴があるが、現実的に大陸に至るルートは空と海を利用する方法しかない。しかし韓国は、造船業は非常に強い反面、クルーズに対する認識不足のため観光産業の中でもクルーズはほとんど論外の状態であった。つまり韓国のクルーズ需要はまだ導入段階であり、CLIAによると、2010年の世界クルーズで韓国人が占めている比率は0.14%、つまり２万人余である。

韓国最初のクルーズは、現代グループの「現代金剛山号」が、北朝鮮の金剛山への観光を目的として1998年初運航したものである。しかし、当時のクルーズ利用客の835人の中、45%は韓国戦争（朝鮮戦争）の時、南のほうに避難してきて戻れなくなった、いわゆる「失郷民」と家族の一部はまだ北朝鮮に残っている「離散家族」であった。つまり、純粋な観光目的というよりは、金剛山を訪問することで少しでも故郷に近づこうとする目的であっ

た。このクルーズ観光は、韓国と北朝鮮間でさまざまな問題が発生するたび、中止と再開を繰り返したが、2008年、クルーズに参加した韓国人が北朝鮮で被撃された事件をめぐって中止された。しかし、その金剛山クルーズが行われていた2000年、Star Cruise 社の Superstar Taurus 号が韓国の釜山、日本の神戸、福岡をつなぐ定期クルーズ航路を開設、後に韓国の済州道まで含めることになった。以降、2006年と2008年、COSTA 社の Costa Allegra 号と、Royal Caribbean Cruises 社の Rhapsody 号が日韓中を結ぶ航路を開設し、韓国は東北アジアクルーズ市場の寄港地となった。さらに、2012年２月（予定）には韓国の Harmony Cruise 社が小型クルーズ船（２万６千トン）を外航クルーズに投入、韓国の仁川を出発、済州島－長崎－鹿児島－別府－博多－釜山を６泊７日で回る日韓クルーズを就航させる予定である。

７．クルーズ寄港地の概念と魅力要素

クルーズ観光は、観光客が母港（home port）でクルーズに乗船することから始まる。クルーズ観光客は一般的に２つ以上の観光地を訪問するが、その観光目的が「寄港地（secondary port）」になる。つまり、船内では多様なサービスとレジャー活動などを提供するが、寄港地に到着すると下船してその観光地域の魅力を満喫するのもクルーズの特性である。寄港地観光は、場合によって一泊を伴うが、一般的には４～８時間程度の滞留である。本来、クルーズ港は、母港（出航港）、寄港港、多目的港に分けられる。まず母港（出航港）は、乗客および手荷物サービス施設を基本とし、さらに港施設、現地交通、出入国、ショッピングなどが提供できなければならない。そして最近のクルーズが「Fly & Cruise」という形態であるということを考えると、空港からの接近性が良い場所が有利である。寄港港は、寄港地観光のためクルーズ乗客に８～10時間程度のサービスを提供する港湾施設であり、クルーズ船の継続的な航海の際に必要なさまざまな必需品を補給する役割も果たすが、だいたい次のような特性を持っている。

1　クルーズ船が必要とするサービスがすぐ提供できる港湾事業
2　税関、出入国管理、検疫（CIQ：Customs、Immigration and Quarantine）側面からクルーズ船が自由に出入港できること
3　観光的要素があること（歴史、文化、エンターテイメントなど）
4　気候
5　港から市内、あるいは観光名所までの交通便が便利（最近は「Fly & Cruise」の普及により港から空港までの接近性も重要）

最後に多目的港は、出航港と寄港港の中間型であり、寄港地としてサービスを提供することも可能と同時に、クルーズ船の出航が行われることもある。つまり、クルーズ港湾になるためには、各種の便宜施設、CIQ、交通、情報通信施設などの基本的施設に加え給油と給水、乗船・下船施設、貨物関連室などの港湾関連施設、そしてショッピング、娯楽な

どの観光関連施設を挙げられる（Ha 2002)。特に、クルーズにおいては大型船の入港のための接岸施設が最も重要である。一般的に５万トン規模のクルーズ船の入港が可能な港湾は長さが310～350m、水深は約10m 以上にならなければならない。

寄港地観光とは、クルーズ観光を行う際、各寄港地を訪問するたび該当寄港地において観光名所やレジャー、ショッピングなどをクルーズ船社が提供する観光プログラムである。一般的にはクルーズ船が寄港地に停泊している時間を基準とするが、逆にその寄港地の魅力によって停泊時間が延びたり、一泊以上寄港したりする場合もある。しかし、主な寄港地観光は半日間（４～５時間）と全日（８時間程度）である。

表11　クルーズ観光商品の形態

形　　態	内　　容
目的地中心	船上活動及び目的地での宿泊を含む。中南米、(北）ヨーロッパ、地中海などの聖地や遺跡地訪問がメインとなる形態
自然・エコツーリズム	動物観察などの野生探検や山岳ハイキングなどの自然と伴う形態。船上では地質学者、動物学者などの講演が行われる場合もある
船上活動中心	・船上セミナー、講義などの集まりがある商品 ・特別船上プログラム：クルーズ船の内部見学など、船の中で普段は経験できない活動
クルーズ前後活動	クルーズ出発前後に経験できるその地域の文化を満喫
海のイベント	乗客と地域住民とのふれあい、コンサート、遺跡地などを訪問
ミステリー	日程を事前に告知せず、顧客が乗船した後、毎日の日程を告知

出典：Ha（2000）より

ただし、上記の形態が絶対ではなく、一般的には都市観光とショッピング、あるいは都市観光と温泉など、２つ以上の形態を提供する場合もある。

前述のようにアジアクルーズ市場は大きく東南アジアと東北アジアに分けられる。東南アジア市場は海と気候、そして独特な文化によって年中活発なクルーズが行われている半面、日中韓を中心とする東北クルーズは中国の成長とともに最近急増している。その中でも日本は、東北アジアの中で最も早い段階から、活発にクルーズ産業を展開している。特に福岡の博多港の場合、最近の東北クルーズにおいて欠かせない寄港地となったが、クルーズ観光は、２つ以上の寄港地を訪問する形態が多く、九州内では長崎と、海外としては韓国の釜山と済州との競争も不可欠となっている。しかし、福岡は韓国の都市と比べまだ寄港地観光の種類が十分ではない状況である。

表12　日本の福岡、韓国の釜山、済州の寄港地観光

国　名	分　　類	寄港地観光内容
福岡（日本）	歴史・文化（地域名所）	Ancient Kyusyu with Chinese Guide
	歴史・文化（ショッピング）	Fukuoka Half Day with Chinese Guide
釜山（韓国）	歴史・文化（地域名所）	Beomeosa Temple & Busan Sights
	地域名所観光	Busan City Highlights
	歴史・文化（近接地域）	Gyeongju – A Museum without Walls
	文化イベント	Panoramic Busan & Show
	高級個人観光	Signature collection – Full day Private car
	歴史・文化（茶道）	Temple Visit & Tea Ceremony
済州（韓国）	歴史・文化（生態）	Sangumburi Crater & Folk village
	歴史・文化（地域名所）	Cheju Highlights
	文化イベント・ショッピング	Cheju Folklore Performance & Shopping
	歴史・文化（生態）	Ilchul Land & Micheon Cave
	地域名所（生態）	Cheju Highlights at Hallim Weaver
	高級個人観光	Signature collection – Half day Private car

資料：Yoon（2008）より、www.rccl.com、www.hollandamerica.com

8．クルーズ寄港地としての福岡と済州

このようにクルーズ産業は持続的な需要の増加とともに成長潜在力もあると言える。特に、東北アジアの場合、中国の経済成長による飛躍的な増加も予想される。むろん、日本、中国、韓国、台湾の東北アジアと、中国の南部地域、香港、タイなどに至る東南アジア市場を、外国の船社は既存の三大クルーズ地域の代案地域として攻略している。このような状況で、寄港地としての競争もより一層激しくなった。特に、クルーズ船の寄港は短時間にもかかわらず地域に与える経済的波及効果は決して無視できない。

したがって、クルーズ船の寄港をめぐっては海外都市との競争だけではなく、国内の他都市との競争も激しく展開されている。特に、福岡の場合、東北アジアのハブ都市として、また日本の玄関口としての役割を果たしているが、国内では長崎、海外では韓国の済州道との競争も不可欠な状況である。結論から言うと、長崎は、福岡の博多港を上回る接岸施設と中国人を対象とする中華街を強調しているが、商業施設が密集している福岡のほうが優位にある。しかし、その福岡も韓国の済州道には勝てない現状にある。

まず福岡クルーズ市場の現況をみてみよう。東北クルーズにおいて中国発のクルーズの主要寄港地としては中国の上海と天津、韓国の釜山と済州、日本では特に九州の中で福岡、長崎、鹿児島などであり、平成21年（2009年）、中国発外国クルーズ船は九州に66回（うち

博多港には24回）寄港した。約29,300人が福岡を訪問[13]し、そのうち８割は中国人である。この24の回寄港で、経済波及効果は約10億円を上回る。直接効果が約６億円、一次間接効果が約２億円、二次間接効果が約２億円となっているのだ。消費による効果が、約８億円を超え、全体の８割を占めている。さらに、所得効果は３億６千万円、雇用創出効果は76人、税収効果は2,440万円である。つまり、１回の寄港による平均経済効果は、全体として4,400万円、所得効果は1,530万円、雇用創出効果は３人、そして税収効果は101万円になる。乗客１人当たり平均消費金額も約３万１千円であり、クルーズ乗客の消費力は決して看過できない数値である[14]。このようなクルーズの寄港は2010年にはさらに増え、九州全体の寄港152回のうち、博多港には61回寄港し、地域経済に及ぼす波及効果も約29億円、雇用創出効果も207人となった。

表13　北米クルーズ産業の波及効果（2007年～2010年）

	2007年	2008年	2009年	2010年	年平均増減率			
					2007年	2008年	2009年	20140年
乗客数（百万人）	9.18	8.96	8.90	9.96	2.0%	－2.4%	－0.7%	8.9%
直接経済（支出単位：10億＄、雇用単位：人）								
直接支出	18.70	19.07	17.15	18.01	6.0%	2.1%	－0.1%	5.0%
雇用	158,376	155,020	134,494	140,359	0.0%	－2.1%	－13.2%	4.4%
総経済（支出単位：10億、雇用単位：人）								
総支出	38.01	40.24	35.11	37.85	6.4%	5.9%	－12.8%	7.8%
雇用	354,690	357,710	313,998	329,943	1.9%	4.8%	－12.0%	7.0%

資料：Business Research & Economic advisor and Cruise Line International Association（2011）

表14　クルーズ船の寄港による福岡市の波及効果

	2009	2010
寄港数	24回	61回
経済波及効果	10億円	29億円
雇用効果	76人	207人

資料：福岡市経済振興局集客交流部の報告書（2010）

[13] 福岡寄港のスケジュールをみると（コスタクルーズ団体ツアーの例）、8：00博多港到着、8：30下船開始、団体ツアー開始（九州国立博物館、大宰府天満宮、福岡タワー）、天神市内ショッピング（2.5 時間程度）、17：00帰船、18：00博多港から離岸

[14] 外国クルーズ客船寄港による福岡市経済への波及効果等調査概要（福岡市）

しかし、2011年は、３月に発生した東日本大震災の影響で、26回の寄港にとどまったが、下半期からは回復の気味を見せている。ここで、１つ指摘できるのは、中国からの観光客に対して福岡の博多港と韓国の釜山港間の寄港地競争は「ゼロ・サム（zero sum）ゲーム」ではないと言うことである。つまり、現在の東北アジアクルーズ客の８割以上は中国人であり、彼らが日中韓クルーズを利用するのは、一回の乗船で韓国と日本を同時訪問できるからだと考えられる。東日本大震災後、福岡だけではなく、釜山に寄港するクルーズ船も共に減ったことがそれを証明する。しかし、問題は韓国の済州である。最近、韓国の釜山の寄港地としての魅力が低下し、さらに東日本大震災の影響が九州にも及んだことは、2006年から中国のクルーズ船が寄港している済州において、寄港地としての安全性と自然景観、観光魅力などをアピールできるチャンスとなり、クルーズ寄港数が一気に伸びることとなったのである。

「表15」のように、福岡と釜山の場合、中国発着のクルーズ船の市場からみると、同じデスティネーションと捉えられるが、済州の場合は若干異なる。済州がクルーズ船の寄港地として需要が増えたのは、福岡と同じく東北アジアクルーズが成長してきたからである。

済州に初めてクルーズ船が寄港したのは1983年のことで、日本の「Hikari maru」が141人の観光客を乗せて入港した。以降もだいたい日本の「Fuji maru」と「Nippon maru」を中

表15　東日本大震災を前後した福岡と韓国の済州・釜山のクルーズ船寄港数

	2008年	2009年	2010年	2011年
福岡（日本）	25回	24回	61回	26回
釜山（韓国）	29回	34回	77回	47回
済州（韓国）	39回	37回	49回	100回

資料：新井直樹（2011）「日韓海峡圏のクルーズ観光と中国人旅行客の動向」福岡アジア都市研究所

表16　済州港の年度別クルーズ船寄港数

年度	寄港回数（回）	観光客数（人）
2004年	2回	753
2005年	6回	3,250
2006年	23回	11,265
2007年	24回	17,285
2008年	39回	30,523
2009年	37回	38,147
2010年	49回	55,423

資料：済州特別自治道港湾開発課（内部資料）

心としてクルーズ寄港が行われたが、2005年の６回の外国クルーズ船の寄港の中、ネーデルランド（オランダ）の「Amsterdam 号[15]」が世界一周の寄港地として入港し、その他の５回の寄港は日本のクルーズ船だった[16]。しかし、2006年からはイタリアのCostaが本格参入、「Costa Allegrea」が2006年だけで20回も入港し、済州寄港が本格となった。

９．福岡と済州の比較と課題

福岡と済州は東北クルーズの寄港地として欠かせない場所であり、中国発着のクルーズ客からみると、魅力ある都市である。しかし、両都市とも競争と共存のために解決しなければならい課題がいくつか指摘できる。それは大きく「システムの改善とインフラの構築」、「商品開発と人力養成」、「マーケティング側面」などが挙げられる。

まずは、「システムの改善とインフラ構築」である。その中でも、出入国管理システムの改善が挙げられる。現在、日本の場合、外国人観光客及び入国外国人に対して「指紋と顔写真」の登録を義務づけている。このシステムは外国人犯罪や不法滞在の防止という側面からは必要であるが、その登録にかかる時間が問題である。例えば、６人の出入国管理員が1200人のクルーズ客の手続きを担当する場合、二人当たり200人である。指紋と顔写真で観光客一人当たり１分かかると考えても、全員の入国まで３時間以上かかる。クルーズ乗客数が増えると、時間のロスがさらに増えるのは当然であり、結論的に８時間の寄港の中、半分近い時間が入国にかかることとなる。海外臨船制度（船内での事前入国審査）があるが、現行では乗客2,000以上の場合に適用されている。反面、済州の場合、韓国の中でも観光特区であり、純観光目的[17]の外国人入国に対しては短期滞在の場合、無ビザシステムを適用しているが、さらに入国時間を短縮させようとする声が高い。つまり、観光客の入港前、出入国管理・税関からの事前搭乗による事前手続きサービス、乗客の対面手続きではなく、船舶運営者と手続きの一括処理システムなどを考えている。このような例としては、2008年４月、日中韓クルーズ「Rhapsody 号」の観光客の引率旅行社（５社）が「クルーズ旅行客の迅速通関システムの構築のための相互協力覚書（MOU)」を締結、釜山に一時下船（transit）する旅行者を対象としてより多い時間の寄港地観光ができるよう、船上での一括申告制を実施、手続き時間を大幅に短縮したことがある（済州発展研究院 2009)。最近、福岡市と太宰府市も「海外臨船による入国審査を推進し、これが困難な場合は、下船後の博多港で、十分な審査場所等を確保のうえ、体制を強化し、迅速な入国手続きを実現する。このとき、入国審査業務の一部に対して、補助員による業務支援を可能とし、審査時間の大幅な短縮を図る」という内容の「CIQ 迅速化事業[18]」を課題として考えている。

---

[15] ６万トン規模のクルーズ船、当時1,280 人の観光客が乗船

[16] ５回は、「Pacific Venus」が２回、「Fuji maru」、「Nippon maru」、「Asuka」が各１回

[17] 純粋に入国の目的が観光のみの場合。ビジネスと観光など、２つ以上の目的がある場合は「兼観光」

[18] その他には「特区通訳案内士育成」と「活用事業買い物環境向上事業」がある

「インフラの側面」は、港湾、交通、観光、そしてショッピングなどについて考えられる。まず、港湾については福岡と済州、両都市が抱えている課題である。クルーズ船専用の港湾インフラ構築は寄港地選定において重要な要素である。特に福岡の博多港は、午前中にクルーズ船が入港すると、第５埠頭に釜山と福岡間の「Camellia Line」と重なって停泊していることが確認できる。さらに、それに加え、「Nippon maru」が入港した場合は、やむを得ず裏にある第９埠頭に停泊するしかない。このような状況は済州も同じで、既存の済州港は博多港と同じく８万トン規模であるが、クルーズ需要の増加を考え、西歸浦（ソギポ）に15万トン規模のクルーズ専用港建設を推進中である。

「交通」と「観光」は、寄港地観光に重要な要素である。港から観光地までの交通だけではなく、ショッピングなどを楽しめる市内までの接近性を含める。しかし、「表９」を参考してみると、福岡の寄港地観光は大きく２つであり、実質的にも大宰府と福岡タワーを中心とする寄港地観光がメインとなっている。それに比べ済州の場合は多様な寄港地プログラムを企画している。特に、「高級個人観光」は、基本的に中国人の訪日観光を団体観光として規定（中国の関連法令に基づく）している日本の場合、これからクルーズ産業の需要拡大に伴って参考すべき課題である。なぜなら、中国人観光客の訪日においてビザの発給はだいたい中流層以上を対象とするため、さらなる経済波及効果を図るためには中国の富裕層に対して特化したサービスを提供するのは必要と考えられるからである。福岡の場合、港から市内、寄港観光地から市内までの接近性も良く、商業施設が集中し、ショッピングには最適な環境である。しかし、海外観光客のための「免税店」の不在は大きい。韓国は Shilla（サムスン系列）、ロッテ、パラダイス、愛敬（仁川空港内 AK 免税店）など、大企業が中心となって免税店事業を行っている。特に、ロッテ免税店は韓国だけではなく、インドネシアのジャカルタにあるスカルノ・ハッタ国際空港に海外支店をオープン、さらに香港のチェクラップコク国際空港の免税事業にも参加を希望するなど、アジアを中心として事業領域を拡大している。しかし、福岡の場合、免税店は福岡空港以外にはない。デパートと家電量販店などは免税システムを適用するが、それも消費税に該当する５％だけで、しかも１万円以上の購入に限って適用する。このようなショッピングにおける両国の格差を減らすためにも、または日本製品（特に Made in Japan）を志向する外国人のためにも、専用免税店の設置[19]、あるいは免税適用の範囲を拡大する必要ある。

そして「人力養成」側面からは福岡と済州はほぼ同じ計画を立てている。東北アジアクルーズにおいて乗客が寄港地で最も不便だと思う要素は「言語」問題であろう。済州を訪問した中国人観光客の約33% が言語問題を最も不便である要素として挙げた。

このような言語問題の解決策として、福岡と済州は「ボランティアの活用」を挙げている。福岡の場合、中国からの留学生などを活用するとともに「通訳案内士」制度を計画し

[19] 博多港に隣接している国内線専用港「ベイサイドプレイス」に本格的な免税店が開設されるというニュースがあったが、その規模や入店ブランドなど細部計画に関しては未定である（2012 年２月現在）

表17　福岡と済州ツアーの満足度調査結果

	福　　岡		済　　州	
	満　　足	不　　満	満　　足	不　　満
1	**接客態度**	**買い物時間**	**ショッピング**	**言語問題**
2	入国手続き	施設の外国語対応	文化と歴史（自然）	旅行日程（時間）
3	観光情報提供	街の中国語表記	グルメ	食べ物
4	クレジット（銀連）カードの使用	九州国立博物館	世界遺産	高い物価
5	買い物のしやすさ	大宰府天満宮	ドラマ撮影地	入国手続き

資料：福岡の結果は新井（2011）、済州の結果は済州発展研究院（2009）を参考
＊５点尺度の場合、「大変満足」と「やや満足」の場合は「満足」として、「どちらでもない」と「やや不満」、「不満」の答えは不満として算定

ているが、済州は相対的に留学生の数が少ないため、済州に所在する大学の学生を活用することを検討している。さらに、成長しているクルーズ産業に対応するため、中長期的計画としてクルーズ乗務員を養成する計画を推進、大学にクルーズ学科、あるいはクルーズアカデミー教育課程を新設することも検討中である。

クルーズ産業の課題として、最後に「マーケティング側面」を挙げられる。これは単なるクルーズ商品自体の販売を意味するだけではなく、「多様な商品と寄港地観光の開発」、「共同マーケティング」、そして「各種の広告・広報」などが考えられる。福岡を訪問した中国人クルーズ客が「大宰府」と「九州国立博物館」に不満を見せたのは、多様な寄港地観光プログラムの不在だと考えられる。つまり、中国人クルーズ客は、限られた短い滞在時間の中で大宰府一帯まで足を伸ばすにはその魅力性が乏しく、ショッピングや市内観光を楽しめる時間が充分とれなくなると考えていると判断される。しかし、済州の場合、満足度１位が「ショッピング」であり、世界遺産とドラマ撮影地などを連携する寄港地観光も満足感を与えたと判断される。むろん、中国観光客の訪日観光の場合、団体観光が基本であるため個人行動に制約がかかっていることは当然であるが、これからは多様な寄港地観光の開発を模索し、より満足感を与えられるプログラムを提供しなければならない。

このように、福岡の不満要素と済州の満足要素が相違する結果をみると、両都市は競争だけではなく、補完関係にあると言える。つまり、地域活性化をめぐって競争はするものの、片方がなくなると東北アジアクルーズ自体が成立しにくくなる。韓国の場合、済州以外の都市は中国人に対して「無ビザ」ではない上に、仁川はソウルまでの接近時間が、釜山は常に混雑している都市交通環境が問題となる。日本の場合においても、長崎の場合は中華街を利用したマーケティング効果はあると思われるが、ショッピングなどの商業施設の規模と密集度が福岡とは比較にならない。要するに、福岡と済州は、対中国クルーズ客を対象とするのはもちろん、運航中、あるいは新しく運航を検討しているクルーズ船社ま

でマーケティングの範囲に含め宣伝活動を行なうことも十分に検討する必要がある。

10. 結論

都市は国家の玄関口としての役割だけではなく、その自体が観光目的地として成り立つ。したがって、観光の経済的な波及効果をその目的とし、さまざまな都市が都市の新しい経済活性化の手段として観光客の誘致に積極的である。その一つの手段として最近、需要が急激に増加している観光分野が「クルーズ産業」である。したがって、クルーズ産業の動向などを調べ、事例として福岡を、さらに福岡の比較対象として韓国の済州地域のクルーズ現況を調べてみた。欧米、ヨーロッパなどの観光先進国と日本と韓国を中心とするアジア観光市場を比較すると、アジアがこれから解決していくことは「長期休暇」分野であり、またその長期休暇の一環として考えられてきたのが「クルーズ産業」である。クルーズ産業は毎年成長を重ね、それに伴って観光市場に及ぼす経済波及効果も大きくなってきた。特に、最近は日中韓を中心とする東北アジア地域のクルーズ潜在力を認識した外国クルーズ船社の市場参入も本格化となり、その寄港地をめぐった国間、都市間競争もより一層激しくなると考えられる。むろん、現在のクルーズ産業に対する批判の声もある。特に外国クルーズの大手３社がクルーズ船収容力の約90％を、特に RCCL は市場の25％を支配している。船社のこのような現象は M&A による大手船社の出現、クルーズ船の大型化、規模の経済の達成というプロセスを経てきたと主張するが、それによる市場独占と安全性の問題、そして海洋環境汚染などを指摘する意見もある（Ross 2002）。

1980年代から再び成長してきたクルーズ産業は、「短期間」と「カジュアル」を標榜し、東北アジア市場を攻略し始め、その需要も伸びているが、しかし寄港地観光のプログラムはその多様性が不十分である。つまり、東北アジアクルーズにおいて欠かせない寄港地である日本の福岡と韓国の済州の場合、これから解決すべき課題にどのように対応していくかを考えないといけない。上述したように、専用クルーズターミナルの建設、CIQ の問題、新しい寄港地観光の開発、現地のコミュニケーションの問題、そして中国観光客を対象とする日韓共同マーケティングなどの補完は、これから東北アジアクルーズ産業の持続的な成長、そして地域の活性化への貢献などの側面から不可欠であろう。

参考文献

淡野明彦（2004）アーバンツーリズム―都市観光論 古今書院
新井直樹（2011）「日韓海峡圏のクルーズ観光と中国人旅行客の動向」福岡アジア都市研究所
飯田芳也（2010）「わが国におけるクルーズ発展の可能性；旅行会社の中核ビジネスになり得るか」
白井義男（2010）「地域研究政策」高崎経済大学地域政策学科、第12巻、第４号
森本三男（2003）「北米及び日本の外航クルーズ事業展開と企業の適応戦略」白鴎大学論集、第17巻、第１号

外国クルーズ客船寄港による福岡市経済への波及効果等調査概要（福岡市，2009）
九州経済白書（2003）九州経済調査協会
Adam Weaver（2005）「The McDonaldization Thesis and Cruise Tourism」Annals of Tourism Research, Vol. 32, No. 2
Ashworth G.J（1989），「Urban tourism: an imbalance in attention? -Inprogress in Tourism, Recreation and Hospitality Management」C.P.Cooper, ed. Vol.1, London: Belhaven Press
Boorstin（2003）「Cruising for a Bruising?」Fortune, 2003.6.9
Burtenshaw D., Bateman M. & Ashworth G（1991）「The European Cities; Western perspective」London: David Fulton
Deborah Edwards, Tony Griffin, Bruce Hayllar（2008）「Urban tourism researchh; Developing an agenda」Annals of tourism research 35（4）
G.P.Wild & J.Dearing（2000）「Development of and prospects for cruisingin europe」Maritime policy and management
Getz D.（1993）「Planning for Tourism business district」Annals of tourismresearch 20（3）
Hilton, S.（2002「Carnival Attraction: Overcoming the Fear of Affordable Cruises, Whether it's More about Fun than Finesse」The San Francisco Chronicle（Sep.15）
Jansen-Verbeke（1986）「Inner city tourism: Resources, Tourist and promoter」Annals of tourism research 13（1）
Kendall（1985）「residence attitudes towards tourists in a Turkish resort town」Annals of tourism research 12（4）
Law C.M.（1995）「Urban tourism」London: Routledge
Page S. J.（1995）「Urban tourism」London: Routledge
Ritter & Schafer（1998）「cruise tourism: a chance of sustainability」tourismrecreation research
Ross A. Klein（2002）「Cruise Ship Blues: The Underside of the Cruise ShipIndustry」New Society Pub
Sarna, H.& M. Hannafin（2003）「Caribbean Cruises & Ports of Call 2004」Hoboken: Wiley
Cho SungChul, Choi KyungSik & Kwon HaeGyu（2000）「世界クルーズ船産業の動向と市場展望」韓国海洋大学大学院
Ha InSoo（2000）「韓国のクルーズ開発方向と市場拡大戦略に関する研究」韓国ホテル観光学会（2002）「韓国クルーズ産業の開発法案に関する研究」韓国世宗大学 博士論文
Hwang Jinhee（2007）「日本クルーズ政策と市場環境分析」韓国海洋水産開発院
Kim YoungChan（2002）「韓国クルーズ産業の発展方向に関する研究」韓国文化観光研究，第４巻，第４号
Kim ChonJoong&Seo JaeMyong（2000）「韓半島（朝鮮半島）中心のクルーズ産業発展方案に関する研究」産業経営論総
Lee JaeGon（2003）「韓国クルーズ商品の開発方向に関する研究」観光経営学研究
Shin DongChan（2010）「クルーズ寄港地の魅力性に関する研究」韓国京畿大学
Yoon YeoHyoen（2008）「クルーズ寄港地満足度に関する研究」韓国韓陽大学
済州発展研究院（2009）「済州（チェジュ）地域のクルーズ観光の実態及び活性化法案」
韓国観光公社「世界観光市場動向」2009
韓国文化観光政策研究院（2006）「クルーズ産業育成のための観光振興計画」

国境を越えた韓国「民主化」

―「自由」と「参加」を求めて―*

Korean “Democratization” beyond Borders: In Search of “Freedom” and “Participation”

木　村　　貴
KIMURA Takashi

はじめに

20世紀以降、多数の国家が「民主化」という名の体制移行を経験してきた。ハンティントン（Samuel Phillips Huntington）は、その一連の体制移行を『第三の波』[1]で検証している。この「第三の波」の過程で権威主義体制から民主主義体制へと体制移行を遂げたのが、1987年の韓国「民主化」である。多くの論者が語るように、韓国の民主化は「成功的」事例であると言える。たとえば、アフリカでは表Ⅰのように、2011年実施された各大統領選挙と絡んで1500人前後の死傷者が出て、また、野党からは「選挙が現職有利に仕組まれている」と選挙の公平性に対する不信が表明された。その結果、選挙結果に不満をもつ野党支持者らがさらに暴動を起こすケースが多い[2]。これに対して、韓国では、1987年６月29日の「民主化宣言」以降、労働者による大規模なデモが発生したものの、大統領直接選挙

2011年にアフリカで行われた主な大統領選挙の概要（表Ⅰ）

国	死者	けが人	勝者	在職年数	投票率
ナイジェリア	800	400	現職	1	54%
コンゴ民主共和国	24	100	現職	10	58%
ウガンダ	1～20	71～150	現職	25	59%
リベリア	1～5	25～100	現職	6	55%
ガンビア	3	0	現職	17	83%
ザンビア	3	12	新人	―	54%
計　832～855		608～762			

（『読売新聞』2012年１月12日付朝刊６面より）

* 本稿は、東アジア学会若手研究者研究奨励制度の助成を受けた研究成果の一部である。

[1] 坪郷實・中道寿一・薮野祐三訳『第三の波―20世紀後半の民主化』（三嶺書房、1995）。

[2] 『讀賣新聞』（2012年１月12日付、６面）。

制導入のための憲法改正、さらに同年12月に実施された大統領選挙ではこのような大規模な死傷者は発生しておらず、投票率も89.2%と大変高い水準であった。このような点からも、1987年の韓国「民主化」が成功的事例であるという評価は妥当であろう。

韓国では、「民主化宣言」以降、憲法改正による大統領直接選挙制と地方自治制の導入のみならず、憲法裁判所の創設など、民主化運動勢力が要求してきた「民主化」が制度化された。より具体的には、大統領直接選挙制と地方自治制の導入は、民主化運動勢力が要求していた「参加」を制度化したものであり、憲法裁判所の創設は、「自由」の保障を制度化したものであった[3]。国民の「参加」と「自由」を保障した1987年憲法が、その後、権力者による恣意的な改憲もなく25年間最高法規として存在していること自体、実質的な内容はどうであれ、韓国において民主主義が制度化され定着しつつあることを示している。そして、韓国国民は、５度の大統領選挙をはじめとして国政選挙・地方選挙を通じて政治に「参加」し、国家保安法[4]など国民の基本的人権を制約する法律が依然として存在している状態ではあるが、「民主化宣言」以前の状態とは比較にならないほどの「自由」を享受している。

韓国において、国民の参政権をはく奪しようとする政権は、1987年以降出現していない。また、大統領選挙、国会議員選挙、地方議会選挙における参政権が保障されているだけでなく、各選挙における投票率も高水準を維持しており、有権者たちの「参加」が形式的にも実質的にも安定して保障、実施されている。

「自由」に関しても、単に「自由」を享受しているだけでなく、軍事政権時代に公権力の不法行為により奪われた「自由」をも回復しつつある。民主化以前の軍事政権時代、不法連行、拷問などにより十分な証拠もなく、反共法[5]、国家保安法により有罪とされた人々である。犠牲者の中には、学生運動、労働運動などで反政府活動を行った人々のみならず、反政府運動に参加していないにもかかわらず、中央情報部などにより「暴徒」「北のスパイ」「アカ」として処罰された人々もいた。このような政治的弾圧の代表的な例が、1980年５月18日から始まる光州民主化運動弾圧事件である。1979年10月のパク・チョンヒ（박정희）大統領の死亡後、軍事政権の再執権に反対するデモを展開していた学生のみならず、光州市の一般市民にまで暴力を行使した光州民主化運動弾圧事件は、学生・市民を「アカ」「暴徒」と糾弾して徹底的な弾圧を行った。また、このような集団的な弾圧以外にも、学生運動、労働運動参加者を「北のスパイ」として逮捕・投獄し、さらには、ソウル大学法学部教授チェ・ジョンギル（최종길）の例のように、反政府運動を行っていない大学教授まで拷問し、その結果死亡した彼を「北のスパイ」と発表した[6]。

---

[3] 韓国における1980年代の民主化運動は、大統領直接選挙制度の導入とあわせて「拷問のない国で暮らしたい」という「自由化」の要求もスローガンとして掲げていた。

[4] 1948年12月に制定され、軍事政権下では、同法違反で多くの反政府活動家が逮捕・拘禁された。

[5] 1961年に制定され、1980年12月31日、国家保安法に統合される形で廃止となった。共産主義団体への加入や勧誘だけでなく、共産主義を賛美する行為も罰するものであった。

チェ・ジョンギル事件のような事例を、韓国では「疑問死」と呼ぶが、光州民主化運動弾圧事件や疑問死事件などは、1987年の「民主化宣言」以降樹立されたノ・テウ（노태우）、キム・ヨンサム（김영삼）、キム・デジュン（김대중）、ノ・ムヒョン（노무현）政権により、真相究明、名誉回復、補償・賠償が行われ、奪われた「自由」を回復している[7]。

このように「参加」と「自由」にもとづく「民主化」を享受している韓国国民であるが、最近までこの「民主化」を享受できなかった「国民」がいた。それが、本稿で扱う在日韓国人である。在日韓国人とは、1910年から45年までの日本による植民地支配の結果、就職や進学のために日本列島に渡ってきた人々、または政府の関与の有無は別にして、本人の意思とは関係ない状態で連れてこられた人々、さらには、1948年の済州島４・３虐殺事件[8]や1950年の朝鮮戦争などの混乱から逃れるために密航してきた人々など、多様な背景のもと日本に滞在する韓国国民のことである。現在、その大部分を日本で生まれた２世以降が占めており、国籍国韓国よりは、滞在国日本との関係がより深い者も多数いる。彼らにとっての「参加」「自由」とは、日本における「参加」「自由」であるかもしれない。しかし、国籍保有者としての韓国人、または民族としての韓民族を意識している人々は、本国での「参加」「自由」を強く望んでいる。

このような在日韓国人にとって、2012年は大変大きな意味を持つ年である。2012年４月には第19代国会議員選挙、12月には第18代大統領選挙に「参加」することができるようになったからである。これは、1987年の「民主化」で韓国国内居住者が享受した「参加」する権利を、国外に居住する国民が享受するようになったことを意味し、それは、韓国民主主義の一層の進展・深化を意味するのである。同時に、2010年以降在日韓国人スパイねつ造事件に関する再審が続々と開始され、無罪判決が下されることにより、それまで奪われていた、また侵害されていた「自由」が回復されている点も、1987年「民主化」の進展・深化であると理解される。本稿では、この「参加」と「自由」が在日韓国人にも享受されている点を確認し、1987年韓国「民主化」が、分断体制という制約のなかで司法府により深化している点を明らかにする。

---

[6] チェ・ジョンギル事件に関しては、拙稿「韓国1987年「民主化」の一側面 ― チェ・ジョンギル事件を中心に ―」『九大法学』、2009を参照。

[7] もちろん、すべての事件に関して真相究明されたわけでもなく、イ・ミョンバク（이명박）政権になり、「真実和解のための過去事整理委員会」（以下、真実和解委員会）などの真相究明委員会が解散となったため、未調査のままの事件もあるが、一定の成果をあげていることは否定できない。

[8] 1948年４月３日、朝鮮半島南部（現在の韓国）だけの単独選挙を巡って対立が表面化し、単独選挙に反対する島民が弾圧・虐殺された事件。６万人近くの島民が虐殺されたとも言われており、避難した島民のなかには、大阪に渡った人もいる。

1．在日韓国人の韓国政治への「参加」

（1）歴史的背景

在日韓国人への参政権付与は、在外選挙制度の一部として導入された。2012年４月11日実施の総選挙にあわせて作成・配布された『2012年４月11日第19代国会議員選挙在外選挙のご案内』によると、韓国における在外選挙の歴史は、パク・チョンヒ政権時にまで遡る[9]。1966年に海外不在者投票という形で法制度が準備され、1967年の第６代大統領選挙と第７代国会議員選挙、1971年の第７代大統領選挙と第８代国会議員選挙の４度の国政選挙において、海外不在者投票が実施された。パク・チョンヒ政権下でのこの海外不在者投票制の導入は、在外国民に参政権という「権利」を与えるものではなく、当時与党であった共和党が、ベトナム派兵軍人５万人の「読める票」を確保するためのものであった[10]。しかし、1972年に海外不在者投票制は廃止され、その後、1980年代から90年代にかけて、不在者投票のみならず、在外国民自体への選挙権付与も検討されたが、実を結ぶことはなかった[11]。

しかし、2000年を前後して、それまでOECDの中でも在外国民に選挙権を付与していなかった日本とイタリアが、在外国民選挙権を海外居住の国民に付与するようになり、韓国でも在外国民の間から在外国民選挙制度導入が求められるようになった。具体的には、1997年、日本・フランス在住の在外国民が韓国憲法裁判所に憲法訴願を提起し、2004年にも日本・アメリカ・カナダ在住の在外国民が憲法訴願を提起している。前者に関しては、99年に合憲決定が下されているが、後者については、2007年６月28日に憲法不一致決定が下された[12]。その結果、2009年２月、韓国国会は、在外国民に韓国国政参政権を付与する公職選挙法など関連法案の改正法案を可決し、2011年７月、９月、11月には、在外選挙制度改善のために公職選挙法が一部改正され、2012年４月の第19代国会議員選挙及び12月の第18代大統領選挙において在外国民に参政権が付与されるようになった。

（2）制度

2012年４月に実施された第19代国会議員選挙であるが、在外選挙に関しては以下のよう

---

[9] 中央選挙管理委員会、『2012年４月11日第19代国会議員選挙在外選挙のご案内』、６頁。韓国中央選挙管理委員会ホームページ（http://ok.nec.go.kr）にても閲覧可。

[10] 『統一日報』（2007年２月28日付、３面）。

[11] 김웅기、「재외국민 국정참정권과 재일동포사회의 변화」、『일본학』、제 32 집、2011、44-45 쪽参照。

[12] 違憲判断の理由は、第一に、在外国民は、韓国旅券を所持しているので、北朝鮮住民や朝鮮総連系との区分が可能であり、第二に、公正性に対する憂慮があるという理由だけで民主国家の機能的前提である選挙権行使を特定国民に拒否することはできないとした。第三に、技術的問題については、通信技術の発達などで克服することが可能であり、第四に、兵役義務に関しては在外国民にも兵役を履行する道が開かれているのはもちろん、在外国民の中には兵役義務と関係のない女性や兵役免除者も存在する点を考慮しないといけないとした。そして、最後に、漠然かつ抽象的な危険や国家の能力によって解決することができる技術的に困難な点や障害などを理由に選挙権を制限してはいけないと付け加えた。김웅기（2011）、49 쪽。

な方法で実施された。在外選挙制度において投票できる在外選挙権者は、「国外不在者申告対象者」[13]と「在外選挙人登録申請対象者」[14]の二つに区分された。本稿で扱う在日韓国人は、大部分が後者に該当する。在外選挙人登録申請対象者は、国外不在者申告対象者同様に、2011年11月13日から2012年２月11日までの91日間のうちに選挙人登録申請をしなければならなかった。ただし、郵便で申告できる国外不在者申告対象者とは異なり、在外選挙人登録申請対象者の場合、本人が直接、在外投票管理官に申請しなければならない。これは、2007年憲法裁判所の判断理由の中にもあるように、本人確認を慎重に行うためである。

そして、2012年３月28日から４月２日の午前８時から午後５時まで、選挙管理委員会が設置した投票所に直接訪問して、身分証明書を提示したうえで本人確認のもと、投票を行わなければならない。つまり、在日韓国人は、選挙人登録申請と投票の二度、最寄りの公館に行かなければならない。本人確認など手続き上の煩雑さはあるものの、これまで国籍国韓国でも、また滞在国日本でも選挙権をもたなかった大部分の在日韓国人にとって、これが初めての投票であった。

（3）在外投票制度の実施状況

中央選挙管理委員会 HP[15]の「在外国民現況資料」によると、2011年７月現在、日本の在外国民数は、一般滞留者96,146人と留学生20,362人の合計である一時滞在者116,508人と在日韓国人などの永住権者461,627人を合算した578,135人となっており、予想選挙人数を80％の462,508人と見積もっていた。仮に、投票率50％としても、20万以上の投票が見込まれていたのである。しかし、実際は、この予想と大きくかけ離れたものであった。

まず、選挙人登録数であるが、日本では、18,628人しか登録されなかった。これは、在外国民数の約3.2% に該当する。全地域での選挙人登録数は123,571人であり、これは、2011年７月現在在外国民数2,796,024人の4.4% に該当する。つまり、日本地域における選挙人登録率は、全体平均よりも低い水準であった。しかし、実際の投票者数は、全地域では56,456人で投票率が45.69% であるのに対して、日本地域では、9,793人で投票率は52.57% と全体平均より高かった。この投票率は、選挙人登録数を分母とした場合の数字であるが、これを在外国民数の80% である予想選挙人数462,508人を分母としてみた場合、投票率は2.1% となる。

---

[13]「国外不在者申告対象者」とは、韓国で住民登録をした者（一時滞留者）、または韓国で国内居所申告をした在外国民（永住権者）のうち、海外で投票をしようとする選挙権者をいい、国外不在者申告をして在外投票をすることができる。前者の一時滞留者は、比例代表国会議員選挙と地域区国会議員選挙に参加でき、後者の在外国民は、比例代表国会議員選挙にだけ参加できる。

[14]「在外選挙人登録申請対象者」とは、韓国で住民登録も国内居所申告もしていない在外国民（永住権者）で、海外で投票しようとする選挙権者をいい、在外選挙人登録申請をして在外投票をすることができる。ただし、比例代表国会議員選挙のみしか参加できない。

[15] 韓国中央選挙管理委員会 HP 内の「在外選挙」では、韓国語／英語／日本語／中国語／スペイン語を選択することができる。日本語（http://ok.nec.go.kr/usr/Index.do?lang=ja&x=19&y=13）。

第19代国会議員選挙投票現況

国家別 （在外公館数）	在外国民数 （2011.7）	予想選挙人数	選挙人登録数	投票者数	投票率*
全体 （158）	2,796,024	2,236,819	123,571	56,456	45.69 （2.52%）
アメリカ （12）	1,082,708	866,166	22,969	10,293	44.81 （1.18%）
日本 （10）	578,135	462,508	18,628	9,793	52.57 （2.11%）
中国 （9）	369,026	295,221	23,952	7,876	32.88 （2.66%）

＊投票率上段は選挙人登録数あたり、（　）内は予想選挙人数あたり。
（中央選挙管理委員会「第19代国会議員選挙在外投票締切報道資料」[16]を参考に作成）

2．第19代国会議員選挙の評価と課題

2012年４月の第19代国会議員選挙に関しては、実質的に初めて実施した在外投票制度であるため、制度運営上の混乱が投票権者から指摘されているが、それ以前に、投票結果に対して「血税の浪費」という批判がなされている。上でみたように、国会議員選挙における２％台の投票率に対して、300億ウォン近くの管理費用を使用しており、投票者が約５万人であるため、一人当たり60万ウォンを使用している計算になる[17]。この低投票率の原因については、手続き上の問題と在外国民の選挙への関心の低さが指摘されている。

（1）手続き上の問題点

まず、在外国民選挙制度において、有権者は、選挙人登録をするために本人が直接最寄りの公館を訪れなくてはいけない。日本には10の公館が準備されているため、中国[18]などに比較すると手続きを行いやすいとは言われているが、それでも１世の高齢者などは体が不自由な人も多いため、関西などでは集団でバスを使用して登録・投票を行ったところもある。

選挙人登録において、本人が直接公館を訪れなくてはいけない理由の一つは、本人確認である。特に、日本では、北朝鮮系の在日本朝鮮人総聯合会（朝鮮総連）と韓国系の在日本大韓民国民団（民団）が複雑に入り組んでおり、韓国国会議員選挙、韓国大統領選挙に

[16] http://ok.nec.go.kr/global/bbs/selectBoardList.do?bbsId=BBSMSTR_000000000101&menuNo=110468&lang=ko（2012.7.22閲覧）

[17] http://www.hani.co.kr/arti/politics/politics_general/526359.html（2012.7.22閲覧）

[18] 中国福建省の厦門市に暮らす在外国民は、選挙登録と投票のために飛行機で３時間かかる。この広東省の広州総領事館が管轄する面積は韓国の領土の３倍であり、在外国民にとって、二度の公館訪問は時間的にも経済的にも大きな負担となっている。http://news.donga.com/Politics/3/00/20120719/47873085/1（2012.7.22閲覧）

北朝鮮が介入する可能性を排除することができない。よって、本人確認の手続きとして、登録申請時には韓国パスポートを提示することを求めており、投票時も写真付きの身分証明書による確認をしている。さらに、投票用紙交付の際、サインの代わりに義務的に電子認識機による指紋入力が課せられている点についても、在日韓国人有権者の間から「日本政府が、在日韓国人に対してのみ指紋を強制捺印させていた過去を思い出させる」との批判が噴出している[19]。

また、第19代国会議員選挙における在外投票期間は、2012年３月28日から４月２日の午前８時から午後５時までであった。しかし、在外選挙権者を対象とする選挙運動期間は、韓国国内の選挙運動期間と同じ2012年３月29日から４月10日となっている。『在外選挙のご案内』は、在外選挙権者を対象とする国外選挙運動方法について、選挙運動期間中の１）韓国の衛星放送施設を利用した放送広告と放送演説、２）インターネットホームページ、電子メールなどの情報通信網を利用した選挙運動、３）韓国のインターネット言論社を利用したインターネット広告、４）電話や口頭での選挙運動、そして、選挙運動期間に関係なく、候補者または候補になろうとする者が自ら開設したインターネットホームページを利用した選挙運動と規定している[20]。これ以外の方法による選挙運動は認められないとしているが、選挙期間中の４つの方法による選挙運動は３月29日から始まるため、在外投票を行おうとする有権者は３月29日から始まる選挙運動を、最長でも４月２日まで参考にして投票するほかない。投票期間初日である３月28日に投票する有権者は、選挙運動によって発信される各情報に接することなく投票するほかない。これに加えて、各政党も選挙登録数が予想より低いためか、積極的に在外有権者に選挙公報を行っていなかった。よって、在外有権者は十分な情報を得ることができず、それが更なる投票率低下の要因にもなっていると思われる。

中央選挙管理委員会関係者が、「地域区中心に行われる国会議員選挙は、国内住所のない在外選挙人の参加が低くなるのは仕方ないが、国家元首を選出する大統領選挙は、大韓民国国民というアイデンティティーとも関連があり、質的に異なる選挙となるであろう」[21]というように、12月の大統領選挙では４月の国会議員選挙より投票率が向上するものと思われる。しかし、関心はあっても、上述の手続き上の問題点を改善しないことには、投票率の大幅な上昇は見込めない。このような問題点を改善するために、与野党や選挙管理委員会からは、下記の通り、登録申請と投票を郵便やインターネットで行う方法などの改善策が提案されている。

まず、与党セヌリ党のウォン・ユチョル（원유철）議員が、選挙人登録については郵便による登録を可能にし、投票については従来の投票所投票と郵便投票から選択できるようにする公職選挙法改正案を代表発議した。また、野党民主統合党のキム・ソンゴン（김성

[19] http://www.hani.co.kr/arti/politics/politics_general/526359.html（2012.7.23閲覧）
[20] 中央選挙管理委員会（2012）、34頁。
[21] http://news.donga.com/Politics/New/3/00/20120720/47917915/1（2012.7.23閲覧）

곤）議員が代表発議した公職選挙法改正案では、登録・申請をインターネットで行えるようにしている。さらに、中央選挙管理委員会も2012年７月２日に６項目の在外選挙改正意見を国会に提出した。それによると、１）登録・申請巡回受付制度の導入、２）在外投票所の追加設置、３）在外選挙人永久名簿制導入、４）家族の代理申請許容、５）派兵軍人と公館未設置国家の郵便投票許容、６）投票できなかった在外選挙人の帰国投票の許容、などが改正内容として提示されている[22]。

このように選挙権者当事者のみならず、与党と野党から、また管轄機関からも改正要求が出ている在外選挙制度であるが、2012年12月に実施される予定の大統領選挙が改善された制度のもとで実施される可能性は低い。セヌリ党のキム・ギヒョン（김기현）院内主席副代表は、「民主党は、第18代国会で在外選挙関連条項を改正しようという我々の提案に反対し続けた」とし、「18代国会で法改正をしておくべきだったのに、今となっては、選挙日程上、法改正時期を逃してしまった」として、大統領選挙前に法改正が行われる可能性を否定している[23]。

そもそも、在外国民に選挙権が「付与」されたと言われるが、民主主義国家において選挙権を当該国民が持つことは、「付与」されるという受動的な意味より本来享有する基本的権利を行使するということを意味する。しかし、現在、韓国では、在外国民に選挙権を付与する範囲をどうするかを、選ばれる側の当事者である国会議員たちが決定しようとしている。国会議員らは、在外投票制が自身の当選にどのように影響を与えるか分析したのちに、法改正に積極的になるほかないと思われる。2012年４月の第19代国会議員選挙では、与党セヌリ党が40.1%、野党では民主党が35.0%、統合進歩党が14.4% を獲得し、与党の40.1% に対して野党が49.4% を得票した[24]。しかし、12月の第18代大統領選挙では、投票率が第19代国会議員選挙以上に伸びることが予想されており、法改正により在外国民の投票動向がどのように変化するかが不確実な状態下で法改正することに各政党は慎重にならざるを得ない。このような各政党の消極的な姿勢を変えさせるには、司法府の役割が重要になるが、司法府も法改正に積極的な姿勢を示していないのが現状である[25]。

しかし、制度上の改善は見込まれないが、その運用に関しては選挙管理委員会の努力が期待される。例えば、韓国弘益（ホンイク）大学校キム・ウンギ（김웅기、金雄基）助教授を中心とし

---

[22] http://news.donga.com/Politics/3/00/20120719/47873085/1（2012.7.22閲覧）

[23] 同上。

[24] 同上。

[25] 2012年６月14日、在日韓国人７人が、中央選挙管理委員会を被告にソウル行政裁判所に提訴した。訴えの内容は、１）住民登録者や国内居住申告者については、国家が職権で選挙人名簿を作成するようになっているが、在外国民の場合は、当事者自らが申請しなければならない点、２）国外不在者が書面によって登録申請をできる一方、在外国民は直接公館を訪問しなければならない点、３）パスポートの提示を義務付けている点などが、在外国民の選挙権を侵害しているというものであった。この訴えに対し、裁判所は原告の訴えを棄却した。主な理由は、公正な選挙のための本人確認のためというものであるが、司法府は、その判断の根拠として、北朝鮮住民や朝鮮総連系の在日朝鮮人を選挙から排除する必要があることを『判決文』の中で明記している。2012 구합 4333（서울행정법원 제 13 부）、11 쪽。

てフェイスブック[26]上で活動している「Zainichi Senkyo」によると、第19代国会議員選挙期間中に発生した問題点に対して選挙管理委員会に回答を求めたところ、「前向きな回答」を得られたという。『Zainichi Senkyoの友達および在外国民国政参政権に関心をお持ちのみなさまへ』[27]によると、まず、韓国国内では指紋捺印のみならず署名などの方法により投票用紙受領確認を行っているにも関わらず、在外選挙では指紋捺印による確認だけを認めている点について、選挙管理委員会は、第18代大統領選挙では指紋捺印以外の電子署名を導入することを前向きに検討すると回答している[28]。

もう一つ注目される点は、投票用紙がハングル文字によってのみ作成されている点に対する抗議への説明である。この点に関しては、2010年11月14－15日と2011年６月30日に行われた在外選挙の模擬投票においても関係者から指摘されていた。これに対して、選挙管理委員会は、公職選挙法では投票用紙をハングルのみで作成するように規定されており、国会での法改正がない限り不可能であるとしたうえで、2012年４月の第19代国会議員選挙では、一部の投票所で当該在外選挙管理委員会が自主的に在外投票期間中に外国語が併記された政党名を案内した点を認め、第18代大統領選挙では、投票用紙を除き、投票所に備え付けられる政党・候補者名簿に現地語を併記できるよう、前向きに検討すると回答している。

（2）公正な選挙に関する憂慮

以上のような問題点を改善するにおいて注意しなければならないのが、国内でも違法な選挙運動が横行しているにも関わらず、国外において公正な選挙を維持することができるのかという問題である。まず、中央選挙管理委員会は、公職選挙法違反への対応について次のように指摘した。2011年６月、中央選挙管理委員会のイ・ジョンウ（이종우）事務総長は、在外選挙における選挙違反と関連して、「国外のため公権力の行使に限界があり、またその地域が広大であり、証拠確保や取締りも難しい」としつつも、「しかし、摘発したら国内での選挙違反よりはるかに厳重に対応する」とした。また、他の選挙管理委員会関係者は、「例えば、政治家が海外で不法選挙運動をした場合、国内であれば警告で済むところを、即告発することを考えている」と説明した[29]。

実際、第19代国会議員選挙では摘発まではされていなかったが、第18代大統領選挙では在外選挙期間の開始と同時に、アメリカと日本でそれぞれ選挙違反が摘発されている。例えば、アメリカの場合、民主統合党大統領選挙予備候補であるキム・トゥグァン（김두관）を支持する広告がニューヨークの在外同胞関連マスコミに掲載され、在米韓国人団体関係

[26] Facebook（www.facebook.com）。
[27] zainichisenkyo.tistory.com/218（2012.7.23閲覧）。
[28] これは、ニューヨーク総領事館担当者の「韓国では投票の際、誰もが指紋捺印の義務があるので必ず押してください」との説明に対する選挙権者の抗議への説明のなかでなされた。
[29] 『동아일보』（2011年６月30日付）。

者が厳重警告をうけた。また、ワシントンDCでは、セヌリ党の「パク・グネ（박근혜）を愛する人々の集まり」のイベント広告が在外同胞新聞に掲載され、関係機関に捜査が依頼された。公職選挙法では、選挙日の180日前から投票日まで、政党名や候補者名を載せた広告などの掲示を禁止しているためである。これらの摘発について、在米韓国大使館のジョン・テヒ（정태희）在外選挙官は、「在外国民たちは、故意というよりは、法規の内容を知らずに違反している場合が多い」として、「今後は、取締りはもちろん、在外国民マスコミと団体などを対象に案内を引き続き行っていく」と、情報不足が問題の原因であると指摘している[30]。

しかし、日本の場合、法規定を知らずに選挙違反を行ったというよりは、意図的に行った事件が発生している。中央選挙管理委員会の発表によると、2012年７月15日頃、大阪のある在日韓国人関連団体の幹部が、会員に対して第18代大統領選挙において特定の政党・候補者に反対する内容の印刷物を配布するように指示し、同幹部は、第19代国会議員選挙においても同様の行為をとり在外選挙管理委員会から公職選挙法遵守要請を受けていたため、今回の行為を告発することにしたという[31]。このような選挙違反行為に対して、選挙管理委員会は、告発・警告以外にも、行為者が韓国国民である場合にはパスポートの返還命令を、また、外国国籍所有者の場合は５年間の韓国への入国禁止などの行政的措置もとるようにしている[32]。

韓国の場合、このような違法行為とは別に、北朝鮮との分断国家であるがために発生する問題もある。日本における朝鮮総連の選挙への介入である。2011年12月、検察は朝鮮総連の介入問題と関連して、「利敵団体」である朝鮮総連の第19代国会議員選挙、第18代大統領選挙介入に対して、厳正に対処することを宣言した。国外での公権力行使にあたるため一定の制限があるが、韓国現行法と国際法規を最大限利用して、領事調査などの手段で積極的に調査するとしている[33]。実は、この検察による宣言以前の2011年10月には、北朝鮮系国外団体構成員の投票権に関して、中央選挙管理委員会、法務部、外交部の間で具体的な議論がなされていた。中央選挙管理委員会は、朝鮮総連所属の在日韓国人（韓国国籍所有者）に対する投票権付与を制限することを提案していた。しかし、これに対して、法務部や外交部は、思想に基づく選挙権付与の制限は、憲法違反である可能性が高いとして反対したのである。中央選挙管理委員会のこのような提案の背景には、民団をはじめとする一部の在外国民団体から「北朝鮮が、親北団体を通して選挙に影響を及ぼす恐れがある」と憂慮と批判を提起してきたためであった。あわせて、韓国国内の保守系知識人も、北朝鮮の介入問題などを理由にあげて、2012年の在外選挙制度導入を時期尚早と批判している[34]。

---

[30] www.koreatimes.com/article/741050（2012.7.23閲覧）

[31] www.oktimes.co.kr/news/articleView.html?idxno=2875（2012.7.23閲覧）

[32] www.koreatimes.com/article/741050（2012.7.23閲覧）

[33] http://news.zum.com/articles/1223741（2012.7.23閲覧）

[34] 2011年６月11日、韓半島先進化財団理事長パク・セイル（박세일）ソウル大学教授との面談の中での発言。

以上のように、2012年から実施され始めた在外選挙制度であるが、投票率向上のための法制度の改善など制度的課題が指摘されているが、制度改正を難しくしている背景には、北朝鮮の選挙介入を未然に防ぎたいという意図が存在する。本人確認のためのパスポート提示を求め、郵便やインターネットによる登録を禁止するのは、北朝鮮の選挙介入を排除するための措置である。1987年韓国国民に保障された直接選挙制度が、25年の時を超えていまようやく在外国民にも付与された。しかし、依然として分断状態にある韓国では、一定の制約のもとで実施するほかないが、司法府の判断を契機に進展している点が確認される。

3．再審による「自由」の回復

国籍国韓国での参政権の獲得と同時に、一部在日韓国人にはもう一つの「民主化」が到来しつつある。1980年代の民主化運動において声高に叫ばれた「拷問のない国で暮らしたい」という「自由」の到来である。

（1）在日韓国人スパイねつ造事件の経緯

1960年代から80年代の権威主義体制下において、多くの国民が軍事政権の犠牲となった。1980年５月18日に始まる光州民主化運動に対する弾圧は、その象徴でもある。それ以外にも、学生、労働者など反政府活動を行う者を拷問などによって死に至らしめることもあった。その際、中央情報部などの情報機関では、分断体制下の韓国国民が抱いていた反共イデオロギーを利用して反政府活動家を「北のスパイ」＝「アカ」にねつ造した。当時の韓国で一度「アカ」のレッテルを貼られると、本人はおろかその家族まで様々な制約、迫害を受けることになった。そして、情報機関が「北のスパイ」をねつ造するのに都合のいい対象が、在日韓国人であった。被害者数は160人以上になるとも言われている。なぜ、彼らは「母国」である韓国で政治的弾圧の対象となったのであろうか。その理由は、暴力による支配、反共イデオロギー、在日韓国人社会の特殊性にある[35]。

1961年５月16日、約3000名の将兵を率いたパク・チョンヒは主要国家機関と放送局を占拠し、「軍事革命委員会」の名でクーデターの成功と国家機関の接収を発表した。その後、1963年に大統領に就任し、1972年の「維新革命」を経て、1979年まで軍事独裁政権を維持した。また、パク・チョンヒの死後大統領に就任したチョン・ドファンも、1979年12月の軍内部クーデターと翌年５月の光州民主化運動弾圧を経て政権を掌握した。このように、両大統領ともクーデターにより執権したためその正当性が大変脆弱であった。そのため、反政府運動が活発化するようになり、それを暴力で抑え込むことによって政権を維持する

[35] 以下、「３つの背景」に関する詳細は、拙稿「韓国「民主化」のなかの在日韓国人 ― 南で作られた北のスパイたち ― 」、東アジア学会政治部会編『北東アジアにおける平和と共生』、2012、125-132頁参照。

ほかなかった。このような暴力による支配のもと、在日スパイねつ造事件が発生したのである。

そして、この暴力による支配を可能にしたのが、反共イデオロギーであった。1948年に韓国と北朝鮮が半島の南北にそれぞれ建国され、1950年には朝鮮戦争によって分断体制が固定化されたため、南北間では衝突・対立が絶えなかった。そのようななかで、朝鮮戦争で犠牲となった人々を中心に反共イデオロギーが芽生え始め、それを軍事政権は積極的に利用し、国民の北朝鮮に対する反感を煽った。それは同時に軍部による支配を正当化した。そのため軍部は、北朝鮮との対立状況を「演出」するようにまでなったのである。具体的には、国内の反政府運動活動家を「北のスパイ」とねつ造することによって、国民に北朝鮮の脅威を過剰に植えつけ、同時に反政府運動自体を委縮させた。さらには、反政府運動活動家のみならず、反政府運動とまったく関係のない国民まで「北のスパイ」とねつ造し始めた[36]。そうすることによって、国民たちは反共イデオロギーに一層傾倒するようになり、独裁政権による「北のスパイ」ねつ造を容易にしていった。

この反共イデオロギーにもとづく政権基盤強化に利用されたのが、在日韓国人留学生たちであった。1910年以降の植民地支配のもとで多くの人々が朝鮮半島から日本にわたってきた。1945年の植民地支配からの解放後も、日本に居住し続けた在日韓国人の子供たちは、日本での差別に悩み、一部は1960年代に北朝鮮に渡り、また一部は1970年代から韓国に渡った。韓国に渡った留学生は、「母国」韓国が日本と全く異なる状況にあることを知らなかった。彼らは、日本において韓国系、北朝鮮系の明確な区別なく、在日韓国・朝鮮人コミュニティーを形成し、マルクス主義に関する書物を読むことは自由であり、大変容易に社会主義思想に触れることができた。しかし、このような行為は、韓国では国家保安法・反共違反により逮捕された。このような在日韓国人の「無知」を悪用して、中央情報部・保安司令部などの情報機関は、日本からの留学生を「北のスパイ」へと作り上げていった。

被害者らは、逮捕状のない不法連行により情報機関に拘束され、ありとあらゆる拷問を加えられた[37]。過酷な拷問に耐えられない彼らは、捜査官たちの甘い誘惑にのり、虚偽の自白をしていくことになる。北朝鮮訪問、スパイ教育・指令・報告などが事細かにねつ造され、そのまま調書をとられることになる。その後、公判の過程で、拷問によって作成された調書であり事実とは異なると訴えても、検察はおろか裁判官も取り合ってくれなかった。結局、数年の懲役から死刑判決を受ける者まで生じることになった。彼らの「自由」は完全に抑圧された状態にあった。

---

[36] その一例が、ソウル大学教授チェ・ジョンギル事件である。

[37] 被害者らの証言によると、まず、殴打は日常的なことであり、水拷問、電気拷問、また、「エレベーター」と呼ばれる拷問を加えられた者もいた。

(2) 再審

このように、在日韓国人社会の特殊性と反共イデオロギーにもとづく暴力による支配下で奪われた彼らの「自由」は、釈放後も回復されることはなく、時間がだけが経過した。彼らの大部分は、即座に日本に戻り、日々の生計を立てるために奔走するほかなかった[38]。

韓国国内の政治弾圧被害者たちは、1987年の「民主化」により釈放されたケースが多かったが、在日韓国人被害者の場合、それより遅れて1988年になって釈放される人が多かった。また、光州民主化運動弾圧事件の犠牲者に対する補償・賠償が1990年[39]と1995年[40]に、そして、チェ・ジョンギルのような国内政治弾圧事件の被害者の名誉回復[41]が2000年前後から開始されたのに対して、在日韓国人の真相究明・名誉回復は、2005年の真実和解委員会の設立まで待たなければならなかった。

被害者の中で、真実和解委員会の調査結果、拷問の認定など真相究明された人は多くはない。その中でも比較的早い時期に真相究明されたのが、イ・ジョンス（이종수、李宗樹）である。彼は、2006年11月30日に委員会に真相究明を申請し、2008年９月23日に調査結果が発表された。調査報告書は、不法連行・拘禁、拷問による虚偽自白を認め、再審などにより被害者の名誉を回復させることを勧告した[42]。

イ・ジョンスは、この調査結果をもとに、2009年４月13日ソウル高等裁判所に再審請求を行い、2010年５月７日再審開始決定が下された。二度の公判を経たのち、７月15日に判決が下され、裁判長は、無罪を宣告した。そして、次のような謝罪の言葉をイ・ジョンスに伝えた。

> 「本件は、在日同胞留学生をスパイにねつ造するために、民間人に対する捜査権のない保安司が安企部名義で被告人を不法連行し、39日間強制拘禁した状態で拷問によって自白を引き出し、そのために被告人が約５年８カ月間に及ぶ青春を刑務所で送ることになった事件である。在外国民を保護し内国民との間に差別待遇を行ってはいけない責務を負っている国家が、反政府勢力を抑え込むための政権安保レベルにおいて、日本で生まれ育った被告人が韓国語を上手に話せず十分な防御権を行使できないことを悪用し、在日同胞という特殊性を無視して、むしろ工作捜査の生贄としたのが本件の本質である。このような事実に対して、我々司法府は、権威主義統治時代に違法・不

---

[38] 在日韓国人スパイねつ造事件の被害者らの大部分は、釈放とともに即座に日本に戻っている。パスポートも日本入国のためのビザも喪失している彼らに便宜を図ったのは、日本大使館をはじめとする日本政府であった。複数の被害者らの証言によると、釈放後あらゆる帰国の準備がされた状態で、パスポートなどの入国手続きはもちろん、飛行機のチケットまで手配されたという。

[39] 「光州民主化運動関連者補償等に関する法律」。

[40] 「５・18民主化運動に関する特別法」「憲政秩序破壊犯罪の時効などに関する特別法」。

[41] 「疑問死真相究明に関する特別法」「民主化運動関連者名誉回復及び補償等に関する法律」。

[42] 진실・화해를위한과거사정리위원회、“재일동포 유학생 이종수 국가보안법 위반 사건”、『2008년 하반기 조사보고서』、77、118쪽。

当な公権力の行使により甚大な被害を負わせた被告人に対して、国家が犯した過ちについて心から赦しを乞う」[43]

これまで、個別の事件で行政府または立法府の代表が被害者に対して謝罪の言葉を伝えることはなかった。光州民主化運動弾圧事件や済州島４・３虐殺事件などのような集団的弾圧事件の場合は、大統領が現地で謝罪をすることはあったが、個別事件ではいまだ先例がない。被害者にとって、真相究明や賠償同様、国家の謝罪は重要な意味を持つ。それを、国家権力の一部である司法府が行ったのである。特に、現在のイ・ミョンバク政権になり、立法府が関係法規の延長を拒否し、行政機関の一部であった真実和解委員会が解散させられ、立法・行政にこれ以上の被害者救済が期待できない状態での司法のこのような謝罪は、「民主化」の進展にとって欠かすことのできない存在となっている。

ソウル高裁によるイ・ジョンス無罪判決に対して検察側は最高裁に上告することなく、無罪が確定した。その後、刑事補償をうけ、現在国家損害賠償を請求中である。しかし、その後、ほかの犠牲者の再審すべてがイ・ジョンスのように順調に進んだわけではない。

例えば、イ・ジョンスとともに真実和解委員会に真相究明を請求し、2009年10月30日に真相究明されたユン・ジョンホン（윤정헌、尹正憲）の場合、再審において証人喚問を行うことになり、事件当時の担当調査官が証人として法廷に呼ばれることになった[44]。また、カン・ジョンホン（강종헌、康宗憲）の再審では、韓国の刑務所にともにいた人物が、検察側証人として法廷に呼ばれ、３回にわたって証人審問がおこなわれている[45]。ユン・ジョンホンの場合は、再審が地方裁判所から開始されたので手続き上仕方ないのかもしれない。ただし、カン・ジョンホンの場合は、真実和解委員会の調査報告書[46]により一部真相究明されており、真実和解委員会で真相究明されている場合は、数度の審理で結審するのがこれまでの慣例であった。2012年の秋には結審すると思われるが、再審がこのように長期化すると、経済的に余裕のない人々には、再審を請求すること自体が重荷になる恐れがある。再審の長期化は、このように審理自体の進行にも原因があるが、無罪判決後の検察の対応次第でもある。

イ・ジョンスをはじめとして、これまで11人の被害者が再審において無罪判決を下されているが、それに対し検察が上告しなかったのは、イ・ジョンス事件とキム・ウォンジュン（김원중、金元重）事件の２件だけである。これら２件に対する検察の対応とほかの事件に対する検察の対応の差異の基準がどこにあるのかは不明ではある。しかし、大部分が十分な証拠を提示できなかったにも関わらず、検察が上告しているケースである。この上

---

[43] 서울고등법원 2009 재노 42、18 쪽。

[44] 証人コ・ビョンチョン（고병천）の証人審問の内容については、拙稿（2012）、136-145頁を参照のこと。

[45] 検察側証人は、カン・ジョンホンが「北のスパイ」であると信じているという趣旨の証言を行っている。

[46] 진실・화해를위한과거사정리위원회、“재일동포 강종헌에 대한 간첩조작 의혹 사건”、『2010 년 상반기 조사보고서』、33-59 쪽。

告により、被害者は再度精神的苦痛を味わうことになる。

真実和解委員会などの真相究明機関が存在しない今、司法府のもとでの再審だけが、彼ら被害者の「自由」を回復する手段となっている。第18代大統領選挙の結果によっては、真相究明委員会が復活する可能性がないわけではないが、そのような選挙結果に左右されない司法府による「自由」の回復が、韓国民主主義の進展・深化、つまり強固化を支えている。

おわりに

以上のように、2012年現在、在日韓国人は1987年韓国「民主化」の主要な要素である「参加」と「自由」を享受しつつある。21世紀になりOECDの大部分の国家が在外国民選挙制度を導入しており、また韓国憲法裁判所の決定が後押しとなって、韓国国会は2009年公職選挙法の改正を行い、在外国民選挙制度が導入されることになった。2012年4月の第19代国会議員選挙が抵投票率に終わり、在外国民選挙制度の効率性が批判されている。在外国民の韓国政治への関心の低さもその要因の一つではあろうが、手続き上の問題点も無視できない。特に、本人確認のための二度の公館訪問、パスポートの提示と指紋押捺など、国内選挙権者との衡平性からみても、在外国民に大きな制約が課せられている。公館が近くにあればいいが、数時間かけて行かなければならない人、またパスポートを所持していない人にとっては、時間とお金を投資して選挙権を行使することになる。

しかし、韓国の場合、以上のような制約を課さずにはいられない理由があるのも事実である。それは、北朝鮮との分断状況である。特に、日本の場合、北朝鮮系の朝鮮総連が韓国系の民団と共存しているため、日本における韓国在外選挙制度における北朝鮮系の介入を極度に恐れているためである。しかし、例えば、親北朝鮮的姿勢を維持している野党民主党でさえ、在外国民選挙制度の改善には積極的な政策を示してはいない。よって、以上のような制約を課す現在の在外国民選挙制度を、北朝鮮との分断状態だけで正当化することには無理がある。

結局、選挙によって選択される国会議員や大統領候補たちにとって、在外選挙制度が自らの勝利に有利になると確信できれば、在外選挙における投票率が向上するような改正を行うであろうが、そうでなければ、改正する必要はまったくないのである。このように国民の権利（特に、選挙権）を恣意的に制約する行政府・立法府をけん制するのが司法府の役割である。実際、在外選挙制度導入の契機となったのが憲法裁判所の判断であった点を考慮しても、このような司法府の役割は注目されるべきである。しかし、その反面、権力から距離をおく司法だからこそ、政治権力構造に直接影響を与えるような選挙制度については慎重な態度をとっているのも事実である。

一方、韓国民主主義のもう一つの要素である「自由」に関しては、司法府は積極的な姿勢を示している。その契機となったのが、2005年秋のイ・ヨンフン（이용훈）最高裁長官

就任である。彼は、2008年９月26日の司法60周年記念式典で、過去軍事政権時代の司法府の姿勢を次のように反省した。

> 権威主義体制が長期化するにつれ、裁判官が正しい姿勢を厳然と維持することができず、国民の基本権と法治秩序の守護という本然の役割を忠実に遂行することができないときがあり、その結果、憲法の基本的価値や手続き的正義に反する判決が宣告されることもありました。私をはじめとする司法府構成員は、このような不幸な過去が司法府の権威と司法府に対する国民の信頼に少なくない損傷を与えたことを十分に知っております。…私は、最高裁長官として、この場を借りて過去我々司法府が憲法上の責務を忠実に完遂できなかったために国民に失望を与えた点について、謝罪の言葉を述べたいと思います[47]。

ここでいう「憲法の基本的価値や手続き的正義に反する判決」のなかに、本稿で扱った在日韓国人被害者に対する有罪判決が含まれることは明らかである。このような司法府の過去に対する反省は、2005年の就任式でも表明されていた[48]。さらに、司法府は、軍事政権下での自身の過ちを克服することによって、司法の独立を回復すると宣言している。上記司法60周年記念式典において、最高裁長官は、今後、過去の不幸な事件を教訓として、裁判官の良心と司法の独立を堅守していくので、司法府の努力に声援を送ってくれるように国民に訴えた[49]。司法府としては、過去軍事政権時代に司法の独立を維持できずに、不当な判決を下したことを反省し、今後、司法府は、司法の独立を堅守し、他権力の介入を許さず、法と裁判の良心にもとづいて判決を下すことを国民に約束したのである。その結果、どれだけの影響があったのかは定かではないが、チェ・ジョンギル事件の民事訴訟において、それまで時効の成立を理由に認められてこなかった国家賠償が一転認められ[50]、イ・ジョンス事件では司法府自ら被害者に謝罪した。

真実和解委員会が解散した現在、事件の真相を究明し名誉を回復する主体は、司法府以外に存在しない。2011年９月のイ・ヨンフン最高裁長官退官の再審への影響が憂慮されたが、最高裁長官交代後も再審において無罪判決が下されている点は高く評価できる。のみならず、グ・マルモ（구말모、具末謨）事件の場合、真実和解委員会の調査報告もない状態で再審開始が決定され、実際に北朝鮮に渡ったことを本人が認めたにも関わらず、2012年７月23日には、ソウル高裁において無罪判決が下された。

以上のように、2012年現在、韓国「民主化」は国境超えて、在日韓国人に「参加」と「自由」を享受させている。そして、北朝鮮との分断状態下では、行政府や立法府は北朝鮮と

---

47 사법발전재단『역사 속의 사법부』（사법발전재단、2009）130-131 쪽。

48 http://www.hani.co.kr/arti/politics/politics_general/66843.html（2012.7.20. 閲覧）

49 사법발전재단、131 쪽。

50 서울고등법원 2005 나 27906。

の関係をめぐる政治状況に左右される傾向があるが、そのような政治的影響から独立した存在としての司法府の役割が注目されている。そして、司法府による韓国民主主義の強固化が、韓国国内の安定をもたらし、朝鮮半島の平和に寄与する。この韓国民主主義の強固化は、単なる韓国一国の問題ではない。本稿で検討対象とした在日韓国人は、日本に住む韓国人である。つまり、韓国の「民主化」という一国の政治体制の変化が、国境を越えて他国に居住する国民にまでその対象を拡大させたことを意味するのである。

参考文献

木村貴、「韓国1987年「民主化」の一側面 ― チェ・ジョンギル事件を中心に ― 」、『九大法学』、2009
_____、「韓国「民主化」のなかの在日韓国人 ― 南で作られた北のスパイたち ― 」、東アジア学会政治部会編『北東アジアにおける平和と共生』、2012
中央選挙管理委員会、『2012年 4 月11日第19代国会議員選挙在外選挙のご案内』
김웅기、「재외국민 국정참정권과 재일동포사회의 변화」、『일본학』、제 32 집、2011
사법발전재단、『역사 속의 사법부』、사법발전재단、2009
진실・화해를위한과거사정리위원회、『2008 년 하반기 조사보고서』
진실・화해를위한과거사정리위원회、『2010 년 상반기 조사보고서』
『統一日報』
『동아일보』
서울고등법원 2009 재노 42
서을고등법원 2005 나 27906
서울행정법원 2012 구합 4333
「중앙선고관리위원회 재외선고」（http://ok.nec.go.kr/usr/Index.do?lang=ko）
「dongA.com」（http://www.donga.com/）
「Zainichi Senkyo」（zainichisenkyo.tistory.com/）
「한국일보」（www.koreatimes.com/article/741050）
「세계한인신문」（www.oktimes.co.kr/news/articleView.html?idxno=2875）
「뉴스 zum」（http://news.zum.com/articles/1223741）

マレーシアの電機産業と FTA

Malaysian Electronic Industry and Free Trade Agreement

猿　渡　　剛
SARUWATARI Tsuyoshi

はじめに

東南アジア諸国は他の発展途上国と比較して、工業化によって急速な経済発展を成し遂げてきた。多くの東南アジア諸国では、工業部門が農業部門やサービス産業部門を抑えて一国の主要部門となり、1980年代以降に１人あたりの GDP が急上昇した。東南アジア諸国の工業化を支えた主要な産業の一つは電機産業であった。

しかし、2000年代に入ってからの東南アジア諸国の電機産業の生産額や輸出額を見ると、各国間の差異が拡大している。一例を挙げると、マレーシアの電気機械製品の輸出額は直近の10年で約1.5倍伸長したが、フィリピンは約1.1倍にとどまる。東南アジア諸国の間でなぜこのような差の拡大が見てとれるのであろうか。

その理由として考えられるのが、主として2000年代以降に東南アジア各国が確立してきた FTA（Free Trade Agreement：自由貿易協定）の影響である。1990年代までの東南アジア諸国は高率の関税を設けており、外資系企業が各国の市場に参入するためには、製品を現地で生産する必要があった。しかし、FTA によって様相が一変した。FTA 締結国の間で関税が削減されるため、製品の供給に際しては現地生産のほかに、締結相手国からの輸入が選択肢として生じてきたからである。つまり、東南アジアを中心とする FTA 網の形成が、各国の工業化に大きな影響を及ぼすようになったのである。

しかし、2000年代に入ってからの東南アジアの工業化に関する研究の大部分は、FTA がもたらす影響を看過している。例えば、電機企業へのインタビュー調査を実施した Giroud（2000）、森澤（2004）、Hobday and Rush（2007）、Vind（2008）、穴沢（2010）では、多国籍企業の親会社から子会社、ないしは多国籍企業からローカル企業への各種経営資源（技術、スキル、知識、研究開発機能等）の移転に主眼が置かれている。FTA に関する研究では、東南アジア諸国間の関税の撤廃が分業体制のさらなる深化を促し、各国が規模の経済を享受するようになると林（2001）が指摘したものの、規模の経済に関する詳細な分析には踏み込んでいない。また、McDonald, Robinson and Thierfelder（2008）に代表される計量分析では、FTA が貿易に与える効果を推計しているものの、工業化への影響については触れていない。むしろ、Baldwin（2007）のように、企業の利用率が低いため FTA による各国への影響は極めて限定的であるとする研究が多い。

東南アジア諸国間の工業化とFTAを関連付けた唯一の論文は、助川（2010）である。助川論文は2000年と2009年の東南アジアの企業数を比較し、特定の国で企業数の増加が見られる一方、他の国では減少している点を指摘した。また、企業へのインタビューを基に、FTAの展開によって一部の企業が東南アジアの拠点数を調整した事実を明らかにした。本稿では助川論文が指摘したFTAによる企業数の増減のみならず、その延長線上にある生産・輸出の増減を通して、東南アジア諸国の工業化がFTAによってどのような影響を受けたのかを明らかにしていく。

本稿では、東南アジアの工業化とFTAとの関連性を分析するにあたって、電機産業、それも日系テレビメーカーの事例を取り上げる。その理由としては、まず電機産業は東南アジアの主要輸出産業であり、東南アジアの工業化に大きく貢献してきたためである。次に、東南アジアの電機産業の担い手の多くが多国籍企業であり、日系企業は米国系企業とともにその中心に位置しているためである。最後に、電気機械製品には半導体のように、関税がそもそも０％と定められており、FTAによる関税削減効果が期待できない製品が数多くある一方で、テレビはFTAの発効以前は関税が高止まりしており、発効後に大幅に関税が削減された代表的な製品であるためである。本稿では、2000年代以降の日系テレビメーカーの事例を分析することで、工業化に与えるFTAの影響を考察していきたい。

資料としては、筆者が2011年３月と2012年２月に実施した電機メーカーへのインタビューと、業界団体が発表した報告書や統計を主に用いる。また、本稿では特に断りのない限り、分析対象とする東南アジア諸国をマレーシア、タイ、インドネシア、フィリピン、ベトナムの５カ国とする。

１．1990年代までの東南アジア諸国の電機産業と日系企業

東南アジア諸国は1950年代から60年代にかけて、輸入代替工業化を進めていた。つまり、関税障壁を設け、他国からの輸入を遮断して自国に企業を誘致する政策を採用していた。しかし、ほどなくして輸入代替工業化は問題に直面した。その問題とは、国内市場の制約である。当時は工業部門の中でも軽工業が中心であったが、資本財生産を含む工業諸部門に移行するにあたっては、一国市場を超える大規模な市場が必要であった[1]。

そこで、1976年の第１回ASEAN（Association of South-East Asian Nations：東南アジア諸国連合）首脳会議において、東南アジア諸国は「集団的輸入代替重化学工業化」戦略を採用した。それまでは輸入代替工業化戦略を各国が独自に実施していたが、ASEANが集団的に支援するようになった。ASEANの域内経済協力枠組みの下、３つの共通政策、すなわち、①AIP（ASEAN Industrial Project：ASEAN共同工業プロジェクト）、②AIC（ASEAN Industrial Complementation：ASEAN工業補完）計画、③ASEAN PTA（Preferential Trading

[1] 清水（1998）、29ページ。

Agreements：特恵貿易制度）を通じて、域内相互依存性の深化を伴う重化学工業化に取り組み始めた[2]。

これら3つの共通政策は、必ずしも成功したとはいいがたい。その一例はAICである。AICではASEAN加盟各国が共同出資して、いくつかの新規の大規模プロジェクトを各国で分担、設立しようとした。しかし、プロジェクトの割り振りを巡って、各国が対立した。各国は自国に有利な産業を獲得しようとし、また、自国の産業が不利を被る場合には断固として反対したためプロジェクトを開始できなかった。

東南アジアの工業化戦略の転機は、1985年9月のプラザ合意である。円高・ドル安が急速に進行し、日本をはじめとする多国籍企業の直接投資が東南アジア諸国に流入した。この潮流の変化に、東南アジア諸国は素早く対応した。自国系企業の保護・育成を目的に直接投資への制限を強めた直後にマレーシア経済が停滞したことも手伝って、1980年代後半から東南アジア各国は、直接投資を積極的に誘致するようになった。そして、製品の主要な市場を外国に求め輸出する輸出指向型工業化を各国が採用するようになった。

そこで、多国籍企業による東南アジアへの直接投資を各種統計から確認しておく。まず、表1より、マレーシアが世界各国から受け入れた産業別対内直接投資額を見ると、電機産

表1　1990年代のマレーシア、タイの産業別直接投資受入件数、金額

単位：マレーシアは100万リンギ、タイは100万バーツ

マレーシアの産業	1990年－1999年の累計	
	件数	金額
化学・同製品	372	13,368
非金属鉱物製品	260	6,039
電気・電子部品	1,619	32,670
食品製造	223	1,898
金属加工品	317	4,292
機械製造	321	2,263
プラスチック製品	340	1,777
輸送機器	262	2,670
紙・印刷・出版	162	3,919
科学・計測機器	45	321
繊維・同製品	296	4,898
ゴム製品	164	698
木材・同製品	304	3,521
家具・家具類	166	593
合計	3,888	115,464

タイの産業	1992年－1999年の累計	
	件数	金額
農水産業・農水産加工	420	65,109
鉱業・セラミック	167	272,810
繊維・軽工業	490	58,176
機械・金属加工	816	208,927
電気・電子機器	905	318,014
化学・紙	614	694,187
サービス・インフラ	443	366,660
合計	3,855	1,977,879

出所：『ジェトロ世界貿易投資報告』各年版を基に筆者作成（原資料はマレーシア工業開発庁、タイ投資委員会、インドネシア投資調整庁、フィリピン国家統計庁局、ベトナム外国投資庁の直接投資統計である）。
注：マレーシア、タイの両国とも認可ベースである。

[2] 清水（1998）、51-58ページ。

業は件数、金額ともに１位であり、２位の化学産業を大きく引き離している。タイでは電機産業が金額こそ化学・紙産業に１位の座を譲るものの、件数では１位の座を占めている。インドネシア、フィリピン、ベトナムの３カ国については、製造業の内訳が明確になっておらず、電機産業が外国からどの程度投資を受け入れたのかを把握できないものの、マレーシア、タイの２カ国に関していえば、電機産業は直接投資の重要な受入先であった。東南アジアにとって電機産業は、多国籍企業から直接投資を受け入れて生産活動を行う産業の代表例といえる。

次に、1990年代に、東南アジア諸国へどの国が直接投資を行ってきたかを表２から確認する。統計の制約上、ベトナムの直接投資受入額は不明であったが、マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピンの４カ国に関しては、日本からの直接投資受入額が、米国やEUからの受入額を上回っていた。東南アジア諸国にとって日本は最大の直接投資国であった。

表２　1990年代の日本、米国、EUによる東南アジア諸国への直接投資額

単位：100万米ドル

	日　本	米　国	EU	合　計
マレーシア	6,853	3,594	5,244	15,691
タイ	10,672	5,094	4,556	20,322
インドネシア	15,193	6,908	3,961	26,062
フィリピン	4,316	2,240	3,573	10,129

出所：OECD. Stat Extracts を基に筆者作成。

最後に、日本による東南アジア諸国への直接投資について、具体的にどの産業で主としてなされてきたのかを表３から確認する。財務省が発表している財政金融統計月報では、毎年の産業別直接投資額が示されている。これによると、製造業の主要８産業のうち、電機産業の投資件数ではマレーシア、フィリピンが１位、タイが２位、ベトナムが３位、インドネシアが５位となっている。同様に電機産業の投資金額では、マレーシア、タイ、フィリピン、ベトナムが１位、インドネシアが３位となっている。日本からの東南アジアへの直接投資は、主として電機産業においてなされてきたといえるだろう。

表１から３より、世界から東南アジア諸国への直接投資は主として電機産業を対象として実施され、国別では日本からの直接投資が多く、日本からの直接投資の中でも特に電機産業によるものが多かったことが見てとれる。これらの事実を総合すると、日系電機メーカーが東南アジア諸国の電機産業を担ってきたといえる。

1990年代までに日系電機メーカーが東南アジアに直接投資を実施した理由は、1985年のプラザ合意以外にも大きく分けて３つある。第１の理由は、各種優遇制度の利用である。1960年代半ば以降、東南アジア諸国は国内における電機・電子産業を保護・奨励する方針を打ち出し、同時に外国資本を優遇する政策を採用した。たとえばフィリピンでは、1964

表３　1990年代までの日本からマレーシア、タイ、インドネシア、フィリピン、ベトナムへの投資額

単位：百万円

	マレーシア		タイ		インドネシア		フィリピン		ベトナム	
産　業	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
食料	37	23,430	207	45,796	58	15,999	10	2,387	8	6,293
繊維	34	10,027	322	55,256	229	85,005	43	2,985	41	5,623
木材・パルプ	90	25,026	80	11,241	109	46,559	9	3,279	1	149
化学	85	86,344	141	87,600	183	382,821	35	26,881	13	11,605
鉄・非鉄	143	81,304	268	174,775	169	103,335	62	39,721	26	11,735
機械	72	50,338	195	93,738	40	19,291	33	28,626	15	4,906
電機	322	239,075	311	255,446	113	104,728	116	139,830	24	23,599
輸送機	53	15,749	189	161,943	125	106,525	71	70,692	17	11,975
その他	223	147,530	375	90,836	152	76,108	60	35,915	23	32,585
合計	1,059	678,823	2,088	976,631	1,178	940,371	439	350,316	168	108,470

出所：『財政金融統計月報』各月版を基に筆者作成。

注：1989年から1999年までの統計である。

年の電子製品奨励法、1967年の投資奨励法、マレーシアでは1965年の創始産業法、1968年の投資奨励法、インドネシアでは1970年の外資法改正というように、東南アジア各国で電機産業に対する奨励が強化された。日系メーカーは優遇制度を利用すべく、東南アジア各国に生産拠点を構えるようになった。第２の理由は、現地市場の確保である。東南アジア諸国は外国資本を優遇するとともに、電機製品の輸入関税を引き上げ、日本からの輸出を遮断した。そのため、従来、自国から製品を供給していた日本は市場喪失の危機に直面した。そこで各メーカーは、東南アジア現地で生産するようになった。第３の理由は、アメリカとの貿易摩擦である。1968年にアメリカでダンピング訴訟が起き、日本からアメリカへのテレビ輸出が困難になった。そこで、日本の電機メーカーは当時、欧米が輸入規制を実施していなかった東南アジアから輸出するよう戦略を変更した。これら３つの理由から、例えば1971年に松下電器、三洋電機、東芝、ロキシーの日系４社がマレーシアで合弁企業を設立したように、日系電機メーカーは相次いで東南アジア諸国に工場を設立した[3]。

テレビに関しては、1990年代までに日系企業が相次いで東南アジアに生産拠点を構築したため、日系資本の企業はローカル資本や他国資本の企業と比して圧倒的なプレゼンスを示した[4]。東南アジアにおける日系企業の生産拠点は現地市場への輸出拠点としてではなく、むしろ主に米国や日本といった先進国市場への輸出拠点として機能していた。1999年時点でのテレビの完成品・部品の輸出金額を確認すると、東南アジア諸国間での貿易額が288百万ドルにとどまるのに対して、米国向け輸出額は893百万ドル、日本向け輸出は697百万ドルに上った[5]。日本と比較して製造コストがきわめて安価であったため多くの日系

[3] アジア経済研究所編（1981）、45-62ページ。

[4] 1999年時の日系企業による生産シェアは、ベトナムの100%を筆頭に、マレーシア、インドネシアで90%台、タイ、フィリピンで50%台に上った。詳細は、『ワールドワイドエレクトロニクス市場総調査』各年版を参照。

電機メーカーが生産拠点を移し、1990年代の東南アジア諸国は先進国向け輸出拠点としての地位を確立したのである。

2．FTA の展開と2000年代以降の電機産業

（1）AFTA による関税の削減

1980年代までの東南アジア各国は、FTA を締結していなかった。東南アジアで FTA 締結の動きが本格化する契機となったのは、AFTA（ASEAN Free Trade Area：ASEAN 自由貿易地域）である。AFTA は1992年１月に創設された。創設された理由は２つある。第１に、工業化、とくに外資主導型の工業化の推進である。1985年９月のプラザ合意以降、東南アジアへの日本からの直接投資の急増という形で外国企業の国際分業が進行した。東南アジア各国はこうした世界経済の構造変化に呼応して、ASEAN 域内の分業をより容易なものとするべく、各国間の関税を段階的に引き下げた。また、1977年からの ASEAN PTA では、ASEAN 加盟国による付加価値50% 以上の原産地規則を満たす必要があったが[6]、これを40% に引き下げることで、ASEAN 域内で分業を展開する外国企業に有利となるよう取り計らった[7]。第２に、ASEAN 域外からの直接投資のさらなる誘致である。1990年代以降、直接投資の受入先としての中国の台頭が、ASEAN ならびに加盟各国にとって大きな圧力となった[8]。投資先としての東南アジアの魅力を保つために、AFTA が形成された。

AFTA の創設によって CEPT（Common Effective Preferential Tariff：共通効果特恵関税）スキームが実施され、ASEAN に加盟する先発６カ国は2001年からの７年間で、IL[9]（Inclusion List：適用品目リスト）の域内関税率５％以下への削減を目指した。その後、1998年に開催された第12回 AFTA 協議会で、先発６カ国は2008年までに予定されていた「IL の０～５％化」を2003年に前倒しした。さらに1999年の第13回 AFTA 協議会では、AFTA の目標関税を「０～５％」から「関税撤廃」に変更し、先行加盟国は2015年までに関税を撤廃することで合意した[10]。

AFTA の創設により、日系電機メーカーが生産する多くの製品で関税が削減され、その中にはテレビ受像機や液晶パネル等のテレビ部品も含まれていた。表４にみられるように、テレビ受像機に関しては東南アジアの多くの国が関税を段階的に削減し、インドネシ

---

5 UN Comtrade database から算出した金額である。

6 清水（1998）、57ページ。

7 清水（1998）、144ページ。

8 清水（2009）、4-5ページ。

9 品目リストは IL の他に、引き下げ準備が整っていない TEL（Temporary Exclusion List：一時的除外品目リスト）、防衛、学術的価値から関税率削減対象としない GEL（General Exception List：一般的除外品目リスト）、未加工農産物等適用品目への移行を弾力的に行う SL（Sensitive List：センシティブ品目リスト）、コメ等の HSL（Highly Sensitive List：高度センシティブ品目リスト）がある。詳細は助川（2009）、43-44ページを参照。

10 助川（2009）、44-45ページ。

表４　AFTAを利用した場合の薄型テレビ関連関税率

単位：%

		MFN税率	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
テレビ受像機	インドネシア	15	5	5	5	5	5	5	5	5	5	0
	タイ	20	15	5	5	5	5	5	5	5	5	0
	マレーシア	35	20	20	5	5	5	5	5	0	0	0
	フィリピン	20	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	ベトナム	50	-	-	20	20	20	5	5	5	5	5
液晶パネル	インドネシア	5	5	5	5	5	5	0	0	0	0	0
	タイ	20	5	5	5	5	5	5	0	0	0	0
	マレーシア	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	フィリピン	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0
	ベトナム	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注：ベトナムは2001年と2002年の２年間、テレビ受像機を関税削減の対象外としていた。また、関税率に関しては、MFN（Most Favored Nation：最恵国）税率は2001年時点のものである。なお、テレビ受像機については、2009年までHS 8528.12、2010年はHS 8528.72の関税率を表示している。液晶パネルについては、HS 9013.80の関税率を表示している。

出所：東南アジア各国の関税譲許表を基に筆者作成。

表５　ASEAN各国の液晶テレビ関連関税率（2013年時点）

単位：%

		マレーシア	タイ	インドネシア	フィリピン	ベトナム
液晶テレビ受像機		30	20	10	15	35
	ASEANから	撤廃	撤廃	撤廃	撤廃	5
	日本から	7.5	撤廃	撤廃	8	18
	韓国から	撤廃	20	10	撤廃	35
	中国から	撤廃	20	10	撤廃	10
液晶パネル		0	1	5	3	0
	ASEANから	撤廃	撤廃	撤廃	撤廃	撤廃
	日本から	撤廃	撤廃	撤廃	撤廃	撤廃
	韓国から	撤廃	撤廃	撤廃	撤廃	撤廃
	中国から	撤廃	撤廃	撤廃	撤廃	撤廃

注：液晶テレビ受像機はHS 8528.72、液晶パネルはHS 9013.80である。

出所：各FTA協定書を基に筆者作成。

ア、フィリピンが2001年、タイが2002年、マレーシアが2003年、ベトナムが2006年に５%に削減した。また、マレーシアが2008年、タイとインドネシアが2010年に関税の完全撤廃を実現した。液晶パネルに至っては関税削減の速度がさらに速く、2007年には東南アジア５カ国の間で関税が完全に撤廃された。

こうして域内で関税の削減を実施した一方で、日本や、中国、韓国といった域外国とのFTAでは、東南アジアの多くの国がテレビ受像機を関税削減の対象外としてきた。

表５からわかるように、ASEAN内のFTAであるAFTAと域外国とのFTAとの間では関税削減の速度に相違がみられる。まず、日本との二国間FTAやAJCEP（ASEAN-Japan Comprehensive Economic Partnership：ASEAN日本包括的経済連携）協定の下では、マレー

シア、フィリピン、ベトナムが依然として、テレビ受像機に関税を賦課している。韓国と締結したAKFTA（ASEAN-Korea Free Trade Agreement：ASEAN韓国自由貿易協定）、中国とのFTAであるACFTA（ASEAN-China Free Trade Area：ASEAN中国自由貿易地域）においてはタイ、インドネシア、ベトナムが関税によって保護している。東南アジア市場でテレビを販売するため、域外国の生産拠点から完成品を輸出しようとしても、いくつかの国で高額の関税がかけられるのである。東アジアのFTA網が発達している現代においても、東南アジアの生産拠点は残さなくてはならない。

AFTAによって関税が削減されると、日系テレビメーカーは東南アジア地域内に散在しているテレビの生産体制を見直すようになった。FTA網が整備される前の東南アジアでは、各国が高率の関税によって輸入障壁を設け、組立工程を主として担う、自国に立地する企業を保護していた。そのため日系企業が東南アジアで液晶テレビを販売するには、関税率の低い液晶パネルを日本や中国、韓国から東南アジア各国に輸出し、東南アジア各国で組み立ててテレビ受像機を生産する必要があった。しかしAFTAによって、東南アジア諸国間のテレビ受像機の関税率が大幅に削減された。そのため、日系企業は必ずしも東南アジア各国でテレビを組み立てる必要がなくなった。つまり、ASEAN域内では特定の国の生産拠点だけを残して他の国の生産拠点を閉鎖し、閉鎖した国へは残存する拠点から輸出する戦略を一部の日系テレビメーカーが採用するようになったのである。

（2）AFTAの原産地規則の改正

前節で述べたように、関税が削減されたことで日系テレビメーカーは東南アジア内の生産体制を見直すようになったが、ここで一つの問題が浮上した。それは、AFTAで定められた原産地規則である。AFTAが先行6カ国による関税5％以下の自由貿易地域として確立された2003年時点では、テレビの主力はブラウン管テレビであり[11]、基幹部品はすでに東南アジアの現地で製造されていたため付加価値基準40%以上の規則に抵触しなかった。しかし、主力製品が液晶テレビへと移行するにつれ、日系テレビメーカーにとって付加価値基準40%以上の規則が問題となった。このことを、図1を用いて説明する。

ASEANに加盟しているA国、B国、C国があるとする。たとえば日本から付加価値の70%を占める液晶パネル[12]、A国から付加価値15%の部材を輸入して、B国で組み立てて15%の価値を付加した後、C国に輸出されるテレビは、付加価値基準に照らし合わせるとB国産ではなく日本産とみなされる。なぜならASEAN内での累積付加価値が30%であり、40%に満たないためである。そのためCEPT税率の適用対象外となり、C国に輸出する際はより高額である最恵国税率の関税を支払わなくてはならない。つまり、基幹部品である

[11] 2003年時点での全世界の生産台数は、ブラウン管テレビが1億6,730万台であるのに対して、液晶テレビはわずか400万台に過ぎなかった。

[12] 一般的に、液晶パネルは液晶テレビの総付加価値の60%から70%を占めるといわれている。詳細は、飯塚（2010）を参照。

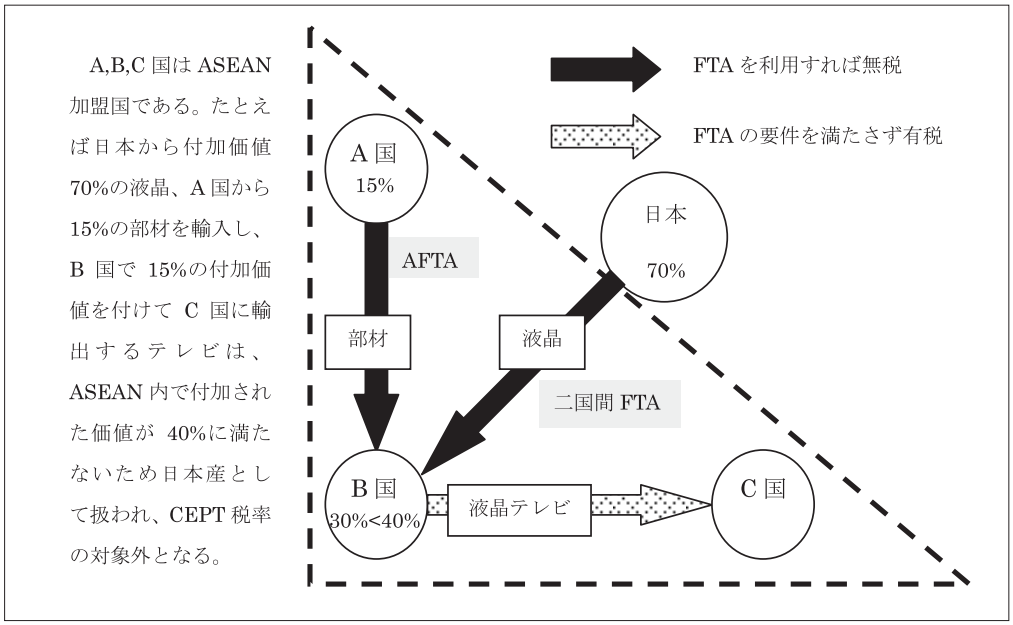

出所：筆者作成。

図１　液晶テレビの生産・供給の概念図

ブラウン管を東南アジアで製造するブラウン管テレビと異なり、日本から基幹部品である液晶パネルを調達する液晶テレビは、CEPT 税率の対象外となる。日系電機企業にとって、AFTA は利用しづらい FTA であった。

液晶パネルの調達先を日本から韓国や中国に変更しても、原産地規則問題は依然として残っていた。やはり、液晶パネルの付加価値が総付加価値の60% を超えるためである。この原産地規則問題を解消するため、AFTA の原産地規則は2008年８月に改正され、それまでの「付加価値基準」に加えて「関税番号変更基準」が認められた[13]。改正後の原産地規則を再度、図１を用いて説明すると、ASEAN 内の A 国、B 国で付加された累積価値が40%以下であっても、A 国から B 国へ輸出した際の関税番号と B 国から C 国へ輸出した際の関税番号が異なれば AFTA の原産地規則を満たし、液晶テレビは B 国産とみなされる。そのため C 国に輸出する際、最恵国税率ではなくより低い CEPT 税率の負担で済む。関税番号変更基準を認める原産地規則の改正によって C 国から撤退し、B 国への生産拠点の移転が可能となった。AFTA の原産地規則の改正は、日系テレビメーカーが液晶テレビの生産体制を見直すインセンティブを与えたのである[14]。

[13]『通商弘報』2008年８月13日号。

[14] 関税番号変更基準の導入後、日系テレビメーカーにとっては、日本、韓国、中国で製造される液晶パネルに加え、東南アジア諸国と FTA を締結していない台湾製の液晶パネルの活用が新たに選択肢として加わった。飯塚（2010）、205-206ページ。

(3) インドとの FTA による関税の削減

2000年代に入ると、東南アジア各国は AFTA だけでなく、ASEAN 域外国との FTA も模索するようになった。域外国とは多くの二国間 FTA が締結された。タイは2005年にオーストラリア、ニュージーランド、2007年に日本と相次いで FTA を発効させた。また、インドとの間では、アーリーハーベストで指定された84品目の関税を2004年から段階的に引き下げ、2006年には関税の完全撤廃が実現した[15]。他の東南アジアの国もタイに追随し、二国間 FTA を発効させている。マレーシアは、2006年に日本、2008年にパキスタン、2010年にニュージーランド、2011年にベトナムとの FTA を発効させた。インドネシア、フィリピンは2008年、ベトナムは2009年に日本との二国間 FTA を発効させている。

さらに東南アジア諸国は二国間 FTA だけでなく、ASEAN として域外国との FTA を締結するようになった。ASEAN は2005年に中国との間で物品に関する FTA を発効させたのを皮切りに、2008年に日本、2010年に韓国、インド、オーストラリア、ニュージーランドといった国々と FTA を発効させている。

東南アジア諸国と域外国との FTA のうち、日系テレビメーカーにとって重要な FTA は、インドとの FTA である。テレビは製品単価が小さく、輸送費用を少しでも抑えるため通常は消費地に極力近い場所で生産される。日系テレビメーカーは当初、インド市場で販売するテレビをインドで生産していた。

しかし、インドにおける生産は困難を極めた。内陸物流については、道路・鉄道による輸送が８割以上を占めるものの、鉄道輸送は旅客列車優先で貨物列車は後回しとなるため不定期な運航スケジュールとなっており、ダイヤ通りに運行されることが稀である。そのため、輸送スケジュールが立てにくかった[16]。またトラック輸送についても、地方では未舗装の道路が多く、都市部では料金所・検問所等での渋滞が激しいことから、物流がきわめて不効率であった。物流インフラだけでなく、電力インフラもまた劣悪である。現在のインドは深刻な電力不足に悩まされている。工業団地であっても連日停電が発生するため、進出企業は自前の発電機を別に設置しなくてはならない。水に関しても特に北部は深刻で、工業用水は地下水に頼らざるを得ず、その取水の許認可にも非常に時間がかかるとされている[17]。

これらの事情により、インド市場でテレビを販売する場合、製品を現地で製造するよりも、FTA が発効した国から船上輸送した方がコストが低くなっていた。実際に一部の企業では、インド市場で販売するテレビをインドで製造するのではなく、東南アジアからの輸出によって代替する戦略が模索されていた[18]。東南アジアの国がインドとの間で FTA を締結すると、その国はインド市場向けの輸出拠点として特異な位置を占めるようになる。そ

---

[15] ただし、アーリーハーベストで指定された品目以外については、2013年時点でも関税が削減されていない。
[16] 『ジェトロセンサー』2007年８月号、24ページ。
[17] 三菱東京 UFJ 銀行国際業務部（2012)、68-70ページ。
[18] 『ジェトロセンサー』2010年８月号、21ページ。

してその東南アジアの国では、必然的に生産量が増加するであろう。

AFTAによる関税の削減とAFTAの原産地規則の改正は、日系テレビメーカーによる東南アジア内のテレビ生産体制の見直しをもたらした。またインドとのFTAの発効は、東南アジアのいずれかの国がインド市場への輸出拠点として台頭するよう促した。FTAは一方で東南アジアの特定の国の生産・輸出を増加させ、他方で別の国の生産・輸出を減少させるのである。次節では拠点数、生産、輸出の観点から、2000年代以降の東南アジアの電機産業にFTAがどのような影響を及ぼしたのか、その実態を明らかにする。

3．FTAが与える東南アジア諸国の電機産業と日系企業への影響

（1）生産拠点の集約化

日系テレビメーカーは1990年代までと同様、2000年代に入ってからも生産の面で東南アジアでのプレゼンスを保ってきた[19]。そして、一部の日系テレビメーカーはFTAの展開を受けて、それまで東南アジア内で重複していた生産拠点を見直した。最初に見直しの対象となった国はフィリピンである。2002年時点で、フィリピンで自社ブランドのテレビを供給する日系企業はソニー、日本ビクター、三洋電機、シャープの４社であった。シャープを除く３社は、自社生産ではなく別の企業へ生産を委託しており、そうして生産されたテレビをフィリピンで販売していた。しかし2003年からのAFTAのCEPTスキームの実施に伴う東南アジア域内関税５％への削減を考慮した結果、2002年末までに、ソニーはマレーシア、日本ビクターはタイ、三洋電機はインドネシアおよび中国からフィリピンへ完成品を輸出する体制を整えた[20]。

その中でも特にソニーは、フィリピンから撤退しただけでなく、東南アジア域内の生産体制の見直しをさらに推し進めていった。2008年のベトナムからの撤退もそうした動きの一つである。それまでのベトナムは、外資の国内販売につき、国内で製造したものだけを認めていた。しかし2007年１月のWTO加盟の条件として、ベトナムは2009年１月までの外資系企業への開放を約束した。これを受け、ベトナムで国内向けに薄型液晶テレビを製造していたソニーは製造から撤退し、100%外資販売会社に移行した。ソニーの関係者によれば、決断の背景にはAFTAの原産地規則変更があったとされている。すなわち、薄型液晶テレビについては「関税番号変更基準」を活用し安定的に輸入できることが確認されたため、販売会社への移行を決断したのである[21]。

さらに、2010年のソニーのタイからの撤退もまた、FTAを要因としている。従来はイン

[19] 2009年の統計によれば、インドネシアとベトナムではそれぞれ40%台、10%台にまで生産シェアを落としたが、マレーシア、タイではそれぞれ90%台、50%台を維持し、フィリピンでは100%に拡大した。詳細は『ワールドワイドエレクトロニクス市場総調査』各年版を参照。

[20] 『通商弘報』2003年２月13日号。

[21] 『通商弘報』2008年11月25日号。

ド市場向けのテレビをインド国内から供給していたが、タイ・インド間のFTAによって2004年からテレビにかかる両国間の関税が下げられたことから、インド国内の拠点を閉鎖し、いったんマレーシアからタイに送った後にインドに輸送していた。ところが2010年にASEAN・インド間でFTAが締結されたためタイを経由する必要がなくなり、今度はタイの拠点を閉鎖してマレーシアから製品を直接インドに輸送するようにした。こうして、ソニーはFTAを主たる理由として、表６に見られるように生産拠点をマレーシアに集約していった。

表６　東南アジア各国におけるソニーのテレビ生産拠点の数

単位：社

	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
マレーシア	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
タイ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0
インドネシア	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
フィリピン	(1)	(1)	(1)	0	0	0	0	0	0	0	0
ベトナム	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0
合　計	3 (1)	3 (1)	3 (1)	3	3	3	3	3	2	2	1

出所：海外進出企業総覧データベースを基に筆者作成。
注：( ) 内の数字は、生産を委託していた企業数を示す。

他の日系テレビメーカーもまた、ソニーと同様に生産体制を見直した。表７は、日系テレビメーカー全社の東南アジアにおける生産拠点数を表している。2000年と2010年の生産拠点数を比較すると、東南アジアのどの国も拠点数は横ばいもしくは減少しており、増えた国はない。東南アジアで重複していた生産拠点の集約が進む一方で、生産拠点数を拡大するメーカーは存在しなかったのである。また、2010年時点のテレビの拠点数を見ると、マレーシアとインドネシアが５社、タイが３社、ベトナムが２社、フィリピンが１社となっている。とくに現在のテレビの主力製品である液晶テレビに限っていえば、マレーシアが３社、インドネシアが２社、タイ、ベトナムが１社、フィリピンは０社となっている。日系テレビメーカーの生産拠点はマレーシア、次いでインドネシアに集約されつつあることがわかる。

筆者が2012年２月に実施したインタビュー調査によれば、日本のテレビメーカーが代々、マレーシアでの生産を行ってきた理由として、マレーシアの裾野産業の発達が挙げられていた。マレーシアは1991年に日本電気硝子が進出した後、日系・民族系を問わずローカルサプライヤーが集積してきたためテレビの製造に適した国であり、日本企業がテレビの生産拠点として選好する国である。東南アジアにおける生産拠点の集約先としてマレーシアが選ばれたのは、こうした要因が背景にある。

これまでの議論をまとめると、FTAを理由としてソニーがテレビの生産拠点をマレーシアに集約させたこと、他の日系テレビメーカーもまた、生産拠点を主としてマレーシアに集約してきたことが明らかになった。

表７　東南アジアにおける日系テレビメーカーのテレビ生産拠点数の推移

単位：社

		2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
マレーシア	ブラウン管	5	5	4	4	4	4	4	3	3	2	2
	プラズマ	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0
	液晶	0	0	0	0	1	2	2	3	3	3	3
	計	5	5	4	4	6	7	7	7	6	5	5
インドネシア	ブラウン管	6	7	6	5	4	3	3	3	3	2	3
	プラズマ	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
	液晶	0	0	0	0	0	1	1	1	1	2	2
	計	6	7	6	5	4	4	5	4	4	4	5
タイ	ブラウン管	8	7	8	5	5	5	5	5	5	3	1
	プラズマ	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	1
	液晶	0	0	0	1	1	1	3	3	3	3	1
	計	8	7	8	6	6	7	9	9	8	6	3
ベトナム	ブラウン管	2	2	2	0	1	3	3	4	3	1	1
	プラズマ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	液晶	0	0	0	0	0	0	1	1	2	2	1
	計	2	2	2	0	1	3	4	5	5	3	2
フィリピン	ブラウン管	2	2	2	1	2	1	1	1	1	1	1
	プラズマ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	液晶	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	2	2	2	1	2	1	1	1	1	1	1

出所：『ワールドワイドエレクトロニクス市場総調査』を基に筆者作成。

（2）生産量の変化

FTAを要因とする日系テレビメーカーの生産拠点の集約は、東南アジア各国の生産台数の増減に影響を大きく及ぼした。図２は東南アジア各国の日系メーカーによるテレビ受像機生産台数の推移を示している。

図２の楕円で囲まれた箇所は、東南アジアでFTAに伴う変化が起きた年の、各国の生産状況を表している。まず、CEPTスキームによって先行加盟６カ国間の関税率が５％になった2003年に、フィリピンの生産台数は前年比29万台減の12万台へと減少した。また、タイ・インドFTAのアーリーハーベスト品目にテレビが組み込まれ、インドの輸入関税が削減され始めた2004年には、インドへの輸出拠点として台頭した[22]タイの生産台数はマレーシアを逆転し、その後数年にわたって、タイが東南アジアで最も生産台数の多い国となった。さらに、AFTAの原産地規則が緩和された年の翌年である2009年に他国からの低税率での輸入が可能となったベトナムでは、生産台数が前年比62万台減の43万台へと減った。そして最後に、ASEAN・インドFTAが発効した2010年には、インドへの輸出拠点と

[22] インドとのテレビの貿易収支をみると、2003年時はマレーシアが352万ドルの黒字であるのに対して、タイは24万ドルの赤字であった。しかし、2004年にはそれぞれ703万ドル、4,349万ドルと逆転し、2009年までタイの貿易黒字額はマレーシアを上回っていた。

単位：1,000台

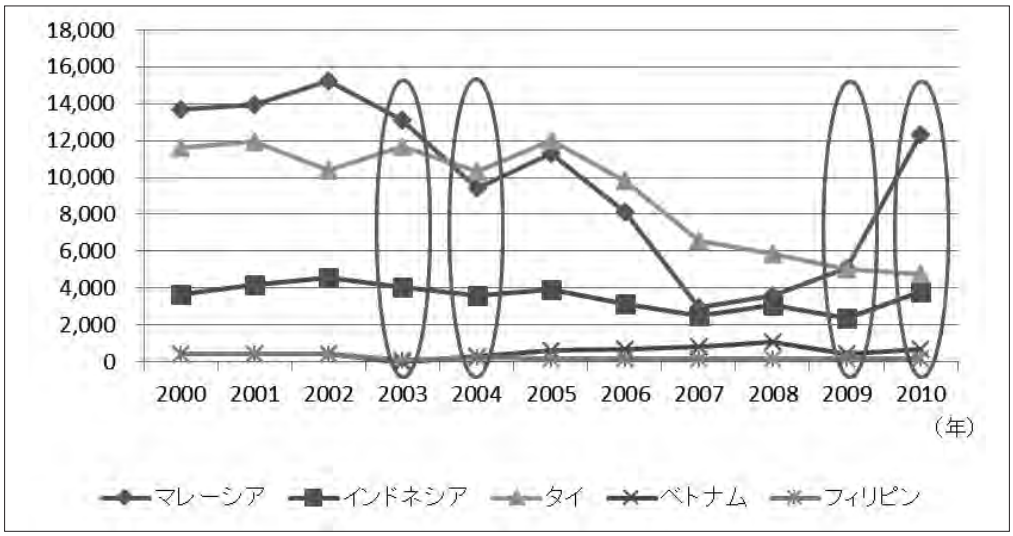

出所：『ワールドワイドエレクトロニクス市場総調査』を基に筆者作成。

図２　東南アジア各国の日系メーカーによるテレビ受像機生産台数の推移

しての役割を失った[23]タイの生産台数が落ち込んでおり、急激に増加したマレーシアに逆転されている。前節で確認したFTAによる生産拠点数の変化は、生産台数の変化を引き起こしたのである。

（3）貿易額の変化

FTAによる生産拠点の集約化は生産面だけでなく、貿易面にも影響を及ぼした。図３は東南アジア域内のグロスの貿易額を表しているが、FTAによる変化が起きた年では、いずれも貿易額が増えている。FTAは着実に貿易の増加をもたらしてきたといえる。

FTAの貿易面での影響は、東南アジア域内のネットの貿易額により鮮明に表れている。図４をみると、2002年末をもって日系テレビメーカーの多くが撤退したフィリピンでは、2004年に輸入超過額が拡大している。また、2010年にASEANインドFTAが発効した影響の下、タイは同年、輸入超過に陥った。主要な輸入相手国はマレーシアであり、輸入額の約80%はマレーシアからのものである。ベトナムも近年では輸入超過額が拡大傾向にあり、輸入の多くがマレーシアからである。

2010年時点で輸出超過となっている国はインドネシアとマレーシアの２カ国であるが、貿易黒字額はそれぞれ97百万ドルと647百万ドルであり、貿易黒字額の規模が大きく異なる。インドネシアの生産拠点は、今後ますます拡大していくであろう内需を対象として構

[23] 再度、インドとのテレビの貿易収支を確認しておくと、2009年時点のタイ、マレーシアの貿易黒字額はそれぞれ9,159万ドル、2,907万ドルであったが、2010年にはマレーシアからの輸出が急増した結果、2,246万ドル、２億7,231万ドルと、マレーシアが大きく上回った。

単位：1,000ドル

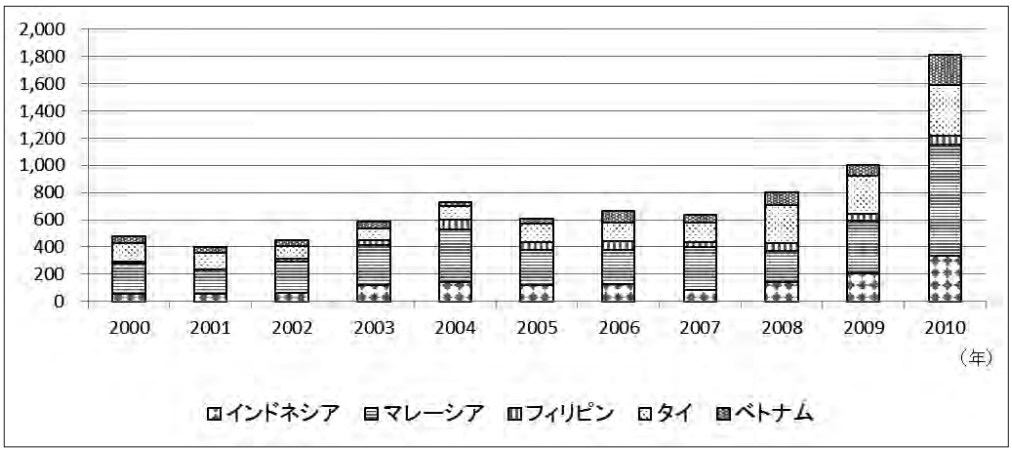

出所：UNCTAD Stat を基に筆者作成。

図３　東南アジア域内のテレビ受像機の貿易額（グロス）

単位：1,000ドル

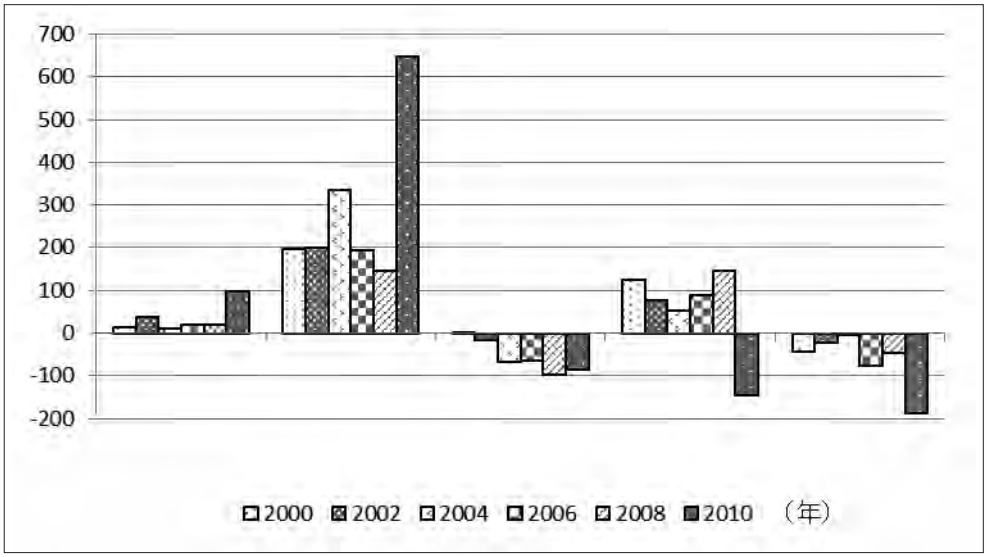

出所：UNCTAD Stat を基に筆者作成。

図４　東南アジア域内のテレビ受像機の貿易額（ネット）

築されており、輸出拠点としての性格は、現時点では薄い。その一方で、マレーシアは人口が少なく自国市場は小さいものの、タイ、フィリピン、ベトナム、それにインドの外需を目指して、東南アジアの一大輸出拠点として機能している。とくにASEANインドFTAが発効された2010年にはタイが抱えていた生産能力を吸収し、タイとの貿易額は前年のマイナス12百万ドルから132百万ドルへと黒字に転化した。マレーシアは東南アジアの一大

生産拠点としてだけでなく、東南アジア全域をカバーする輸出拠点へと変わった。その背景には、少しでもコストを削減するため生産拠点を集約しようとする、ソニーをはじめとする日系テレビメーカーの戦略がある。そしてその戦略はFTAによって実現したのである。

おわりに

本稿では工業化や産業にFTAがどのような影響を及ぼしたのかについて、電機産業、とくに日系テレビメーカーを事例に取り上げて分析した。分析の結果をまとめると次の通りである。まず、東南アジア諸国が締結・発効してきたFTAによって、東南アジア各国の生産体制の見直しが起きた。具体的にはAFTAによって関税が削減されたことで、メーカーからすれば東南アジア各国に生産拠点を構築しなくてもよくなり、特定の国に拠点を集約してその拠点から近隣国に輸出するよう戦略を変更した。また、AFTAの原産地規則の改正も、こうした生産体制の見直しを後押しした。最後に、タイ・インドFTAの発効はタイの生産拠点を残存させたが、ASEANインドFTAの成立によって必ずしもタイの拠点を残す必要がなくなり、東南アジアの生産体制の見直しがさらに促された。

FTAは日系テレビメーカーによる東南アジア内の生産体制の見直しを招き、そのため各国の産業は多大な影響を受けた。主要日系テレビメーカーであるソニーは、まずAFTAによる関税の削減を理由として、2003年にフィリピンから撤退した。次に、2004年からのタイ・インドFTAの関税引き下げを利用するために、タイを生産・輸出拠点として選択した。その後、AFTAの原産地規則が改正され関税番号変更基準が追加されたことで、2008年にベトナムから撤退した。そして最後に、ASEANインドFTAの発効を契機として、マレーシアを生産・輸出拠点として選択した。

このような東南アジア内の生産拠点の集約は、東南アジア各国の産業に異なる影響を与えた。現在、マレーシアは生産量・輸出額ともに大きく拡大してきている。タイは2000年代半ばにおいては生産量が増加していたものの、現在は低迷している。フィリピンとベトナムはFTAが発効された後に低迷状態に陥り、まだ回復していない。これらの分析結果を一般化するならば、東南アジア諸国の工業化にFTAが与える影響は次のように言えるであろう。まずFTAは生産拠点の集約をもたらす。そして生産拠点の集約は、近隣国の生産能力を吸収する形で、特定の国の生産量や輸出金額を上昇させる。集約先として選ばれた国は、さらなる工業化や産業の拡大が見込めるのである。

本稿では東南アジア諸国の工業化や産業とFTAの関連性を分析したが、課題も残されている。その課題とは、日系テレビメーカーの生産拠点の集約先として選ばれた、マレーシアの電機産業とFTAに関する詳細な考察である。今後は個々の企業にインタビュー調査を実施し、日本からマレーシアへの直接投資や、マレーシアに拠点を構える日系企業の生産、貿易を詳細に分析することで、マレーシアの電機産業とFTAの実態を明らかにしていきたい。

参考文献

Ariff, M. (2007), *Economic Openness, Volatility & Resilience: Malaysian Perspectives*, Malaysian Institute of Economic Research, Kuala Lumpur.

Ariff, M. (ed.)(2010), *Complexity of FTAs: A key Issue in Malaysian Trade Policy*, Khazanah Nasional Berhad, Kuala Lumpur.

Baldwin, R. E. (2007), "Managing the Noodle Bowl: The Fragility of East Asian Regionalism," ADB Working Paper Series on Regional Economic Integration, 7.

Giroud, A. (2000), "Japanese Transnational Corporations' Knowledge Transfer to Southeast Asia: The Case of the Electrical and Electronics Sector in Malaysia," *International Business Review*, 9, pp.571-586.

Hobday, M. and Rush, H. (2007), "Upgrading the Technological Capabilities of Foreign Transnational Subsidiaries in Developing Countries: The Case of Electronics in Thailand," *Research Policy*, 36(9), pp.1335-1356.

McDonald. S., Robinson, S. and Thierfelder, K. (2008), "Asian Growth and Trade Poles: India, China, and East and Southeast Asia," *World Development*, 36(2), pp.210-234.

Rasiah, R. (2010), "Are Electronics Firms in Malaysia Catching up in the Technology Ladder?," *Journal of the Asia Pacific Economy*, 15(3), pp.301-319.

Rasiah, R. (2011), "Industrialization and Export-led Growth," in Institute of Strategic and International Studies (2011), *Policies and Issues in Economic Development*, ISIS, Kuala Lumpur.

Vind, I. (2008), "Transnational Companies as a Source of Skill Upgrading: The Electronics Industry in Ho Chi Minh City," *Geoforum*, 39(3), pp.1480-1493.

青木健編（2001）『AFTA（ASEAN 自由貿易地域）―ASEAN 経済統合の実状と展望』日本貿易振興機構。

アジア経済研究所（1981）『発展途上国の電機・電子産業』アジア経済研究所。

穴沢眞（2003）「発展途上国の工業化と多国籍企業―波及に関する一考察」小樽商科大学『商学討究』第53巻第 4 号。

穴沢眞（2010）『発展途上国の工業化と多国籍企業―マレーシアにおけるリンケージの形成』文眞堂。

飯塚博（2010）「電子・電機業界での EPA 利用の実態」日本機械輸出組合（2010）。

石川幸一・清水一史・助川成也編（2009）『ASEAN 経済共同体―東アジア統合の核となりうるか』ジェトロ。

清水一史（1998）『ASEAN 域内経済協力の政治経済学』ミネルヴァ書房。

清水一史（2009）「世界経済の構造変化と ASEAN 経済統合―域内経済協力の AEC への深化と東アジアへの拡大」石川・清水・助川（2009）。

末廣昭（2000）『キャッチアップ型工業化論―アジア経済の軌跡と展望』名古屋大学出版会。

助川成也（2009）「経済統合の牽引役 AFTA とその活用」石川・清水・助川（2009）。

助川成也（2010）「FTA 時代を迎える ASEAN と変わる各国産業・企業の競争環境」日本総合研究所『RIM 環太平洋ビジネス情報』第10巻第38号。

中小企業金融公庫調査部編（1989）『躍進するアセアンの産業と金融―電機・電子、自動車産業の開発戦略を探る』東洋経済新報社。

日本機械輸出組合（2010）『アジア太平洋における FTA の在り方―FTA ネットワークの拡大と深化』日本機械輸出組合。

林哲三郎（2001）「AFTA とは」青木（2001）。

三菱東京 UFJ 銀行国際業務部（2012）『アジア進出ハンドブック』東洋経済新報社。

森澤恵子（2004）『岐路にたつフィリピン電機産業』勁草書房。

山澤逸平・馬田啓一・国際貿易投資研究会編（2012）『通商政策の潮流と日本―FTA 戦略と TPP』勁草書房。

猿渡剛（2012）「東南アジア諸国の工業化と FTA―電機産業を事例として」九州大学『経済論究』第144号。

定期刊行物
World Development Report, World Bank, various years.
The Yearbook of World Electronics Data, Reed Electronics Research, various issues.
『ワールドエレクトロニクス市場総調査』富士キメラ総研、各年版。
『財政金融統計月報』財務総合政策研究所、各月版。
『ジェトロセンサー』日本貿易振興機構、各月版。
『ジェトロ世界貿易投資報告』日本貿易振興機構、各年版。
『主要電子機器の世界生産状況2009－2011年』一般社団法人電子情報技術産業協会。
『通商弘報』日本貿易振興機構、各日版。

URL
OECD. Stat Extracts：http://stats.oecd.org/
The Official Website of the Association of Southeast Asian Nations：http://www.aseansec.org/
UN Comtrade database：http://comtrade.un.org/
UNCTAD Stat：http://stats.unctad.org/
WorldTariff：https://ftn.fedex.com/wtonline/jsp/wtoMainUL.jsp?pageName=wtoMain.jsp&current=Search%20Options

現代中国思想における東アジアの視座

The Perspective of East Asia in Contemporary Chinese Thought

徐　　涛
XU Tao

はじめに

冷戦終結後の中韓国交樹立やASEAN＋3（日中韓）を中心とする東アジア地域主義の展開を受け、日本だけでなく韓国と中国においても、戦略、理論、思想といった様々な視点による東アジア論／アジア論[1]が相次いで登場するようになった。東アジア自らが、東アジアを語る時代に入ったのである。しかし、外交戦略や地域主義理論の視点はさておき、本稿が関心を向ける思想の観点からいえば、各国の東アジア論／アジア論は、各々の問題意識から生まれ、それぞれの社会の知のあり方に拘束されており、決して均質なものではない。たとえば、1990年以降登場した日本のアジア論を論評した韓国の河世鳳は、国家建設を課題とするアジアの国家や地域にとって、「民族と国家の相対化、ネットワーク、重複する域圏などの分析枠組みを選択したのは、結局日本の認識であり、アジアの現実と離れているかもしれない」と指摘する[2]。後述するように、中国の孫歌も日本におけるアジアに関する論述は歴史を無化し、この地域の痛ましい戦争にともなう思想史的課題を抹消するきらいがあると批判している[3]。他方、韓国の白永瑞は中国人には東アジア意識がないのではないかと厳しく問い詰め[4]、中国の知識人はむしろ東アジアという視角が孕むジレンマを指摘して、それに応答するのである[5]。

東アジアをめぐって様々な語り方が見られること自体、東アジアが大きな思想課題であることを物語っている。さらに言えば、東アジアの現実の中にも思想課題が含まれている。歴史問題や領土問題をめぐってナショナリズムと相互不信が強まりを見せ、「反日」・「反中」・「嫌韓」という相互認識の構図が定着している東アジアの現実は、この地域が国民国家の枠組みに強く拘束されていることに加え、より広い意味で「近代世界」に組み込まれ、西洋中心主義的「世界史」を受容する歴史過程において生じた多くの思想課題の前に立たされていることを物語っているのだ[6]。

---

[1] 実際、日中韓三カ国における思想的「アジア論」は多くの場合、「東アジア」の範囲を想定している。

[2] 河世鳳「戦後日本のアジア的視座を読む ― アジアによるアジア像の時代をむかえて」『思想』899号 1999年5月、136頁。

[3] 孫歌「亜洲論述与我們的両難之境」『読書』2000年 第2期、55-57頁。

[4] 白永瑞「在中国有亜洲嗎？ ― 韓国人的視角」『東方文化』2000年 第4期。

[5] 孫歌前掲論文。

本稿は、東アジアの視座が最も弱いと考えられる中国における思想的観点からする東アジア論を取り上げ、中国で東アジアはいかなる思想的課題とされているのかを探ることにしたい。この作業は、現代中国の思想空間における東アジア認識を理解することに資すると同時に、多様な思想的東アジア論の比較にも基礎的素材の提供を可能にするであろう。

そこでまず、現代中国の知的世界で起こりつつある変化 ― 1980年代から受容してきた近代化イデオロギー思想に対する反省・モダニティ批判・脱西洋中心主義的世界像構築の意識の出現 ― が、いかに東アジア／アジアという視座の発見・構築につながったのかを現代思想の観点から確認する。次に、精力的に日本の思想資源を紹介すると同時に、思想的東アジア論を展開する孫歌の議論に注目する。最後に、中国現代思想における東アジアの視座の意義およびその限界を指摘しつつ、中国の東アジア意識の覚醒と東アジア・アイデンティティの胎動に言及する。

1．中国現代思想の変容と東アジア／アジアの視野の発見 ― 1990年代以降の展開 ―

「連帯」（「興亜」）／「侵略」（「脱亜」）という緊張関係を孕むアジア主義を唱えた近代日本は、西洋・日本・東洋に三分された世界観をもち、アジアを自己のアイデンティティ形成に動員した[7]。そして戦後日本でも、アジア／東アジア論は最も重要なテーマの一つであり続けてきた。その日本の場合とは対照的に、近代以降の中国人の自己認識あるいは世界認識の基本的な枠組みをなしてきたのは、「中国 ― 西洋」／「伝統 ― 近代」であった。近代日本の「アジア主義」に触発され、その帝国主義的軍事的側面を批判・けん制するアジア論は見られたとはいえ、それは終始周辺的存在であったため、アジアは中国の自己認識に深くかかわらなかったといえる[8]。実際、中国のアイデンティティは、グローバルに広がる資本主義への対抗という文脈で確立を見た「社会革命」のヴィジョンと結びついて形成される一方、「アジア」は中国のアイデンティティ問題にかかわる重要なカテゴリーとはならなかったのである[9]。

こうして、現代中国には「アジア・アフリカ・ラテンアメリカ」（反帝国主義民族独立運動および冷戦期の非同盟運動）、「第三世界」、「発展途上国」といった括りの視点はあったものの、東アジア／アジアを捉える思想的次元が欠けていた[10]。1980年代に入り、近代化路線に転じた中国における東アジアに係る論述が、主にアメリカの地域研究、儒学／新儒学研究、近代化論／経済の一体化論という三つの文脈において登場した。しかし、これら

---

[6] 山室信一『思想課題としてのアジア ― 基軸・連鎖・投企』岩波書店 2001年、山室信一編『国際シンポジウム 日本・中国・朝鮮間の相互認識と誤解の表象』京都大学人文科学研究所 1998年。

[7] 川島真「近代中国のアジア観と日本 ―「伝統的」対外関係との関連で」アジア政経学会監修高原明生・田村慶子・佐藤幸人編著『現代アジア研究１　越境』慶応義塾大学出版会 2008年、434頁。

[8] 同上、415-441頁。

[9] 汪暉「亜洲想像的譜系」『現代中国思想的興起』（第二版、下巻）北京：三聯書店 2008年、1585頁。

[10] 孫歌「東亜視角的認識論的意義」『開放時代』2009年 第５期、18頁。

の視角は、中国自身の知的・思想的土壌から自然に生じたのものというより、外部から移植された色彩が強く[11]、いずれも近代化イデオロギーの支配的存在に基礎づけられていた。毛沢東時代の極左思想に対する批判を原点とした知識人たちの間で欧米を模範とする近代化に強い期待が寄せられるなか、「中国 ― 西洋」／「伝統 ― 近代」という認識枠組みがむしろ強化されたのである。

しかし、天安門事件以降、事情が変わり始める。急進主義と保守主義の論争、人文精神をめぐる大討論、グローバリズムと民族主義をめぐる論争、自由主義と新左派の論争といった一連の討論・論争を経て、「伝統（中国）― 近代（西洋）」の認識枠組みに基づき、「市場経済、民主政治、個人主義」を核心的価値とする欧米流の近代化を思考の前提とした1980年代の「啓蒙陣営」[12]の知識人が、分化・分裂していった[13]。その結果、1980年代以来、中国現代思想で主流的地位を占めてきた自由主義に加え、1990年代はじめに台頭した民族主義、1990年代半ば以降勃興した「新左派」が、今日の中国社会における最も影響力のある思潮となった[14]。いうまでもなく、中国現代思想におけるこのような重大な変化は、この間の複雑な国内外の情勢 ― 天安門事件の衝撃と冷戦の崩壊、国家に主導された市場経済化の過程で広まる権力の不正や社会的不平等と格差の深刻化、さらにNATOによる在ベオグラード中国大使館爆撃事件、海南島上空における米中軍用機衝突事件などにみられる米国を中心とする西側諸国との一連の衝突を通じて再確認されたグローバルな政治経済秩序における米欧強国の覇権など ― を背景としている。

とりわけ、90年代後半から21世紀はじめにかけて、中国の改革の正当性、自由・民主・公正の諸価値の優先順位といった広範囲に及ぶ諸問題をめぐって展開された「自由主義と新左派論争」は、中国現代思想における深刻かつ重大な変化を象徴するものである。それまで自明であった自由、民主、平等、市場、資本主義、社会主義、近代などのカテゴリーを歴史的に再検討する必要性が意識され、80年代の啓蒙思想の前提であった単線型の目的論的歴史観にたつ近代化イデオロギーが疑われるようになった。すなわち、単純化・理想化されていた「近代化」に対する期待と渇望が、次第に、矛盾の満ちるモダニティに対する困惑・批判へと変わっていったのである[15]。

市場イデオロギー・新自由主義に対する省察・批判としてのモダニティ批判思想の登場は、中国現代思想における欧米中心主義的知のあり方が変化し始めたことをも意味した。批判的知識人を中心とする学者たちは中国現代思想における「中国 ― 西洋」／「伝統 ―

---

[11] 孫歌前掲論文「東亜視角的認識論的意義」、６頁。

[12] 許紀霖ほか『啓蒙的自我瓦解 ― 1990年以来中国思想文化界重大論争研究』吉林出版集団有限公司 2007年、8-9頁。

[13] 同上、14-16頁。

[14] 房寧「影響当代中国的三大社会思潮」『復旦政治学評論』2009年 第４集、265-292頁。

[15] 「自由主義と新左派論争」については、次のものを参照。緒形康「現代中国の自由主義」『中国21』（愛知大学現代中国学会）vol.9. 2000年５月、砂山幸雄「1990年代中国におけるモダニティ批判 ― 汪暉の所説を中心に」『愛知県立大学外国語学部紀要』第33号（地域研究・国際学編）2001年３月。

近代」の認識枠組み自体を問い直し、新たな知の世界像の構築を求めて、意識的にアジアをはじめとする非欧米地域に目を向けるようになったのである。

そのような批判的知識人の一人として、まず、汪暉の名をあげることができる。先に触れた「自由主義と新左派論争」を巻き起こし、「新左派」を代表する一人とみなされる汪暉は、脱欧米中心主義的スタンスに立つ新たな知的世界像の構築を目指してきた。天安門事件以降の汪暉は、「ヴェーバーと中国のモダニティ問題」(94年)、「現代中国の思想状況とモダニティの問題」(97年)、「1989年の社会運動と中国の『新自由主義』の歴史的根源」(2000年)[16]をはじめとして、中国のモダニティ問題に関する一連の重要な論文を発表し、近代化論の枠組みないし近代化イデオロギーの前提で理解されてきた「中国」と「近代」を問い質し続けてきた[17]。90年代後半以降、国内外から最も注目される中国知識人の一人となった汪暉は、中国近代を内在的に把握する作業を通じて、モダニティ批判と多様な近代像の提示を行い、中国現代思想の新たな展開を促す重要人物となった[18]。

1996年、その汪暉が、中国の知識人の間で最も影響力のある思想評論誌『読書』[19]の編集に関わることとなった(2007年まで)。それを契機に『読書』は、「批判」を基調とする公共空間構築の役割を担う方向に転換を遂げ、グローバル資本主義批判、グローバル経済と正義、グローバル・デモクラシー、欧米中心主義的知の在り方への批判などを展開した。脱欧米中心主義的な新しい知的世界像の構築を目指すと同時に[20]、重要な思想資源として、アジアをはじめとする非欧米地域に目を向けるようになった。中国現代思想におけるこの大きな変化が、東アジア／アジアという視座の発見・構築に至る契機となったのである。

汪暉によれば、中国の知識人は、欧米中心主義的近代知に対して批判的考察を行う過程で「アジア」をめぐる議論に出会った。西洋中心主義を批判しながらも、依然として「中国 ― 西洋」の認識枠組みを引きずり、アジア地域に対する真の理解を欠落させている。そうした「知的なパラドックス」に直面していることを、中国の知識人は認識するようになった[21]。アジアに対する無理解を自覚・反省する汪暉が編集を担当して以降、『読書』は、アジアをはじめとする非欧米地域に関する討論を積極的に取り上げるようになった。『読

---

[16] ここであげた汪暉論文の日本語版はいずれも汪暉『思想空間としての現代中国』岩波書店2006年に収録されている。なお、中国語版の初出はそれぞれ「韋伯与中国的現代性問題」『学人』第6期(江蘇文芸出版社)1994年、381-424頁、「当代中国的思想状況与現代性問題」『天涯』(海南省作家協会)1997年 第5期、133-150頁、「"新自由主義"的歴史根源及其批判 ― 再論当代中国大陸的思想状況与現代性問題」『台湾社会研究季刊』第42期 2001年6月、1-66頁。

[17] 汪暉のモダニティ批判思想については、砂山幸雄前掲論文「1990年代中国におけるモダニティ批判 ― 汪暉の所説を中心に」を参照。

[18] 近代中国思想とモダニティの問題を歴史的に考察し、「近代」に関する多様な理解を示した汪暉の『現代中国思想的興起』(全二巻四冊、北京:三聯書店 2004年)は中国の知識界に大きな影響を与えた。なお、日本語簡約版は『近代中国思想の生成』(石井剛訳、岩波書店 2011年)がある。

[19] 文革直後の1979年に「読書に禁区なし」というきわめて先鋭なスローガンを掲げて創刊した『読書』(三聯書店)は一貫して中国の知識人、大学院生の間で強い支持を得ており、現代中国思想の変容を示すバロメーターともいえる。

[20] 『読書』雑誌編『重構我們的世界図景』(『読書』精選(1996～2005))北京:三聯書店 2007年。

[21] 汪暉「自序」『思想空間としての現代中国』岩波書店 2006年、xiv-xv 頁。

書』の編集者としての10年を振り返り、汪暉らは次のように述べた。「このような欧米中心論あるいは自己中心の知識構図を打破するために、1996年から『読書』は、アジア各国・地域、ラテンアメリカ、ロシア、東欧等の諸地域に関する討論を発表し続けてきた。そして、日本、韓国、ヨーロッパ、アメリカ、および香港と台湾地域の知識人をも討論に招いた。1996年から2005年までの10年間、アジアに関する論文だけでも100本以上にのぼった。これらの新しい視野から世界の変化を理解するようになった。アジアをはじめとする非欧米地域に関する討論は、アメリカとヨーロッパに関する分析とともに1980年代と1990年代初期の思想探索と相当異なる思想構図と知識の景観を提供するものとなったのである。」[22]

実際のところ『読書』は、日本や韓国をはじめとするアジアの思想資源を積極的に取り上げるにとどまらない。1997年頃から、編集長の汪暉は、溝口雄三・孫歌を中心メンバーとする「日中・知の共同体」（日中両国の知識人の間での知的な交流運動）の行った一連の討論に参加し、参加者の論文を『読書』に掲載してきた。さらに汪は、この動きに加わると同時に、「新しいアジア主義」を打ち出す課題にも取り掛かる。後に発表された「アジア想像の系譜」と題する長文で、汪は、9.11事件以後、浮上しつつある米国を中心とするグローバルな「新自由主義帝国秩序」を強く意識しつつ、非国家的でなおかつ非帝国的な弾力性ある「連帯機構」としてのアジアという、新たな像を提示した[23]。新たなアジア像を展開することは、これまでアジアの概念やイメージを拘束してきたヨーロッパ中心主義的な「世界史」の枠組み、国民国家と資本主義をめぐって展開される「近代」の歴史叙述を再考し、抑圧されたアジアの歴史的遺産 ― 価値・制度・儀礼・経済等を再発掘する作業を行うことを意味する。以上の思索や作業を経たうえで、真の世界史枠組みに基づくアジア像を構築することが必須であることを汪は力説するのである。この論文は、彼の思想がモダニティ批判に立脚していることを前面に打ち出しており、新自由主義的グローバル市場計画と国民国家論述に対する二重の批判となっている。

なお、「知の共同体」運動の呼びかけ人であり、1993年に汪暉との間で行われた対談で中国の知識人の視野に見られる西洋中心主義と中国中心主義およびアジアに対する無関心さを指摘した溝口雄三[24]によれば、６年間続けられたこの運動は、もっぱら欧米思想に関心をもっていた中国の知識人に「日本の思想資源の存在を知らしめ、彼らの間に日本やアジアへの関心、正確に言えば、日本やアジアを媒介にして中国自身や世界を考えるという思考回路をもたらすことができた」という[25]。また、「知の共同」運動の提案者である孫歌も、この運動を通じて、国境を超えた文化的差異を強く意識しながらも、「アジア」を一つの思考空間と捉えるようになり、複雑な歴史に分け入る「紙一重」の思想張力の必要性をも痛

[22] 汪暉・黄平「重構我們的世界図景 ― 一代編輯手記」『読書』2007年 第５期、165頁。

[23] 汪暉「亜洲想像的譜系」『現代中国思想的興起』（第二版、下巻）北京：三聯書店 2008年、1531-1608頁。原文を改定・圧縮したうえで訳出された日本語版論文「アジア想像の政治」は『思想空間としての現代中国』（岩波書店 2006年、115-189頁）に収録。

[24] 溝口雄三・汪暉「没有中国的中国学」『読書』1994年 第４期、82-87頁。

[25] 溝口雄三「序 “中国の衝撃”」（注１）『中国の衝撃』東京大学出版会、18-19頁。

感したと述べている[26]。要は、「知の共同体」プロジェクトも、『読書』に集う中国の知識人が、日本、日中関係を含む東アジアへの関心を強めていく大きなきっかけを作ったことになるだろう。

実際、1998年以降の『読書』は、南京大虐殺に関わった元日本兵東史郎をめぐる一連の出来事、歴史教科書問題、日本の国歌・国旗の法制化をめぐる動き、さらに小泉政権期の日中関係の空前の悪化を受けて、戦争・革命・歴史問題・アジアの近代・日本近現代思想といったテーマを中心に、日本と中国の学者の評論文を大量に掲載する[27]。とともに、厳しい局面にある日中関係に新しい知的空間を拓くべく、日中間の知識人の対話・交流を積極的に推進していった。加藤周一、子安宣邦をはじめとする日本の知識人を迎えた2005～06年はそのピークに位置する[28]。しかしその後も、日本をはじめとするアジアの思想資源に対する関心は続いた[29]。

このように、1996年以降、「脱西洋中心」的視角を意識する『読書』は日本や韓国の思想資源に目を向けはじめた。1998年から2006年にかけて、相互の不信がいや増す一方であった日中関係が『読書』に大きな影響を与えていたこともあって、東アジアの思想課題に関する議論のなかで、歴史認識、戦争記憶、日中戦争、中国革命と近代日本に関するテーマが圧倒的多数を占めることになった。1996年から2005年にかけて『読書』に掲載されたアジア、とりわけ東アジアに関する主な文章を収録した精選集に『アジアの病理』[30]というタイトルがつけられていることからも、『読者』の編集者はアジアの抱えている様々な思想課題を強く認識していることが窺える。10年あまり続けられた取り組みの結果、『読書』は病理分析を中心とする東アジアの視座を確立するに至った、と筆者は考える。その東アジアの病理分析は、主に三つの切り口からなっているように思われる。東アジアの病理①：真の主体の確立・独立を果たしていない日本[31] ― 戦後、日本はアメリカ帝国主義に軍事的に

---

[26] 孫歌『アジアを語ることのジレンマ ― 知の共同空間を求めて』岩波書店 2002年、93-132頁、241頁。

[27] 董炳月「靖国神社与日本人」1999年 第11期、諸葛蔚東「太陽旗、≪君之代≫、天皇制」1999年 第11期、夏暁紅「日本漢詩中的甲午戦争」1999年 第11期、柴田哲雄「日本の思想」2000年 第８期、小森陽一「天皇制与現代日本社会」2003年 第12期、陳光興「“日本想像”的差異」2001年 第５期、董炳月「“満洲記憶”与歴史認知」2004年 第６期、周建高「日本対外拡張中的人民」2004年 第６期。

[28] 加藤周一ほか「尋找新的空間」2005年 第６期、津上俊哉「日中関係為何“政冷経熱”？」2005年 第８期、子安宣邦「両個六十年与日中関係」2005年 第10期、劉暁峰「琉球、一八七五」2005年 第３期、王成「戦争的記憶与叙述」2005年 第３期、劉岳兵「福沢諭吉的天皇観及其影響」2005年 第６期、韓東育「東亜的病理」2005年、陳光興「日本是独立国家嗎？」2005年 第７期、丸川哲史「日本人的独立与靖国神社」2006年 第１期、李小江「平民化戦争研究的啓示」2006年 第10期、趙京華「植民歴史的叙述与文化政治」2007年 第８期、聶莉莉「我与日軍細菌戦被害記憶研究」2006年 第７期および「戦争被害記憶与“歴史事実”之間」2006年 第９期、羅崗「“文学”与“大東亜戦争”」2006年 第７期、陳俊才「田中正俊与日本人的“戦争体験”」2006年 第７期、韓東育「両個“八・一五”」2006年 第11期、子安宣邦ほか「如何看待二十世紀？」2006年 第２期。

[29] 柄谷行人ほか「走向世界共和国（上、下）」2008年 第２～３期、子安宣邦「従沖縄看起」2009年 第１期、小森陽一「近代日本的“超国家主義”」2009年 第６期、柄谷行人「重建共産主義形而上学」2009年 第11期、孫歌「内在于沖縄的東亜戦史」2010年 第２期、「亜洲帰来：建構我們这個時代的区域概念（上、下）」2010年 第５～６期、陳光興「作為方法的印度」2010年 第12期。

[30] 『読書』雑誌編『アジアの病理』（『読書』精選集（1996～2005））北京：三聯書店 2007年。

依存し、政治的ひいては文化的に従属してきたため、明治以来の歪んだ近代観・アジア観を主体的に認識・清算しておらず[32]、戦争責任に対して曖昧な態度をとっており[33]、アジア観に「謝罪の傲慢」[34]が見られ、東アジア地域内部和解のプロセスを阻止する最も核心的要因である。東アジアの病理②：歴史の負の遺産 ― 戦後から今日まで、東アジア諸国間の水平的で正常な関係を作り得ておらず、他方で、「東アジア」は縦型の歴史の負の遺産、すなわち「朝貢システム」と「大東亜共栄圏」という東アジア諸国の重い歴史的記憶を背負っていること。さらに大戦後から続く、域外勢力であるアメリカの東アジアにおける覇権の問題[35]。東アジアの病理③：東アジア諸国・地域に見られる欧米中心主義的・国民国家中心的知の在り方・主体のあり方、である[36]。

1990年代後半以降、『読書』上で形成された東アジアの病理分析の視座に関する詳しい考察は別の機会に譲り、ここでは、『読書』が提示した東アジアの視座に深くかかわり、中国現代思想における東アジアの視座の構築に重要な役割を果たした孫歌の議論に焦点を当てたい。

2.「方法としての日本」から「東アジア原理」の探求へ ― 孫歌の東アジア論

「知の共同体」プロジェクトを主導した孫歌は、中国の知識界における西洋中心的世界像を相対化する方法として日本の思想資源を重視した。丸山真男、竹内好、「アジア主義」を中心に日本の近現代思想研究を進めると同時に、日本と韓国の東アジア論に応答しながら、東アジアという視角の認識論的意義を問うた。ここでは、孫が東アジアを語るように至ったプロセスをたどりながら、彼女の東アジア論を考察したい。

(1)「方法としての日本」 ― 日本の思想資源への注目

1995年に『読書』に寄せた「方法としての日本」と題した一文で、孫歌は、中国の知識人の間にある西洋一元的な近代認識を強く批判し、それを相対化する方法として、日本の思想資源の意義を強調した[37]。「日本文化が独立した価値を有することに対して中国知識人が示す驚くほど無関心な態度は、その背後に潜んだ西方文化を無条件に崇拝する態度とコインの表と裏の関係にある」。近代以来の日本におけるヨーロッパ一元的な近代観に基づ

[31] 陳光興「日本是独立国家嗎？」『読書』2005年 第７期、38-46頁。
[32] 子安宣邦「両個六十年与日中関係」『読書』2005年 第10期、子安宣邦ほか「如何看待二十世紀？」『読書』2006年 第２期、135頁。
[33] 小森陽一「天皇制与現代日本社会」『読書』2003年 第12期、10-11頁。
[34] 溝口雄三「創造日中間知識的共同空間」『読書』2001年 第５期、６頁。
[35] 韓東育「東亜的病理」『読書』2005年 第９期、「東亜的心胸」『読書』2008年 第８期。
[36] 白永瑞「思想東亜」『読書』2009年 第11期、白永瑞・李長莉「再造東亜史学」『読書』2005年 第４期、劉乃鼎「植民主義已経結束了嗎？」『読書』2005年 第４期。
[37] 孫歌「作為方法的日本」『読書』1995年 第３期。

く中国観を批判し、独自の近代過程を有する中国をヨーロッパを相対化する方法と位置付け、真の多元的な世界像の構築を訴える日本の中国思想史研究者溝口雄三の「方法としての中国」[38]に強く共感する孫は、「日本を方法として」、多元的世界像／価値の構築を目的とすることを自らの基本的問題意識とするのである。

1996年以降の孫は、同僚の汪暉が編集を担当する『読書』の誌上で、精力的に日本の思想資源を取り上げた。まず、当時日本のアジア論の最新成果である『アジアから考える』シリーズ（溝口雄三・濱下武志・平石直昭・宮島博史編、東京大学出版会、1993～94年、全７巻）に注目し、３回にわたる書評を書き、近代を相対化する日本の学者の問題意識や研究アプローチを高く評価した[39]。さらに、近代日本の負の遺産、戦争の“追記憶”（侵略の証言）、日米安保と日本のアジアへの責任などのテーマで４回にわたって日本の雑誌『世界』（岩波書店）を紹介してもいる[40]。

その後、「アジア主義」を含む日本近現代思想を考察していくなかで出会った竹内好の思想が孫の「思考の原点」となった[41]。魯迅から「掙扎」＝「抵抗」（主体内部の自己否定と再構築）の思想を体得した竹内好は、日本の近代と中国の近代を「転向型」と「回心型」に分け、西洋を基準にアジアを蔑視する日本の「優等生文化」（「先進／後進」の優劣軸に基づく近代観）を批判し、「近代の超克」やアジア主義、戦争責任、戦後日本の民主主義など多くの重要な政治思想課題に取り組んだことでよく知られている。竹内は、歴史を激しく変動しつつある「状況」そのものととらえ、その歴史に分け入るためにも、政治的正しさに拘束されず、二項対立の構図にも回収されず、単純な価値判断を崩す複雑な歴史感覚（流動的状況から思考を生み出す感覚）に依拠していた、と孫は評価する[42]。欧米の社会科学で生産された概念や理論に依存し、その直接的応用に傾く1980年代以降の中国の知識界の雰囲気とはまったく異なるこの竹内の思想から強い衝撃を受けた孫は、複雑な現実状況の流動性を意識し、固定化された概念・観念の安定性を切り崩し、歴史的にそれを相対化するという思考原理を学んだのである。その後の孫は、竹内の思想原理を思考の原点に据えて、東アジアの状況を認識・分析し、東アジアを語っていく。

(2) 東アジア／アジアに関する論述のジレンマ

2000年、孫歌は、意識的に竹内好の思考原理を応用し、日本と韓国の学者の展開する東アジア論／アジア論に対して批判的考察を行った。

20世紀の東アジアの人々がナショナリズムを追い求める不幸な歴史を反省し、国民国家

---

[38] 溝口雄三『方法としての中国』東京大学出版会 1989年。

[39] 孫歌「亜洲意味着什麼 — 読『在亜洲思考』」『読書』1996年 第５期、「在歴史中尋找什麼 — 再読『在亜洲思考』」『読書』1996年 第７期、「普遍性的載体是什麼 — 三読『在亜洲思考』」『読書』1997年 第３期。

[40] 孫歌「直面日本的負遺産」『読書』1998年 第５期、「戦争的“追加体験”」『読書』1998年 第６期、「新史料句起老問題」『読書』1998年 第８期、「安保条約与日本的亜洲責任」『読書』1998年 第10期。

[41] 孫歌前掲書『アジアを語ることのジレンマ — 知の共同空間を求めて』、25頁。

[42] 孫歌『竹内好という問い』岩波書店 2005年、xxiv 頁。

を超えた東アジアの視角を共有すべだという韓国の学者白永瑞の主張に対して孫は、東アジアという視角がナショナリズムを解体させる機能があるなどと楽観的に考えることはせず、むしろ東アジアの視角が、けん制するはずの国民国家の視角に回収される恐れのあることを指摘する[43]。東アジア／アジアに関する論述は、国民国家の視角と脱国民国家の視角＝東アジアの視角のジレンマに直面しているのだと主張するのである。孫の理解では、東アジア／アジアに係る論述は、狭隘な国民国家の枠組みを超える可能性を示すと同時に、地域協力に見られる不均衡な力関係（経済、政治など）を隠ぺいしてしまう恐れもあった。

さらに孫は、東アジアでは、国民国家的論述を単純に無化してしまうことで問題を解消することは不可能で、東アジア／アジアを近代的国民国家を超える存在とみなすことの危険性を強調する。特に、批判の対象として取り上げられたのが、梅棹忠夫の『文明の生態史観』や川勝平太の海洋史観における東アジア／アジア論であった。孫によれば、生活様式を基準として文明形態を分けるという文明生態史観に基づく梅棹のアジア論と日本特殊性論は、アジアの他の国々に対する差別的な態度をとる「日本文化論優越論」のイデオロギーに利用されてしまった[44]だけではない。梅棹が自身の議論を意識的に歴史学とりわけ思想史の立場と対立させ、アジアという観念自体を完全に解体させてしまったため、西洋の価値に対抗して主体性の構築を目指すアジア論の積極的な側面は排除されてしまったのである[45]。他方、西太平洋海域国家の経済連合体を設立し、中国を中心とした大陸文明思考に取って代わることを訴えた川勝平太の「海洋国家」論は、日本が大陸とのつながりを断ち切り、海洋に向かうべきだと主張するものであって、日本の対アジア責任（戦争責任）を消去するものであると批判する[46]。

また、地域史の視角から東アジアの「近代」を考察した濱下武志の「朝貢システム論」についても、それが、国民国家の建設をめざす「近代」以降の東アジアの国際関係が日本とアジアの隣国に深い怨恨をもたらした歴史を正面から取り扱っておらず、今を生きる人々が歴史に向かい合う際に覚えるトランスカルチュラルな緊張感をうまく処理することにも失敗しているという[47]。

このように孫は、固定化した概念・カテゴリーではなく、複雑な現実と歴史を流動的にとらえる歴史感覚に頼る竹内好の目線から、日本と韓国の学者のアジア論述あるいは「東アジア」の視角の孕んでいる思想史的課題を強調するのである。すなわち、地域研究および国民国家の脱構築という思考様式がますます強くなる状況に対して、東アジアに内在する歴史的緊張関係を軽視してはならないことを力説したものといえよう。

---

[43] 孫歌前掲論文「亜洲論述与我們的両難之境」、52-57頁。
[44] 孫歌「アジアとは何を意味しているのか（上）」『思想』2006年６月（986）、63-65頁。
[45] 孫歌前掲書『アジアを語ることのジレンマ ― 知の共同空間を求めて』、195頁。
[46] 同上、196-197頁。
[47] 同上、192-193頁。

他方で、孫はまた、中国サイドが抱える問題にもメスを入れる。とりわけ、中国人にアジア意識が弱いことに注目する。孫は、その原因を単純に「中国中心主義」に帰することには同意せず、中国人の「民族観念」に国境意識が欠如しており、「国家」意識が曖昧であるところにも原因がある、と主張する。孫の理解では、近代以降、中国人の間には、昔のような「中華」＝世界の中心としての自意識は薄れたものの、アジアの中心としての意識は決して弱まっていない。中国人がアジアを語らないのは、中国が潜在的にアジアの、少なくとも東アジアの中心と見なされていることを知っているからである。「中国というこの構造の雑糅な文明のあり方に照らしていえば、その中心意識とは自己と他者を区別する形態によるものではなく、反対に、自他を区別しない方法によって現れる。……中国がアジアを語らないのは、決して脱亜を意味するわけではなく、まさにそれは中国がアジアというこの曖昧な言葉を内在化させているということを意味しているのだ」[48]。すなわち、中国人の地理空間感覚がその曖昧なアジア意識を生み出す重要な要因となっていると孫は考える。さらに、冷戦構造における二大陣営の対立およびポスト冷戦構造における南北経済対立が、今日の中国人のアジア意識を弱くした大きな要因であるとも指摘する。

さらに、地理的空間的巨大さという現実を背景にした中国人の大国意識は、その種の実体をともなわない日本や韓国とのコミュニケーションを困難にする。というのも、過去の歴史の中に、いわゆる中国の「中華思想」、朝鮮半島の「小中華」意識、日本の「華夷変態論」が見られたように、異なる地理空間感覚が中心・周辺・脱中心というまったく異なる問題意識を潜在的に触発するからである。孫は、もし中国人の大国意識が日本や韓国とのコミュニケーションを不可能にするのだとしたら、どの程度、またどのようにして、その現実を乗り越えていくべきなのか、といった注目すべき問いを発しているものの、明確な答えを用意しているわけではない。ただ、東アジアを議論する視角として、地理空間的な実体が自己意識や相互理解に及ぼす影響に触れたことは重要だろう。

(3) 東アジアに内在する歴史的な緊張関係への注目

1998年前後から、日中間における戦争の記憶の問題、歴史教科書の問題、靖国神社参拝の問題などの問題が起こったことをきっかけに、孫は思考の焦点を、東アジアの視角から東アジア内部の歴史的緊張関係を物語る方向にシフトさせた。

2000～2001年、孫は戦争記憶、歴史学の倫理、民族感情、知識人の倫理的責任といった複雑な問題を取り上げる一連の論文を中国と日本でほぼ同時に発表し、大きな議論を呼んだ[49]。孫は、中国人にとって南京虐殺は単なる一つの残虐な事件というだけでなく、日中戦争の被害記憶のすべてを代表する感情記憶におけるもっとも突出したシンボルでもあるという。そして、30万という数字とともに南京虐殺が象徴的な記憶となっていることを指摘したうえで、被害者の感情記憶＝国民感情がいったんは丸ごと承認されなければ、「虐殺

[48] 同上、198頁。

まぼろし」説に立つ人々はもちろん、虐殺の数字にこだわるいわゆる「学術性の客観性」を強調する日本の良識ある知識人であっても、良心ある中国人と対面する媒介を得られず、中国人と歴史を共有する契機をも失ってしまうのだと主張する[50]。その上で孫は、いわゆる19世紀的な意味での実証性だけに基づき、歴史の「客観的真実性」を求め、現実の感情記憶あるいは国民感情を蔑視・無視するという「歴史学」の有り方を強く批判した。歴史学は、現実政治を相対化するいわゆる「純粋な歴史研究」ではなく、感情記憶のような現在形の「生きている」歴史を包容するものでなければならないというのだ[51]。

他方で孫は、中国市民の戦争に対する理解がただ被害者の苦痛の記憶というレベルにとどまっていたことに対して、また、戦争責任問題を考える際に真実の飽くなき探求が白黒いずれかを決するという二者択一の態度表明に覆われがちな中国知識人の思惟の惰性に対しても手厳しい批判を加えている。この感情記憶を複雑な歴史に分け入る思想資源にし、日本の国民と歴史を共有するためにも、「西洋理論中心の知的構造を抱える中国の知識人は、国民国家、ナショナリズムという外装を破って、自身の主体形成の真のプロセスを明らかにしなければならない。そうしなければ、我々は東アジアの隣国の人々と『アジア』を語ることはできない」[52]。

いわゆる自由主義史観に基づく「新しい歴史教科書をつくる会」の歴史教科書の問題をめぐっても、孫は、両国の知識人が互いに絡み合う近代史を直視し、国境を越えた社会責任を果たすべきことを訴えた[53]。そのために、知識人が相手方の流動的現実を本国の文脈に即して静的に「知識化」するモデル操作から脱出し、国境を超えた主体の次元で現実にある緊張感を満ちる生きた歴史に入っていく必要があると主張した[54]。

また、孫は、既成の「東京裁判」に関する認知パターン[55]や沖縄をマイノリティと位置付ける思考習慣[56]についても、それらを崩し、新たな照明を与えようとしている。複雑で流動する状況を直視する孫の議論は歴史的緊張感をともない、主体の在り方を強く意識し

---

[49] 中国語論文「実話如何実説？」、「在理論思考与現実行動之間」、「直面相互纏繞的歴史」は『読書』（2000年 第３期、2000年 第11期、2001年 第５期）で発表された後、それぞれ「日中戦争 ― 感情と記憶の構図」、「思想としての「東史郎現象」 ― 理論と現実」、「近代史に向き合う倫理的責任」と題する邦訳論文も『世界』（2000年４月号、2001年２月号、2001年６月号）で発表（後に、『アジアを語ることのジレンマ ― 知の共同空間を求めて』に収録）された。日本の研究者による応答論文として、溝口雄三「日中韓日の共同空間を創るために」（『世界』2000年９月号）、伊東貴之「『他者』の来歴、『現象』としての中国」（『現代思想』2001年３月号）、砂山幸雄「戦争をめぐる二つの記憶 ― 日本と中国」（『神奈川大学評論』第39号 2001年７月）、古厩忠夫「『感情記憶』と『事実記録』を対立させてはならない」（『世界』2001年10月号）などがあげられる。

[50] 孫歌前掲書『アジアを語ることのジレンマ ― 知の共同空間を求めて』、55頁。

[51] 同上、52-53頁。

[52] 同上、250頁。

[53] 同上、79-91頁。

[54] 同上、89頁。

[55] 孫歌「思考の習慣 ― 東京裁判と戦後東アジア」孫歌・白永瑞・陳光興編『ポスト〈東アジア〉』2006年、192-200頁。

[56] 孫歌「従那覇到上海」『読書』2004年４月号、「沖縄がわれわれの眼に映るとき」『世界』2008年１月（第774号）、「内在于沖縄的東亜戦後史」『読書』2010年 第２期。

ているように思われる。

(4) オリジナルな「東アジア原理」のために ― 東アジア視角の認識論的意義を問う

東アジア地域に内在する歴史的緊張関係を中心に考察してきた孫は、近年、認識論の視点から東アジアの視角の意義を問いはじめた。結論を先取りすれば、孫は、「重要な歴史的転換をなすいくつかの事件は『東アジア』という特定の視角においてのみ総合的に分析することができ」、東アジア地域独自の歴史過程を前にすれば、東アジアの視角は代替不能なものだと主張する。特に興味深いのは、彼女が提示した「歴史的東アジア」という概念であり、オリジナルな「東アジア原理」をめぐる思考である。

孫は、東アジアに関する研究が、現代中国の思想空間において明確な思想的位置を獲得していないことは中国の東アジアの視角が弱いことを表していると語る。現代中国社会に見られる伝統的儒教、近代化イデオロギー、戦争記憶という三つの東アジアの視角が大きな認識論的な困難に直面しているとも指摘する。なぜなら、これらの視角が「東アジア」を「日中韓」あるいは「ASEAN+ 日中韓」と固定的かつ抽象的に捉えるため、ソ連、アメリカに代表される重要なアクターを含む複雑かつ流動的な冷戦時代の東アジアや、アメリカ、ロシア、北朝鮮がこの地域の政治安全保障上の重要なアクターであり続けているポスト冷戦期の東アジアを適切に取り扱うことができないからだ[57]。そこで孫は、抽象的かつ固定化した東アジアの視角によって見逃されてきた、ないし避けられてきた問題を処理できる動態的な「歴史的東アジア」という視角をもって戦後から今日に至る東アジアの歴史を捉え直すことを試みる。一言でいえば、孫の提示する「歴史的東アジア」の視角は、現在の中国で流行している東アジア＝「日中韓」の枠組みの認識論的欠陥 ― 近代化を潜在的ロジックとし、静態的、抽象的かつ非歴史的であるため、実際の東アジアの歴史を捉え得ない ― を暴露させ、旧ソ連（ロシア）、アメリカ、北朝鮮をも含む国際政治のダイナミズムによる「張力の網」である東アジア地域の戦後史を動態的に捉えるものである。さらに孫は、東アジアの歴史を直視し東アジア発の認識論／思想原理、すなわち孫の言う「東アジア原理」を求めることが東アジアの視角の思想課題であると主張する。

孫は、西欧の植民地支配の過程で生まれた「近代意識」とアメリカ一極化の弊害が明らかになったいま、既成の価値判断では解決できず、複雑な状況に対応できる新たな思想的認識論を構築することが喫緊の課題であると指摘し、彼女の言う東アジアの視角こそが、欧米製の理論枠組みに頼らぬオリジナルな「東アジア原理」の探求につながる認識論的意義を有するという[58]。「この地域の歴史課題を踏まえ、原理的な思考を生産し、さらに人類の『普遍的精神』に到達させたい。東アジアが、欧米理論を検証するためのフィールドに甘んじないとすれば、いったいどのような思考を生み出せるというのだろうか。これこそ、

[57] 孫歌前掲論文「東亜視角的認識論意義」、6-9頁。
[58] 同上、19頁。

東西を問わず、世界中の歴史に真剣に向き合う人々の課題であろう」[59]。

孫によれば、抽象化された西洋発の認識論的資源を直接に普遍的な人類の資源とせず、まずそれを地域的な思想資源として相対化する必要があり、まさにそのために、東アジア発の思想原理、孫の言う東アジア原理は以下の二つの意味において必要とされているのだ。

第一に、西洋の東アジア認識を含むこれまでの主体をめぐる認識論はすべて排他性、すなわち他者は自己の外部に存在し自己と対抗する関係にある異質的存在であることを前提としたのに対し、東アジア原理は認識論の次元において「開かれた統合モデル」を創出することができる。この「開かれた統合モデル」は、魯迅の「掙扎」あるいは竹内好の「自己否定」という主体の在り方に関する思想から受け継いだものと思われるが、それについて孫は『竹内好の問い』の中で次のように述べている。「他者という媒介によって自己解体が行われながらも、他者に追随しない形で自己を再建することである。かくしてこのような再建が他者を他者としての自足性から解放し、自己を自己としての排他性から自由にする」[60]。であれば東アジアの知識人は、いっそう東アジアの歴史過程そのもの、とりわけ東アジアにおける他者と主体を統合する苦難に満ちた過程を直視する必要がある。「この苦痛の満ちた開かれる過程は、西洋理論から直接に獲得することのできない認識論的視角を要求するが、その視角は東アジアの歴史そのものからのみ生み出されるのである」[61]。このように述べる孫は、主体の存在様式をめぐる魯迅の思考や、日本の主体問題に関わる竹内好の整理が、東アジア原理の形成にとって重要な思想資源になることを強調する。

しかし、認識論の次元において開かれた統合モデルを創出するのは極めて困難なことであろう。もちろんそのことを孫は理解しており、困難な原因を次のように説明する。まず一つの原因として、これまで我々の知の生産様式が欧米理論に依存しているため、欧米の理論方式を取らない魯迅や竹内好に代表される東アジアの思想資源が軽視されてきたことである。二つ目の原因は、東アジア原理を構築する際に直面せざるをえない重大なジレンマがあることである。そのジレンマとは、これまで基本的に欧米強国を中心に展開してきた国際政治における権力政治のロジックと国益の維持という倫理道徳の基準である。東アジア原理は、このような国民国家の自己中心的ロジックに基づく政治と道徳の関係を新しい認識のロジックで表現しなければならず、とりわけ歴史状況を分析できるが現実を追認しない原理視角が必要である[62]。そして、近代以来、二度にわたる世界大戦を含め、暴力を通じて達成された東アジアの内部と外部の複雑な統合過程、およびこの過程における東アジアの主体の在り方について全体的に分析する視点が見られないこと、これが三つ目の原因である。東アジア内部における日本の暴力的統合の企てはもちろん、太平洋戦争の後

[59] 孫歌『歴史の交差点に立って』日本経済評論社 2008年、305頁。
[60] 孫歌前掲書『竹内好の問い』、x 頁。
[61] 孫歌前掲論文「東亜視角的認識論意義」、19頁。
[62] 同上、20頁。

期にアメリカが抱いた日本や東北アジアを暴力的に「統合」しようとする欲望、さらには、ソ連が模索した日本支配の企てをも考慮する必要があるという。

東アジア原理が求められる第二の理由は、東アジア原理は、必ずや常識とされてきた価値判断の総体を新たに整理するよう求めるからである。この点について孫は、一連の問題を指摘する。たとえば、中国近現代史において一貫して主流を占めてきた「伝統（中国）— 近代（西洋）」の二元対立の価値判断のもと、中国の知識人が豊かな歴史に分け入るチャンスを失っていたこと、「国益」ベースの視点が相互に結びついた諸国の歴史をばらばらにする、などの問題である。東アジアの歴史過程を思想原理の意義から考察するために、将来確立される東アジアの視角は、国別の視点より広く、かつ国別の視点の総合とは異なる視角でなければならない。たとえば、東京裁判は一国を単位とする価値判断の枠組みでは捉えきれない。この裁判は、アメリカの覇権戦略が働いており、東アジアの被害者である諸国の意志が真に尊重されたわけではなかったため、無条件に肯定するのは妥当ではないが、しかしだからといって、それを否定してしまうと、日本の侵略戦争の正当性を肯定してしまうことになり、歴史のロジックに反することになる、と[63]。

しかし、「我々は自己認知を形成する初期段階にあり、目下の任務は自己認知をめぐる問題を整理・清算することであり、〔東アジア原理を〕構築することではない」と孫は考える。孫が認識論の視点から東アジアの視角を問う目的はまさに、「東アジア原理」を構築する前段階として、自己認知をめぐる問題を整理することにあった。

このように、複雑で動態的な歴史的状況を捉えようとする孫にとって、東アジアは既定の枠組みではなく、流動する状況を総合的に分析するために必要な枠組みであった。さらに、中国の知識人の抱えている西洋理論中心の知的構造を厳しく批判する孫は、東アジアを地理的想像空間にとどめることなく、中国自身の知の伝統を形成するうえで代替不可能な知のカテゴリーとした[64]。そして、このような意識に基づいて、孫は、欧米発の理論や価値観を同一の基準とみなす発想、あるいは「同質性」という前提を求める考え方を突破し、「多元性を前提とする真の多元化」を求めるべく、東アジアの視角にオリジナルな「東アジア原理」の形成という認識論的意義を与えたのである。実際、孫は、同質性を抽象化することによっては多元的原理を創造することができず、差異の普遍性こそ普遍性の真の形態であるという溝口雄三の考え方から影響を受け、理論の「即物性」＝経験性理論、すなわち個別的経験の原理的価値を考えるようになったのである[65]。

おわりに

本稿は、現代思想の視点から、1990年代以降の現代中国の知的世界において起こりつつ

[63] 同上、20-21頁。
[64] 孫歌「序　理論的即物」『我們為什么要談東亜 — 状況的政治与歴史』北京：三聯書店2011年、14頁。
[65] 同上、8-9頁。

ある変化を踏まえ、批判的公共空間をめざす思想評論誌『読書』上に見られる東アジアの視座の発見・形成プロセスを概観したうえで、『読書』が提示した東アジアの視座と深くかかわる孫歌の思想的東アジア／アジア論を考察した。

1990年代半ばから21世紀はじめにかけて、編集長である汪暉をはじめとする批判的知識人が重要な役割を果たした『読書』を中心に、アジアの思想資源が重視されるとともに東アジアの病理分析を柱とする東アジアの視座が発見・構築されたと考えられる。そして、それは、現代中国思想における近代化イデオロギー批判・モダニティ批判の展開という大きな思想変動の過程のなかで行われたものである。その過程において、西洋中心主義的知の在り方を反省・批判する知識人は、これまで、先進的欧米ばかりに顔を向けてきた中国の知識人が非欧米地域の思想資源にいかに無知・無関心であったかに気付き、健全な知の世界像の構築を目指すべく、非欧米地域とりわけ東アジア／アジアに目を向けるようになった。そして、日本と韓国をはじめとするアジアの思想資源への注目や「日中・知の共同体」をはじめとするアジアの学者との知的交流を通じて、中国の知識人の間で、日本やアジアを媒介にして中国自身や世界を考える思考回路が生まれたと考えられる。いわば、中国の知識人の「伝統 ― 近代」／「中国 ― 西洋」という認識枠組みが変化しはじめた結果として、東アジアという視座は中国現代思想において発見され、中国の知識人の主体、ひいては中国のアイデンティティを変革し再構築する媒介・方法となったのである。

その意味で、竹内好をはじめとする日本の思想資源を新たな思想的な参照枠とし、東アジアを中国自身の知の伝統を形成するうえで代替不可能の知のカテゴリーと捉え、オリジナルな東アジア原理を模索する孫歌の東アジア論は、中国現代思想における東アジアの視座を代表するものといえる。そして近年、孫歌はさらに批判的知識人の思想をはじめとする韓国の思想資源にも目を向け始めた。孫がとくに注目したのは、白永瑞の提唱する、脱中心化を強調する「二重の周縁」の視角（欧米中心的世界における周縁としての東アジアと東アジア内部の周縁）と民衆ベースの東アジアの水平的連携思想、そして白楽晴の展開する「第三世界視角（資本主義世界システムにおける一般民衆の視角）」と「分断体制の超克」の思想である[66]。孫は、朝鮮半島発のこれらの思想およびその深い緊張感をともなう知の方式を重要な思想資源とし、それらから中国の知の伝統形成に媒介となるものを見つけようとしている。「東アジア原理」の生産を含む孫歌の思索はまさに、中国を含む東アジアの主体形成のプロセスおよび知の伝統形成を根本とするものと考えられる。

また、新たな「アジア想像」を展開する汪暉は、アジアの地域統合を推進するために中国が知的領域・政治的領域において、対抗関係を生み出す西洋型ナショナリズムのロジックを超えなければならないと主張するとともに、アジア地域主義の問題を覇権や資本主義の諸問題と組み合わせて考える必要があることを強調する。地域統合を推進する際、文化のコミュニケーションと、人と人の交流を重視することによって、市場・労働力を中心と

[66] 孫歌「横向思考的東亜図景」『開放時代』（広州）2011年 第6期。

する資本主義とは異なる社会関係を創出していくべきだと汪は主張する[67]。そのために、中国が自らの理想的な社会像を構築し、今日の支配的な地域価値と異なる価値を打ち出すべきだという汪の主張は、まさに今日の中国の主体に変革を求めるものである。

思想評論誌『学術思想評論』の編集者賀照田は、これまでもっぱら欧米に知的資源を求め、欧米を他者とし自己を形成してきた中国の知識人が主体の在り方を変えるためにも、アジアの思想資源を重視すべきと強く訴えている。「アジアに目を向けることは、中国にとって、自己を認識し、自己を変革するチャンスである。『学術思想評論』はこの（アジアの思想資源を重視する）方針を堅持し、アジアの思想の重要性が、中国で共通認識となるまで続けようと思う」[68]。

しかし、東アジア／アジアが新たな思想的な参照枠となりつつあるなか、近代以来中国において支配的な思想的枠組みであり続けてきた「中国 — 西洋」「伝統 — 近代」は大きく揺らぎ始めたものの、傍流の地位に転落したとまではいえない。批判的知識人を中心に構築されつつある中国現代思想における東アジアの視座は、未だ周辺的存在であると言わざるを得ない。また、東アジア／アジアを媒介にして、西洋中心主義ではなく中国中心主義でもない中国の知の伝統を再構築し新たな主体を形成するのは長い道のりとなるであろう。というのも、それは、政治・イデオロギーの影響を強く受けてきた近現代史叙述の再構築、「忘却」を強制されてきた「文化大革命」という民族悲劇を含む近現代思想資源の発掘・整理という作業を必ずやともなうからだ[69]。

しかし、今日の中国の知識人の間で広く、東アジア意識が目覚めつつあるように思われる。2006年に中国初の『東亜史』が出版され、中国の歴史学界は日本が暴力を以て実現しようとした「大東亜共栄圏」構想のおかげで長い間タブー視されてきた「東亜」を主体的に再構築しはじめた[70]。「東アジア概念の再構築および東アジア意識の覚醒は東アジア諸国自身の発展が要請するものであり、東アジア諸国が自身の歴史、文化および域内各国の歴史と現実を再考した上でなされた歴史的選択でもある」[71]。

また、「東亜文化」の意を込めた雑誌『亜文』（編集者は張立文・中国、溝口雄三・日本、李楠永・韓国）の創刊号（1994年）では、現代社会の直面する諸危機を乗り越えるために「東アジア哲学」が重要な役割を果たすと主張されるとともに、「東アジア意識の真の覚醒」「東アジア意識」の育成が謳われている。編集者の一人である中国の哲学者張立文は、「主体意識（独立意識）・危機意識・憂患意識・批判意識・反省意識・多元意識・反覇権意識」を内包とする「東アジア意識」を打ち出している[72]。

また国際政治分野においても、とりわけコンストラクティヴィズムの観点からは、東ア

---

[67] 「大陸 — 海洋与亜洲的区域化」『21世紀経済報道』2012年３月20日
http://www.21cbh.com/HTML/2012-3-20/4MMDY5XzQxMTE4Mw.html　2012年５月20日アクセス。

[68] 賀照田「困惑と不安の中の模索 — 雑誌編集から見た中国知識界の現在」『現代思想』2001年３月号、79頁。

[69] 銭理群「『忘却』を拒絶する — 知識人よ、苦しい努力で精神的遺産を引き継ごう」『世界』2001年２月号。

[70] 楊軍・張乃和編『東亜史』長春出版社 2006年。

[71] 王屏『近代日本的亜細亜主義』商務印書館 2004年、353頁。

ジア地域化の過程で、ASEANをはじめとする地域の他のアクターとのプラスの相互作用により社会化されてきた中国は、東アジア・アイデンティティという集合的アイデンティティをもちはじめたと指摘される[73]。

以上のように、中国に、ようやく東アジア・アイデンティティが胎動し始めたといえる。しかし、現代中国思想には欧米中心的かつ自己中心的な世界像が強固であるし、子安宣邦や溝口雄三が指摘したように、日本は中国を含む東アジアに対する歪んだ認識をいまだに引きずっている。東アジア・アイデンティティの形成に向けては、当該地域の主体変革がまずは必要とされよう。その際、孫歌の重視する東アジアに内在する歴史的緊張関係、東アジアにおける歴史和解・歴史認識という重要な課題が共有されなければならない[74]。その際、「他者の困惑・苦悩の存在に気づき、それを体得し、なかに分け入り、理解を深め、さらに共有」することを訴える賀照田の言葉は耳を傾けるに値するであろう。「他者を契機に自己の主体を形成するが、自己にとって建設的な意味を持つならば、その他者への尊敬が生じるであろうことはいうまでもない。……さらに他者の困惑と苦悩を共有しようとすることにより、自己の主体の形成それ自体の中に、他者の主体との真の連帯が含まれる可能性が生まれる。……それができたときはじめて、東アジア共同体に不可欠の共同意識のための主体的な基礎が生まれる」[75]。

（付記）本論文は2011年度東アジア学会若手研究者奨励制度による研究成果である。

[72] 張立文・溝口雄三・李楠永編『亜文』（第一集）中国社会科学出版社 1996年、2-7頁。

[73] 秦亜青・魏玲「結構、進程与権力的社会化」『世界経済与政治』2007年 第3期。

[74] 近年、日本においても歴史和解をめぐる議論が活発になっている。荒井信一『歴史和解は可能か ― 東アジアでの対話を求めて』岩波書店 2006年、村上陽一郎・千葉眞『平和と和解のグランドデザイン ― 東アジアにおける共生を求めて』風行社 2009年、笠原十九司編『戦争を知らない国民のための日中歴史認識 ― 日中歴史共同研究〈近現代史〉を読む』勉誠社2010年、和田春樹ほか『和解と協力の未来へ ― 1990年以降』（『岩波講座　東アジア通史第10巻』）岩波書店 2011年。

[75] 賀照田「中国革命とアジア論 ― 『中国社会主義』の経験をアジアは共有できるか？」孫歌・白永瑞・陳光興編 前掲書、30頁、36頁。

2012年度学会活動

1．第22回大会（共催：韓国ビジョンと連帯21）

日時：2012年10月６日（土）午前９時30分～午後５時30分

会場：福岡大学　２号館（商学部棟）３階

午前の部（９：30～12：00）

■自由論題研究報告（２号館３階　23D 教室）

座長：新谷秀明（西南学院大学国際文化学部教授）

第１報告（９：30～10：05）

「映画の街・釜山の人びと　vol. ２～『映画の殿堂』の理想と問題」

報告者：西谷　郁（福岡インディペンデント映画祭代表）

第２報告（10：05～10：40）

「日本企業の海外進出のあり方について ― タイの洪水後の日系企業の動向 ― 」

報告者：松下　愛（久留米大学大学院比較文化研究科後期博士課程２年）

第３報告（10：50～11：25）

「ボーダーの認識とボーダーレスへの努力～エドウィン・ライシャワーの韓国問題、沖縄問題への関わりと、現代への教訓」

報告者：高嶋幸世（元西南学院大学文学部講師）

第４報告（11：25～12：00）

「朝鮮・日本・欧米の美術交流の観点から考える韓国近代彫刻」

報告者：文芝瑛（西九州大学非常勤講師）

午後の部（13：00～17：30）

■開会あいさつ（２号館３階　232教室）

徳島千穎（東アジア学会会長／㈱トクスイコーポレーション代表取締役会長）

呉東河（ビジョンと連帯21会長／釜山発展研究院主席研究員）

◇第１セッション「東アジアにおけるディアスポラ」（13：10～16：15）

座長：波潟　剛（九州大学大学院比較社会文化研究院准教授）

第１報告（13：10～13：50）

「境界人としてのサハリン韓人」

報告者：韓恵仁（建国大学校研究教授）

第２報告（13：50～14：30）
「故郷は遠くに在りて：韓国における多文化社会政策と排除の政治」
報告者：池　直美（北海道大学公共政策大学院専任講師）
第３報告（14：30～15：10）
「東アジアの境界、和解と共生」
報告者：金泰萬（韓国海洋大学校東アジア学科教授）
討論（15：10～16：00）
討論者：趙顕章（海東病院内科課長）
申明直（熊本学園大学外国語学部東アジア学科教授）
フロアからの質問（16：00～16：15）

◇第２セッション（16：30～17：30）
「日本から『北』へ帰った人の物語り」
報告者：韓錫圭（オッケトンム ― 北から帰った人たちを支える会）

２．定例研究会

第58回定例研究会

日時：2012年４月14日（土）15時00分～17時00分
会場：西南学院大学学術研究所　１階　第４会議室
講演
小松昭夫 氏（小松電機産業株式会社代表取締役／㈶人間自然科学研究所理事長）
「衰退の極みに繁栄の芽は生ず　在日と日本人が拓く人類の未来」

第59回定例研究会

日時：2012年７月28日（土）14時30分～17時30分
会場：西南学院大学学術研究所　１階　第１会議室
第一報告　「北朝鮮は情報開示に踏み出すか」
北原　守 氏（福岡県日朝友好協会　会長）
第二報告　「金正恩体制の北朝鮮 ― その現状と展望」
綛田芳憲 氏（北九州市立大学　准教授）

第60回定例研究会

日時：2013年３月23日（土）14時00分～17時20分
会場：西南学院大学学術研究所　１階　第１会議室
第一報告　「マレーシアの電機産業と FTA」（「若手研究者研究奨励金」受賞者研究報告）
猿渡　剛 氏（九州大学大学院博士後期課程）
第二報告　「『鏡』の文学 ― 芥川龍之介とアンドレ・ジッド」
尹　　一 氏（韓国釜慶大学校教授）

Campus Support
SEINAN

株式会社キャンパスサポート西南は
東アジア学会を全面的にサポート。

印刷全般

（学術書、学会機関誌・ポスター・チラシ、日英翻訳出版、テキスト、名刺等）

学術学会、イベントの運営支援

（最大800人規模の学会用会場提供・運営支援等）

西南オリジナルグッズ・お菓子販売

（ボールペン、ポーチ、扇子、西南チロリアン、セナフィー等）

生花販売

（祝賀パーティー等）

卒業生の就職支援・アルバイト紹介、
卒業式貸衣装手配、保険代理事業 等

学校法人 西南学院グループ
株式会社 キャンパスサポート西南
福岡市早良区西新3丁目12-14（西南子どもプラザ2階）
TEL.092-823-3576　FAX.092-823-3590
URL http://www.cs-seinan.co.jp

編集後記

リニューアルされた『東アジア研究』、いかがだったでしょうか。今号は表紙・紙面のデザインを刷新し、次号からは理事会・会員総会での承認を前提に、査読付きの学会誌に生まれ変わる予定です。また今後は年２回の発行を予定しており、東アジア研究で著名な大学・研究機関および九州・山口の主要公立図書館にも発送を開始いたします。情報発信力の大幅な向上が期待される『東アジア研究』。東アジアの文化・政治・経済に関する幅広い考察を掲載するという理念はそのままに、現代の学会へのニーズに即した、より質の高い学会誌へと発展させて行きたいと思います。

会員の皆様のご協力をよろしくお願い致します。

（編集担当企画委員：王忠毅・西田顕生）

東アジア研究（東アジア学会機関誌）**第13・14合併号**

発行日：2013年４月
発　行：東アジア学会
事務局：〒814-8511
福岡市早良区西新６－２－92
西南学院大学　小川雄平研究室
Tel&Fax: 092-823-4227
Mail: ogawa@seinan-gu.ac.jp

※本書の無断転載は難くお断りいたします。
予め学会事務局あて許諾を求めてください。

ISSN:2185-5501

East Asian Studies

vol.13・14 Combined Number 2013 April

A Study on the cruise of Northeast Asia;
With the Case of Fukuoka and Cheju ..... **KIM Moojung**

Korean “Democratization” beyond Borders:
In Search of “Freedom” and “Participation” ..... **KIMURA Takashi**

Malaysian Electronic Industry and Free Trade Agreement ..... **SARUWATARI Tsuyoshi**

The Perspective of East Asia in Contemporary Chinese Thought ..... **XU Tao**

Year 2012 Activity Report